

## 目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容	・ ・ ・ ・ ・	p. 1
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性	・ ・ ・ ・ ・	p. 1
ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容	・ ・ ・ ・	p. 5

## 学則の変更の趣旨を記載した書類

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

桜美林大学（以下「本学」という。）健康福祉学群（以下「本学群」という。）では、下表のように、平成 30 年度から、現在の入学定員 200 人を 100 人増の 300 人とし、収容定員 800 人を 400 人増の 1,200 人に変更する。また、平成 29 年 3 月に本学芸術文化学群の収容定員に係る学則変更の認可申請（入学定員 250 人を 400 人に、収容定員 1,200 人を 1,600 人とする学則変更の認可申請（平成 30 年 4 月から））を行っており、本件も含めた認可を前提とした場合、大学全体の入学定員は 2,380 人、平成 33 年度の完成年度時点における収容定員は 9,520 人となる。

学群・学類	現行			変更後		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
リベラルアーツ学群	950 人	—	3,800 人	950 人	—	3,800 人
芸術文化学群 ※ 平成 30 年 4 月から収容定員を増加するための学則変更認可申請中（平成 29 年 3 月申請済）	250 人	—	1,000 人	400 人 (予定)	—	1,600 人 (予定)
ビジネスマネジメント学群						
ビジネスマネジメント学類	400 人	—	1,600 人	400 人	—	1,600 人
アビエーションマネジメント学類	80 人	—	320 人	80 人	—	320 人
健康福祉学群	200 人	—	800 人	300 人	—	1,200 人
グローバル・コミュニケーション学群						
グローバル・コミュニケーション学類	250 人	—	1,000 人	250 人	—	1,000 人
合計	2,130 人	—	8,520 人	2,380 人	—	9,520 人

### イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は平成 17 年に中央教育審議会答申として示された「我が国の高等教育の将来像」の考え方にに基づき、機能分化した教育研究組織の構築に積極的に取り組んできた。「総合的教養教育」を行う教育組織としてリベラルアーツ学群を設置し、「特定の専門的分野」の教育を展開する芸術文化学群、グローバル・コミュニケーション学群、そして、「幅広い職業人養成」を目的とした教育組織としてビジネスマネジメント学群と今回の収容定員増の対象である本学群を設置しており、機能的かつ特色ある教育研究事業を展開してきた。加えて、

本学群では開設当初より少子高齢化や多様な福祉ニーズに対応できる人材を養成することを目的として教育研究事業を展開してきた。

本学群では専修制を採用しており、「社会福祉専修」、「精神保健福祉専修」、「健康科学専修」、「保育専修」を柱として、「健康福祉学」を受け皿とした相互に隣接し合う学問領域を配置している。これらの専門分野それぞれで活躍し得る人材を養成するとともに、総合的、専門的に学べる学群として一定の機能を果たしてきた。

近年では、こころとからだの健康、ヒューマンケア、老年学、保育における保護者とのコミュニケーション等、広くかつ細分化された領域への関心がより高まってきており、学生の希望や社会の需要に応えるべく科目の改廃等を行ってきた。また、スポーツに力を入れる学生の中には健康科学専修を希望する者も多く、本学群で学びたいという学生が多くなってきた。

本学群は開設から10年が経過しており、その間、所謂少子高齢化社会の有り様や将来の展望、そして需要に次のような変化等が起きている。

内閣府が公表する「高齢社会白書（平成28年版）」によると、平成27年10月1日時点における我が国の総人口1億2,711万人のうち、65歳以上の高齢者人口は3,392万人であり、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.7%となっている。この高齢化率は今後も上昇することが予測されており、65歳以上人口が3,878万人でピークを迎える平成54年以降も上昇し、平成72年には39.9%に達することから、高齢化に関連する様々な問題や課題は今度も継続されると考えられる（資料1、別添）。高齢社会白書において取り上げている事例の一つには、65歳以上の認知症患者数は今後増加すると予測されており、平成24年の462万人から平成37年には約700万人に達すると見込まれている。また、65歳以上の要介護者等認定数は平成25年度末で569.1万人であり、平成15年の370.4万人から198.7万人も増加している状況となっている（資料2、別添）。

公正取引委員会が公表する「介護分野を取り巻く状況・制度の概要（平成28年4月19日）」（資料3、別添）によると、特別養護老人ホームの定員数は平成12年の29万8,912人から平成26年には53万8,900人となり、約1.8倍の増加となっており、有料老人ホームの定員数は平成12年の3万6,855人から平成26年には38万7,666人となり、約10倍もの増加となっている。高齢社会白書が予測するように、高齢化が進む状況を考慮すると、高齢者向けの住まいは今度も増加すると考えられ、それらを支える人材の需要も高く、また重要な課題であるといえる。

厚生労働省が平成27年にプレスリリースした「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（資料4、別添）によると、介護職員の平成37年度の需要見込みは253.0万人とされており、現状推移シナリオによる介護人材の供給見込みとなる215.2万人と比べて37.7万人ものギャップが生じると報告されている。また、平成17年の介護保険法改正で制定された地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネ

一ジャー等の配置が義務づけられていることから、これらの資格所有者の需要は今後も続くと考えられる。

高齢社会白書では健康寿命（日常生活に制限のない期間）についても分析がなされているが、平成 13 年から平成 25 年までの健康寿命と平均寿命の伸びを比べた結果、平均寿命の伸び（男性 2.14 年、女性 1.68 年）よりも健康寿命の伸び（男性 1.79 年、女性 1.56 年）が小さいとしている（資料 2，別添）。また、国の政策において、健康寿命を延伸するためには、要介護状態を予防する方策を講じ得る人材の養成が教育現場において求められるとされている。さらに、健康寿命が延伸されたとしても、世界一とも言われる急速的な高齢化が今後も進行することを考慮すると、国内の要介護者数が減少するという楽観的な見通しは立て難いことに加え、生活の継続性を維持するための新たな介護サービス体系も要請されてきている。平成 26 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」（資料 5，別添）では、重要な施策の一つとして、世界最先端の健康立国を掲げ、新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備を実行すると示されており、人々の健康に対する理解促進を実現する人材輩出として、本学群で健康について幅広く学び、社会的課題に取り組む知恵や力を持つ人材の養成は、我が国の施策においても必要であるといえる。

さらには、からだの健康に加え、近年、こころの健康の重要性も認識が広がってきている。厚生労働省は健康寿命の延伸等を実現するため、平成 12 年より 21 世紀における国民健康づくり運動（通称健康日本 21）を策定しており、現在は「健康日本 21（第二次）」として平成 34 年までのプランが実行されている。その中で、「休養・こころの健康づくり」が盛り込まれており、からだの状況とこころは相互に強く関係しているとしている。厚生労働省の「患者調査」より精神疾患を有する総患者数の推移（資料 6，別添）をみると、平成 11 年の 204.1 万人から平成 26 年には 392.4 万人と、2 倍近くに増えていることがわかる。特に目立つのは、前述の高齢者白書でも指摘されている認知症（アルツハイマー病）と、気分（感情）障がい（躁うつ病を含む）となっているのが見て取れる。このような精神疾患を有する患者の増加に加え、平成 26 年の精神保健福祉法の改正では、精神科病院の管理者に精神保健福祉士等の医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の配置を義務づける等、こころの健康に向けて対策がなされており、本学群において養成している精神保健福祉士の需要は今後も増加すると見込まれる。

我が国では上記で示したとおり超高齢化社会の到来が予測されている一方で、「少子化社会対策白書（平成 28 年版）」（資料 7，別添）によると、平成 26 年時点での合計特殊出生率が 1.42 となっており、これを踏まえた場合、平成 72 年の日本の総人口は 8,674 万人にまで減少するとの推計が出されている。このような少子高齢化を前提として国も様々な取組を展開し、実行プランに移している。近年では、平成 28 年 6 月 2 日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子育ての環境整備や障がい者等の活躍支援等、少子高齢化の諸問題への具体的な取組について示している。

厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」（資料8，別添）によると，保育所は平成27年の28,783箇所から，平成28年には30,859箇所と1年間で約2,000箇所も増加している。その一方で，待機児童数は23,553人となっていることから，今後も保育所の拡充が予測される。同資料における待機児童マップによると，本学群が所在する東京都では8,466人もの待機児童がおり，全国の中で圧倒的に多いことが示されている。本学群では保育士の養成も行っているが，東京都での待機児童の状況を考慮すると，同地域における保育士への需要はますます増加すると考えられる。

このような少子高齢化を前提として国も様々な取組を展開してきた。仕事と子育てを両立させる支援や地方創生の取組等に関するプランが続々と閣議決定され，新制度が施行されている。また，老若男女がそれぞれ活躍できる社会，子どもを産み育てやすい社会，安心して働ける社会，医療や介護の仕組みが整った社会，障がい者や外国人が自立して働ける社会を実現するための提言や政策等が数多く示され，実行プランに移している。

また，平成26年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016―第4次産業革命に向けて―」（資料5，別添）が示す通り，名目GDP600兆円実現のための課題として，①新たな「有望成長市場」の戦略的創出，②人口減少に伴う供給制約や手不足を克服する「生産性革命」，③新たな産業構造を支える「人材強化」を挙げており，「官民戦略プロジェクト10」を策定し，その中には新たな市場創出として，「世界最先端の健康立国へ」及び「スポーツの成長産業化」が含まれている。「世界最先端の健康立国へ」ではヘルスケアの市場規模について「ウェアラブル端末の普及，健康・予防サービスに対する個人の嗜好の高まりや多様化等を背景に，サービス需要は今後飛躍的に増大していくものと考えられる」とし，市場規模は平成23年の16兆円から平成32年には26兆円になるとしている。また，高齢者介護についても言及されており「人材不足が喫緊の課題である中，ロボットやセンサー，ICT等，介護現場を支える技術進歩にこれまで以上に取り組んでいくことが必要である。ICT等により，現場の負担を軽減させる。これに加え，ロボットやセンサー等の技術を最大限活用して，現場の負担を軽減し，新たな取組へのモチベーションを生み出し，高齢者の自立支援につながる質の高い介護を実現する」としている。「スポーツの成長産業化」については，スポーツには「人を惹きつける力があるということは，ビジネスで言えば集客力」があることであり，「マーケティングの視点を持てば，我が国でもスポーツを成長産業へと転換させていくことが可能」として，市場規模は平成27年時点では5.5兆円だったのが，平成37年には15兆円に成長するとした。さらには，上記で示した新たな市場創出と同時に人材の育成・確保についても述べられており，「多面的アプローチによる人材育成・確保等」の中では「多様な働き手の参画」のために講ずべき具体的施策として，「女性の活躍推進」のため「待機児童解消への取組強化」，また「障がい者等の活躍推進」等を挙げている。

これらが示しているように，健康福祉分野での人材は，我が国が抱える諸課題への対応及び新たな有望市場創出・拡大という観点から，将来的にも幅広く需要が高まるものとい

える。

本学における学群制は、隣接領域を幅広く学べる環境に身を置きながら専門の学修を進められることを一つの特色としている。また本学群は、まさしく少子高齢化等に向かっていく国際社会を前提として、社会の求めに応じ、「こころとからだ」、「福祉と介護」、「保育とコミュニケーション」を総合的かつ専門的に学べる教育組織でなければならない。上述した社会の変化と需要、そして学生の希望に応えるため、今回の学則変更認可申請において教育課程を一部整備するとともに、収容定員の増加を行うこととした。

その具体として、各専修における教育課程の充実及び入学定員増加の計画を示す。本学では、「専修」は「専ら中心に学ぶ学問領域」と位置づけていることから、各専修には定員を設けず、学生の希望に応じて配置できるようにしている。とはいえ、各専修において十分な質を担保した教育を行う必要があるため、大まかな内訳としての定員の目安を設けている。現行及び収容定員増加後の各専修の1学年あたりの学生数は下表（表1）のとおりである。

【表1：各専修の1学年あたりの学生数（目安）】

〔現行〕

専修名	社会福祉 専修	精神保健 福祉専修	健康科学 専修	保育専修
学生数	50人程度	20人程度	80人程度	50人程度

〔収容定員増加後〕

専修名	社会福祉 専修	精神保健 福祉専修	健康科学 専修	保育専修
学生数	70人程度	60人程度	120人程度	50人程度

学生数の合計は、各専修の学生数が前後しても十分に教育の質を担保して対応することができるよう設定している。なお、保育専修は50人程度を維持し、変更しない。

これら各専修における拡充案を集約し、積み上げた結果として、入学定員を現状の200人から300人とし、収容定員を800人から1,200人とすることは、国の政策等の観点から当該分野の人材の社会的需要が今後も増加することが予測されることを踏まえると、至当であると判断することができる。

## ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

〔健康福祉学群の特色〕

本学群は専修制を採用し、「社会福祉専修」「精神保健福祉専修」「健康科学専修」「保育専修」という相互の学問分野が隣接し合う4つの専修を置いている。今回の収容定員学則

変更認可申請を行うに当たり、これら4つの専修のうち「社会福祉専修」及び「精神保健福祉専修」の各専修科目において、教育課程の体系性をより明確にするため、授業科目の新設、削除及び科目名称の変更による充実を図る。

また、本学群は平成16年4月の開設以来、「実習支援センター」を設置している。本センターでは、各専修で取得が可能な社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭、保健体育科教員等といった資格取得のための現場実習のサポートや資格取得のための履修方法の指導等を行っている。今回の収容定員増に伴って公認心理師の資格取得を視野に入れた教育課程を構築することにより、当該資格の取得に向けたサポートも行うべく対応する。

### **(ア) 教育課程の変更内容**

前述したように、本学群に設置する4つの専修のうち、「社会福祉専修」及び「精神保健福祉専修」において授業科目の充実による教育課程の変更を行う。なお、「健康科学専修」及び「保育専修」においては教育課程の変更は行わない。

このことも含めた各専修の特長は次のとおりである。

#### **(1) 社会福祉専修**

現代の福祉ニーズに対応するため、「環境」「経営」「ケア」「人権」という多様な視点から福祉を学修するための科目群である。

福祉に関する基礎から応用までの講義科目をはじめとして、少人数によるグループワークやボランティアを実践することでチームワークやコミュニケーション能力の向上を図るとともに、福祉ビジネスの提案等の科目を通して創造力や課題解決力等を育成する教育を行う。また、社会福祉のプロフェッショナルを養成する専修として社会福祉士等の国家資格等の取得に関わる科目を体系的に編成している。

今回の収容定員増加を行うに当たっては、「介護福祉」の分野の充実を図る。上述した「介護」を取り巻く社会的要請から福祉を考え、実践できるようにするため、「介護サービスの基礎」「介護予防の理論と実践」の二つの授業科目を新設し、これを社会福祉専修の教育課程を構成する要素の一つとして位置づける。

#### **(2) 精神保健福祉専修**

心の健康（メンタルヘルス）の増進を図るとともに、精神障がいのある人の生活と社会参加を支援する視点から福祉を学修するための科目群である。

本専修では、国家資格である「精神保健福祉士」の養成教育をカリキュラムの中心に置き、メンタルヘルス分野で相談援助を担う人材を育成する教育を行う。精神障がいのある人に寄り添い、多角的な視点を持ち、支援するための知識や技術を「社会福祉学」を主軸に「医療保健」「心理的支援」の三本の柱に基づいて学修する。

今回の収容定員増加を行うに当たっては、本専修及び本学大学院の整備も前提として、国家資格である「公認心理師」の資格取得にも対応し、専門的な「実践心理」を学修することを可能とする。具体として、「公認心理師」の資格取得のための各種科目の大幅な新設を行い、これを本学の大学院設置科目との接続を考慮したカリキュラム内容にすることで心理に関わるより専門的な学修を可能とする。また、今回の新設科目と従来の精神保健福祉士の指定科目を選択的に履修することによって、メンタルヘルスに関するより横断的な学修も可能にする。

### (3) 健康科学専修

子どもから高齢者まで幅広い層の健康をはじめ、スポーツの競技力向上及びスポーツビジネスまでを学修するための科目群である。

学校、スポーツ及び健康福祉の現場において、現代社会で重要視されている心身のケアに関する指導ができるよう、カウンセリング理論や障がい者スポーツ等に関する授業科目や、スポーツの競技力向上を实践する授業科目も開設し、知識や技術の向上のみならず、コミュニケーション力やチームワーク、さらにはリーダーシップを醸成するための教育を行う。

なお、本専修では今回の収容定員増に伴った教育課程の変更は行わない。

### (4) 保育専修

保育の本質や目的、保育の対象となる子ども、保育の内容・方法についての知識・技能を学修するための科目群である。

保育に限定されない幅広い専門性と精神面・健康面から子ども及び保護者をサポートすることができる視野の広さを修得することで、自らの保育実践を振り返り、社会の変化にも即時に対応でき、より良い実践を追求する「自ら考える保育者」を育成するための教育を行う。

なお、本専修では今回の収容定員増に伴った教育課程の変更は行わない。

これら各専修における教育課程はすべてが隣接し合う教育領域にある。学生は専修内の学問分野にとらわれることなく、学群制のメリットを活かして隣接領域の分野も学修していくことにより、資格取得のためだけの学修にとどまらず、本学群の学びのキーワードでもある「福祉、健康、メンタルサポート」を総合的に修得することが可能となっている。

### (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

前述の社会福祉専修及び精神保健福祉専修における教育課程を充実することにより、本学群はこれまで以上に学修の範囲が拡大するものの、教育的効果は希薄にすることなく、収容定員増加の後も教育方法及び履修指導方法の変更は行わず、これまでと同等以上の内



容において実施する。これらの具体については次のとおりである。

### (1) 教育方法

上述の実習支援センターでは、専門の担当スタッフにより学生の希望を聞きながら実習先の調整を行っている。また、各資格や免許を有するスタッフも常駐しており、実習に関する相談及び指導に当たっている。さらには、実習の事前事後の学修も学生一人ひとりに対して指導している他、センター内の書籍及び設備を活用し、ボランティア等の情報提供や勉強会等も随時実施している。

これまで演習、実技、実習科目、あるいは一部の講義科目において、指導上、適切な履修者数を維持するために、クラス数の増設等を行ってきた。収容定員増加の後も、この措置を継続し適正クラス規模を維持する。さらに、特定の曜日・時限のクラスには履修希望者が集中することがある。このような場合には、他の曜日・時限でも開講して希望者全員が履修することができるよう調整を図ることで、学生が不利益を被ること無く、かつ教育の質も確保していく。

### (2) 履修指導方法

本学では全学的な履修指導方法として「アドバイザー制度」(資料9, 別添)を導入している。アドバイザーは、専任教員が各学群・学類に所属する学生一人ひとりを担当し、学修に関する指導や学生生活全般の相談対応を行う。主な対応事項としては、学生の履修登録状況や成績を適宜モニターし、学期初めの履修指導を積極的に行うほか、授業期間中はオフィスアワーを設け、学生の相談案件に随時対応し助言等を行っている。また、本学ではGPAによる成績管理を実施するとともに、CAP制を活用して各学期単位で成績が不振であった学生に対しては保護者を含めた面談指導を実施している。

履修指導の具体として、入学後の新入生全体オリエンテーションにおいて、建学の精神に基づき本学群が養成する人材像及び教育目的、教育方法、卒業要件等について説明した後に、アドバイザーによる個別指導を行う。アドバイザーは、教育課程における必修科目等の基幹科目の位置づけやその必要性を説伏した上で、各学生の興味、関心、目的意識、卒業後の希望進路等を考慮して指導を行う。履修指導は入学時のみならず、在学期間を通して随時行い、各学期の履修登録の指導、単位修得を含めた学修の進捗状況確認、各授業の学習や課題への取組に関する指導と助言、その他学生が効果的に学修するための様々な支援を行っている。加えて、実習支援センターの専門スタッフによる国家資格等の資格取得のための履修指導も行っており、専任教員と専門スタッフ両面からのアドバイジングを行う等、きめ細かな履修指導を実施している。

### (ウ) 教員組織の変更内容

今回の収容定員の増加に伴い、精神保健福祉専修に1人、健康科学専修に1人、合計2

人の専任教員を新たに採用する。これにより、平成 33 年の完成年度を迎える時点における本学群の専任教員は 33 人となる。これは、大学設置基準第 13 条に規定されている必要専任教員数 16 人（教授 8 人以上）を大きく上回る配置であり、これまで以上にきめ細やかな教育を展開することができる体制となる。職位の内訳は、教授 12 人、准教授 13 人、講師 5 人、助教 3 人である。

また現在、本学全体では必要専任教員数の 1.5 倍程度の専任教員を配置しており、今回の収容定員の増加に関しても支障は無く、教育の質を担保することは十分に可能である。なお、本学群の専任教員のうち、完成年度末までに定年を迎えるものについては、大学全体の人事計画に基づき適切に採用を行っていく。

## **(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容**

### **(1) 校地、運動場**

本学群を設置する町田キャンパスを中心に、大学全体では現在 103,529.67 m<sup>2</sup>の校舎敷地を有している。既設学群と共用することとなるが、本学群の収容定員増加を踏まえても大学設置基準上の要件を十分に満たしている。故に、校舎敷地の整備に関わる変更は行わない。

本学では学生及び教員が安全で快適な環境の中で授業を受け、課外活動に取り組み、また教育研究に勤しむことができる環境こそが相応しいと考え、キャンパスの整備を進めている。平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 か年を期間とした中期目標を策定し、その中で新施設の建設や既存校地の整備、施設の更新をマスタープランに沿って進め、教育研究環境の整備を行っていくこととしている。

学生の休息する空間については、多数の主要校舎の 1 階部分を飲食や歓談、休憩、自習場所として利用できるラウンジとして整備している。このラウンジは授業や課外活動での活動成果を報告、発表する展示スペースとしても活用できるよう設計を行っている。屋外広場や共用廊下等の空いた空間にはベンチやテーブルを多数設置しており、また花壇・植樹等による緑化も進めている。

運動場については 68,324.97 m<sup>2</sup>を有し、今回の収容定員増加に伴う利用者増にも十分に対応が可能である。故に、運動場の整備に関わる変更は行わない。総合運動場（人工芝）、野球場、テニスコート、アーチェリー場、弓道場、ゴルフ練習所等を整備しており、授業や課外活動及びスポーツフェア等のイベントの使用に供している。

### **(2) 校舎等施設**

校舎面積については 82,434.37 m<sup>2</sup>を有しており、本学群の収容定員増加を踏まえても大学設置基準上の要件を十分に満たしている。故に、校舎面積に関わる変更は行わない。

本学群で使用する講義室、実習室、実験室、練習室等については、今回の収容定員増加を踏まえ、現場実習に備えて実践力を磨くことができる施設における設備を整備する。

同時に講義科目については、授業科目の登録者数や講義形態を確認しながら教室の割り当てを適切に行うことで収容定員増加にも対応した教室数を確保し、教育研究に支障無いよう配慮する。

図書館では、今回の収容定員増加に伴い、本学群の学生の教育に資する資料として、社会福祉、精神保健福祉、健康科学、保育の基礎的かつ学術的な資料を揃える。

図書館には、平成12年4月の文学部健康心理学科開設以降、継続して収集を続けてきた健康科学、体育学、心理学関連資料群に加え、平成18年4月の健康福祉学群開設から収集を続けてきた、社会福祉、精神保健福祉、保育の基本的資料群を含む蓄積がある。これらを有効に活用するとともに、本学群の教育に必要な老年学、介護、コミュニケーション分野の図書（和書、洋書、電子書籍等）、学術雑誌（和雑誌、洋雑誌等）、視聴覚資料（映像、音声等資料）等の整備を図る。

選定・収集にあたっては、専任教員や全学図書委員会を通じて意向を反映し、教育・研究に資する図書等の収集を行う。また、購入希望制度を通じて学生が必要とする資料を受け入れることもできる。図書のほか、必要に応じて視聴覚資料（DVD等）も揃える。

図書館では約55万冊の図書、学術製本雑誌、約1万7千点の視聴覚資料、5,900種の学術雑誌、紀要類（英語、中国語、日本語等）を利用することができる。データベースは、専攻分野に関連する学術論文、雑誌記事を検索できるデータベースとしてCiNii、J-STAGE等を提供するほか、心理学関連の専門分野に特化したPsycINFO、PsycArticles、Psychology & Behavioral Sciences Collection、様々な分野の論文・記事等を多数収録している基本的なアグリゲータータイプのデータベースProQuest Central、電子ジャーナルCambridge Online Journalsも提供している。

社会の様々な福祉に関するニュースや情報を知るために、聞蔵Ⅱ（朝日新聞記事検索）、ヨミダス歴史館（読売新聞記事検索）、日経テレコン21（日本経済新聞記事検索）等の新聞記事検索データベースを提供する。Britannic Online Dictionary、Oxford English Dictionary等のデジタルレファレンスツールを提供し、英語学習を支援している。外国語修得、留学案内については、英語、中国語、日本語各種資格試験（TOEFL®、TOEIC®、HSK等）に対応した参考書及び留学ガイドブック約600冊を揃え、それぞれ「資格就職コーナー」、「留学コーナー」を設けて学生に提供している。

図書館では、学生に様々なサービスを提供している。来館利用はもとより、学内LAN経由で図書、学術雑誌、視聴覚資料等の蔵書検索や、データベース、電子ジャーナルを利用した情報収集が可能となっている。また学外からSSL-VPN接続で図書館のウェブサイトにはアクセスし、オンラインデータベースや電子ジャーナルを利用できる環境も整備している。

学生は図書館に所蔵する図書・雑誌を著作権法の範囲内で複写することができる。また本学図書館に所蔵していない図書・雑誌については、他大学図書館等に複写を依頼す

ることができる。また学生が、他大学図書館が所蔵する図書・雑誌等の閲覧を希望する場合は、先方の他大学図書館に連絡を取り、紹介状を発行して閲覧の依頼を行う。また他大学図書館のほか、国立国会図書館、全国の公共図書館等の情報を提供するとともに、学生が求める図書・雑誌等資料や文献を入手できるように努めている。

## 資料目次

資料番号	資料名
資料 1	高齢社会白書（高齢化率）
資料 2	高齢社会白書（認知症、健康寿命）
資料 3	介護分野を取り巻く状況・制度の概要
資料 4	2025年に向けた介護人材にかかる需給推計
資料 5	日本再興戦略2016
資料 6	精神疾患患者数推移
資料 7	少子化社会対策白書
資料 8	保育所等関連状況取りまとめ
資料 9	アドバイザー制度

平成27年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

第1章

高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

高齢化の現状と将来像

○高齢化率は26.7%

- ・我が国の総人口は平成27（2015）年10月1日現在、1億2,711万人（表1-1-1）。
- ・65歳以上の高齢者人口は3,392万人。
- ・65歳以上を男女別にみると、男性は1,466万人、女性は1,926万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.1。
- ・総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.7%。
- ・「65～74歳人口」（前期高齢者）は1,752万人、総人口に占める割合は13.8%。
- ・「75歳以上人口」（後期高齢者）は1,641万人、総人口に占める割合は12.9%。

表1-1-1 高齢化の現状

単位：万人（人口）、%（構成比）

		平成27年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,711	6,183	6,528
	高齢者人口（65歳以上）	3,392	1,466	1,926
			(性比) 76.1	
	65～74歳人口	1,752	832	920
			(性比) 90.4	
	75歳以上人口	1,641	635	1,006
		(性比) 63.1		
構成比	生産年齢人口（15～64歳）	7,708	3,891	3,817
			(性比) 101.9	
	年少人口（0～14歳）	1,611	825	786
			(性比) 105.0	
	総人口	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口（高齢化率）	26.7	23.7	29.5
65～74歳人口	13.8	13.5	14.1	
75歳以上人口	12.9	10.3	15.4	
生産年齢人口	60.6	62.9	58.5	
年少人口	12.7	13.3	12.0	

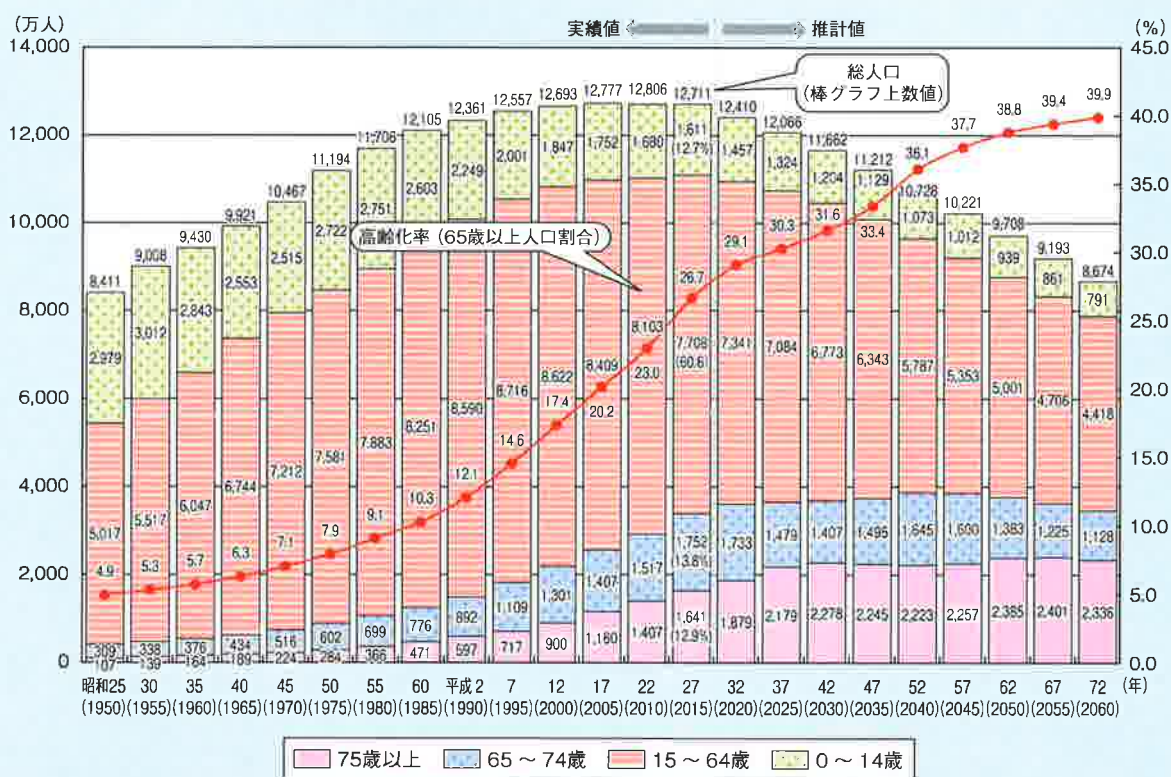
資料：総務省「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」

(注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

○平成72(2060)年には、2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上

- ・総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇(図1-1-2)。
- ・高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)~24(1949)年に生まれた人)が65歳以上となる平成27(2015)年には3,392万人となり、その後も増加。54(2042)年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇すると推計される。
- ・平成72(2060)年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上。
- ・平成72(2060)年には75歳以上人口が総人口の26.9%となり4人に1人が75歳以上。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



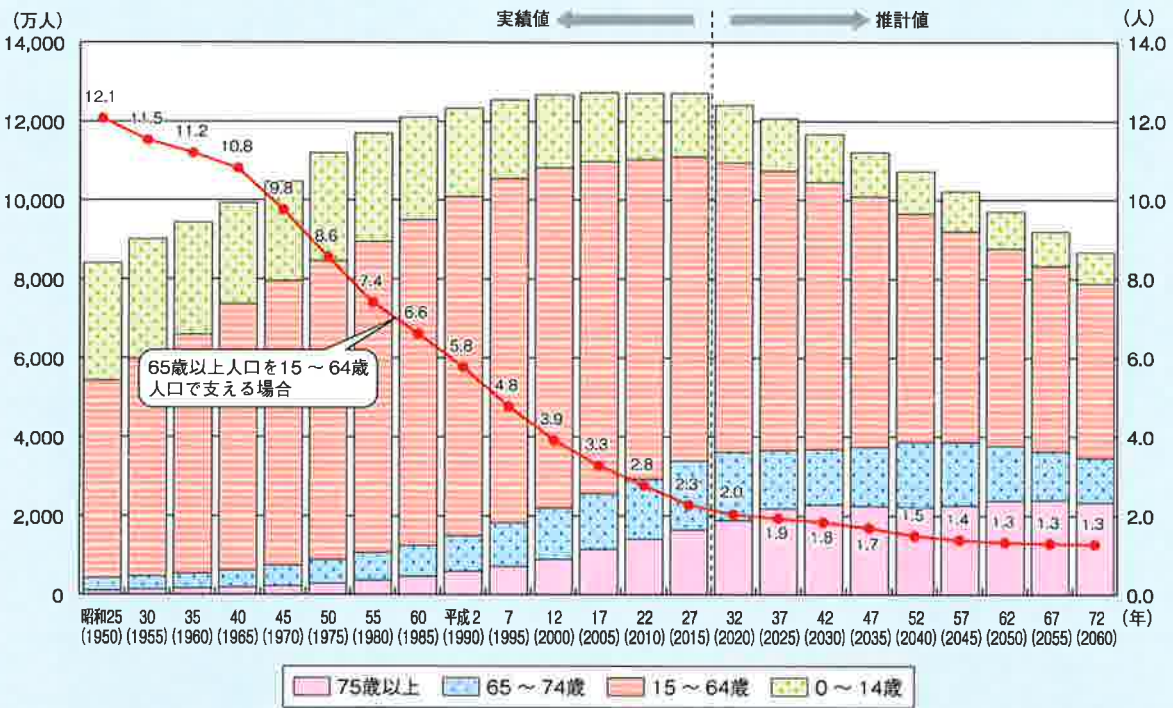
資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計(平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在推定値)」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1950年~2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

○現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会の到来

- ・平成27（2015）年には、高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）2.3人（図1-1-3）。
- ・平成72（2060）年には、高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）1.3人。

図1-1-3 高齢世代人口の比率



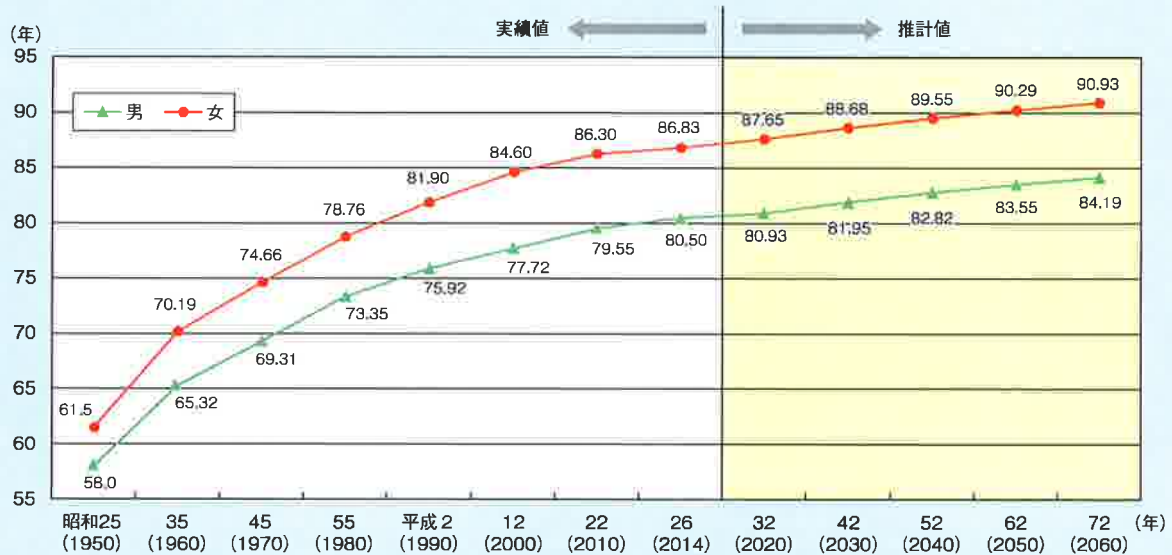
資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果



○将来の平均寿命は男性84.19年、女性90.93年

- ・平均寿命は、平成26（2014）年現在、男性80.50年、女性86.83年（図1-1-4）。
- ・平成72（2060）年には、男性84.19年、女性90.93年となり、女性の平均寿命は90年を超える。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年及び2014年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2010年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果  
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

## ○地域別にみた高齢化

- ・平成26（2014）年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で32.6%、最も低い沖縄県で19.0%となっている（表1-1-5）。

表1-1-5 都道府県別高齢化率の推移

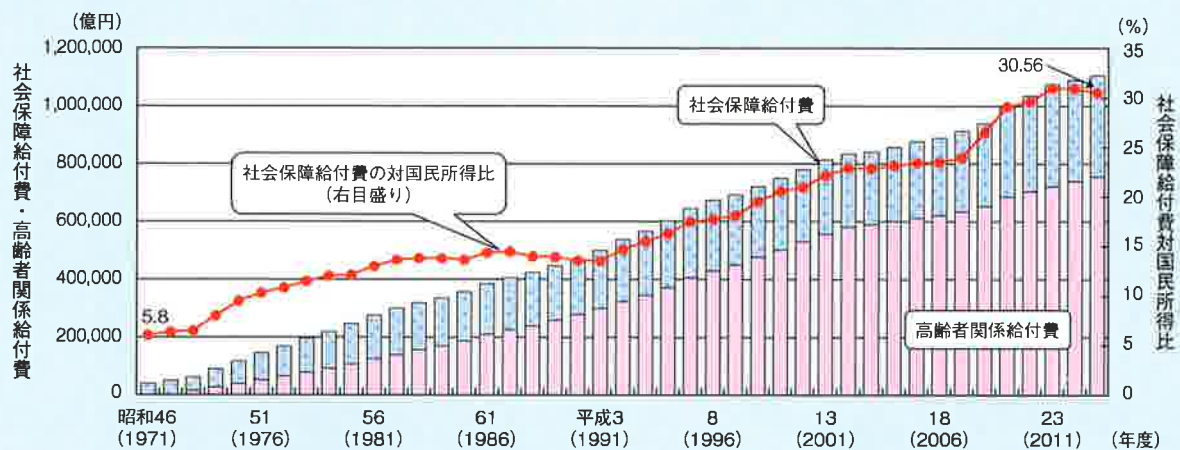
	平成26年 (2014)			平成52年 (2040)	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上 人口(千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,400	1,519	28.1	40.7	12.6
青森県	1,321	383	29.0	41.5	12.5
岩手県	1,284	380	29.6	39.7	10.1
宮城県	2,328	573	24.6	36.2	11.6
秋田県	1,037	339	32.6	43.8	11.2
山形県	1,131	338	29.9	39.3	9.4
福島県	1,935	537	27.8	39.3	11.5
茨城県	2,919	754	25.8	36.4	10.6
栃木県	1,980	498	25.1	36.3	11.2
群馬県	1,976	529	26.8	36.6	9.8
埼玉県	7,239	1,737	24.0	34.9	10.9
千葉県	6,197	1,571	25.3	36.5	11.2
東京都	13,390	3,011	22.5	33.5	11.0
神奈川県	9,096	2,115	23.2	35.0	11.8
新潟県	2,313	672	29.1	38.7	9.6
富山県	1,070	318	29.7	38.4	8.7
石川県	1,156	313	27.1	36.0	8.9
福井県	790	220	27.9	37.5	9.6
山梨県	841	231	27.5	38.8	11.3
長野県	2,109	615	29.2	38.4	9.2
岐阜県	2,041	557	27.3	36.2	8.9
静岡県	3,705	998	26.9	37.0	10.1
愛知県	7,455	1,728	23.2	32.4	9.2
三重県	1,825	495	27.1	36.0	8.9
滋賀県	1,416	332	23.4	32.8	9.4
京都府	2,610	701	26.9	36.4	9.5
大阪府	8,836	2,267	25.7	36.0	10.3
兵庫県	5,541	1,460	26.3	36.4	10.1
奈良県	1,376	383	27.8	38.1	10.3
和歌山県	971	296	30.5	39.9	9.4
鳥取県	574	167	29.1	38.2	9.1
島根県	697	221	31.8	39.1	7.3
岡山県	1,924	540	28.1	34.8	6.7
広島県	2,833	769	27.1	36.1	9.0
山口県	1,408	441	31.3	38.3	7.0
徳島県	764	230	30.1	40.2	10.1
香川県	981	286	29.2	37.9	8.7
愛媛県	1,395	415	29.8	38.7	8.9
高知県	738	237	32.2	40.9	8.7
福岡県	5,091	1,279	25.1	35.3	10.2
佐賀県	835	225	27.0	35.5	8.5
長崎県	1,386	401	28.9	39.3	10.4
熊本県	1,794	504	28.1	36.4	8.3
大分県	1,171	347	29.6	36.7	7.1
宮崎県	1,114	319	28.6	37.0	8.4
鹿児島県	1,668	478	28.6	37.5	8.9
沖縄県	1,421	270	19.0	30.3	11.3

資料：平成26年は総務省「人口推計」、平成52年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

## ○過去最高となった社会保障給付費

- ・ 社会保障給付費全体について、平成25（2013）年度は110兆6,566億円となり過去最高の水準（図1-1-6）。
- ・ 国民所得に占める割合は、30.56%（前年比0.41ポイント減）。
- ・ 社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費について、平成25（2013）年度は75兆6,422億円、社会保障給付費に占める割合は68.4%。

図1-1-6 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成25年度社会保障費用統計」

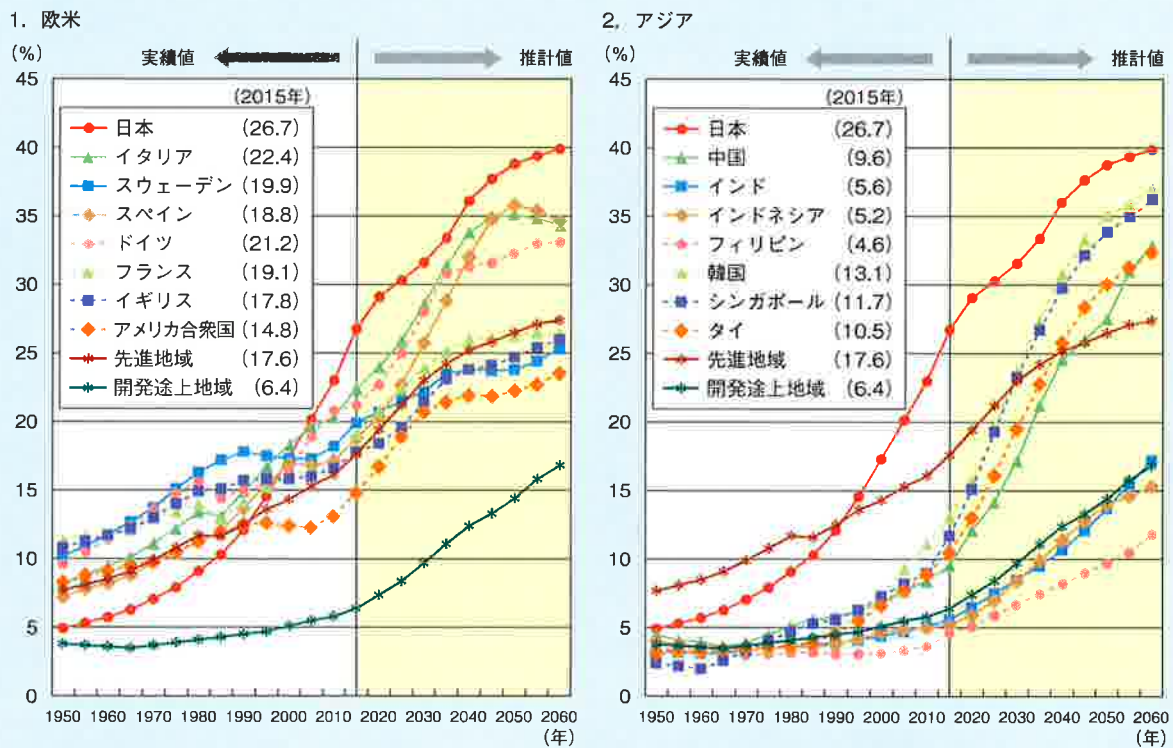
(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計

(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの平成20年3月分の医療給付額等が含まれている。

○我が国は世界で最も高い高齢化率である

- ・先進諸国の高齢化率と比較すると、我が国は、1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となった（図1-1-7）。
- ・アジア諸国についてみると、今後、急速に高齢化が進み、特に韓国においては、我が国を上回るスピードで高齢化が進行し、平成17（2005）年の9.3%から72（2060）年には37.1%まで達すると見込まれている。

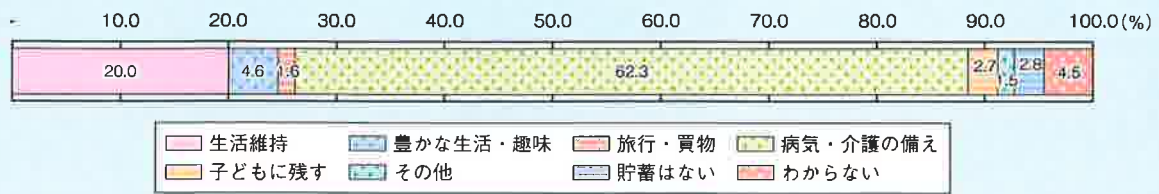
図1-1-7 世界の高齢化率の推移



資料：UN, World Population Prospects : The 2015 Revision  
 ただし日本は、2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」及び、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

(注) 先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。  
 開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く）、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

図1-2-8 貯蓄の目的



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」（平成23年）  
 (注) 対象は、全国60歳以上の男女

○生活保護受給者（被保護人員）は増加傾向

- ・平成26（2014）年における65歳以上の生活保護受給者は92万人で、前年より増加している（図1-2-9）。
- ・65歳以上人口に占める65歳以上の生活保護受給者の割合は2.80%であり、全人口に占める生活保護受給者の割合（1.67%）より高くなっている。

図1-2-9 被保護人員の変移



資料：総務省「人口推計」「国勢調査」、厚生労働省「被保護者調査 年次調査」より内閣府作成

3 高齢者の健康・福祉

○高齢者の半数近くが何らかの自覚症状を訴えているが、日常生活に影響がある人は約4分の1

- ・平成25（2013）年における65歳以上の高齢者の有訴者率（人口1,000人当たりの「ここ数日、病気やけが等で自覚症状のある者（入院者を除く）」の数）は466.1と半数近くの人が何らかの自覚症状を訴えている（図1-2-10）。
- ・日常生活に影響のある者率（人口1,000人当たりの「現在、健康上の問題で、日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動等に影響のある者（入院者を除く）」の数）は、25（2013）年にお

いて258.2と、有訴者率と比べるとおよそ半分になっている。

- ・日常生活への影響を内容別にみると、「日常生活動作」（起床、衣服着脱、食事、入浴など）が人口1,000人当たり119.3、「外出」が同118.4と高くなっており、次いで「仕事・家事・学業」が同94.4、「運動（スポーツを含む）」が同83.3となっている（図1-2-11）。

図1-2-10 65歳以上の高齢者の有訴者率及び日常生活に影響のある者率（人口千対）

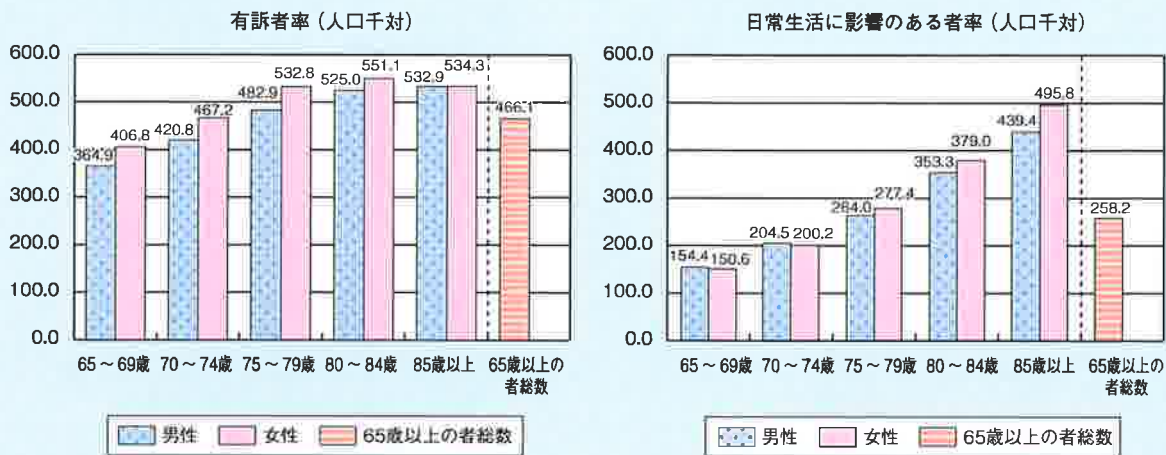
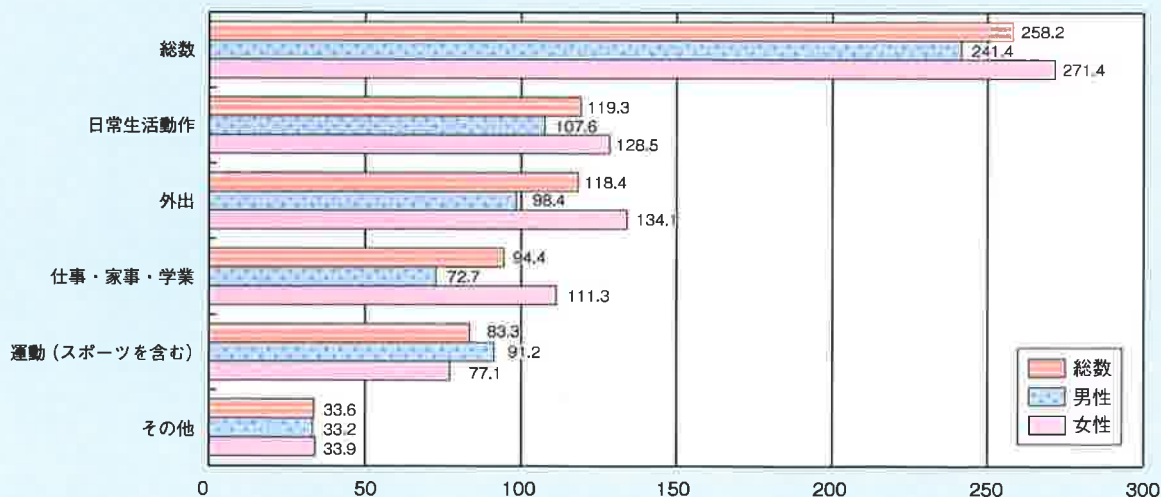


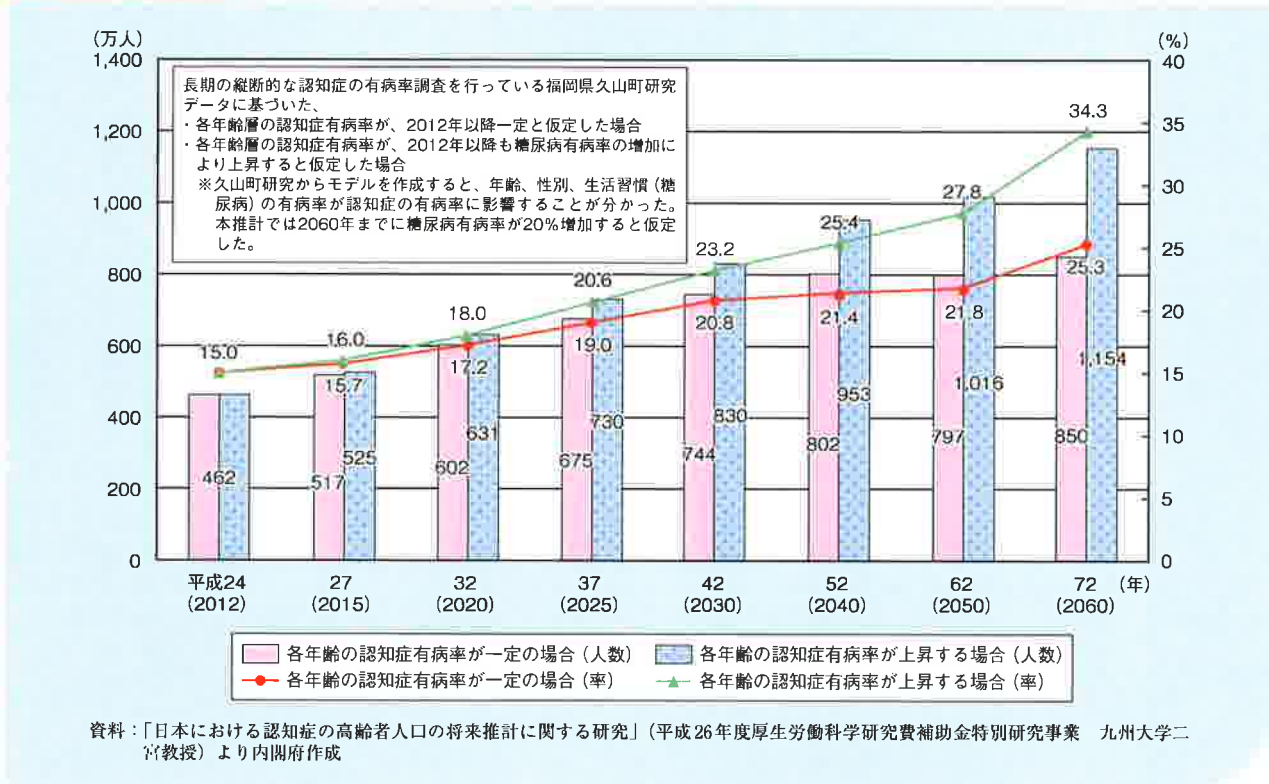
図1-2-11 65歳以上の高齢者の日常生活に影響のある者率（複数回答）（人口千対）



○平成37（2025）年には65歳以上の認知症患者数が約700万人に増加

- ・65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計についてみると、平成24（2012）年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人（有病率15.0％）であったが、37（2025）年には約700万人、5人に1人になると見込まれている（図1-2-12）。

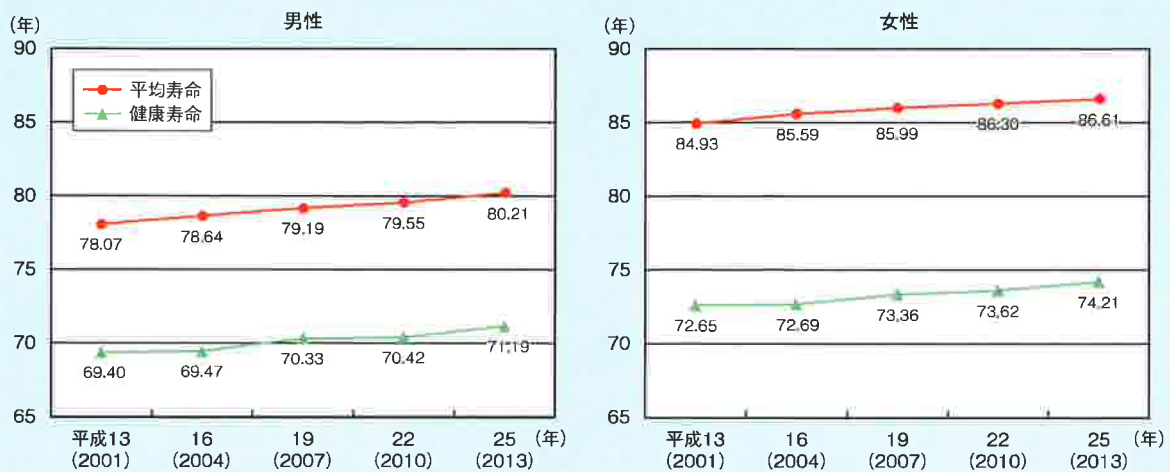
図1-2-12 65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



○健康寿命が延びているが、平均寿命に比べて延びが小さい

- ・日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、平成25（2013）年時点で男性が71.19年、女性が74.21年となっており、それぞれ13（2001）年と比べて延びている。しかし、13（2001）年から25（2013）年までの健康寿命の延び（男性1.79年、女性1.56年）は、同期間における平均寿命の延び（男性2.14年、女性1.68年）と比べて小さい（図1-2-13）。

図1-2-13 健康寿命と平均寿命の推移

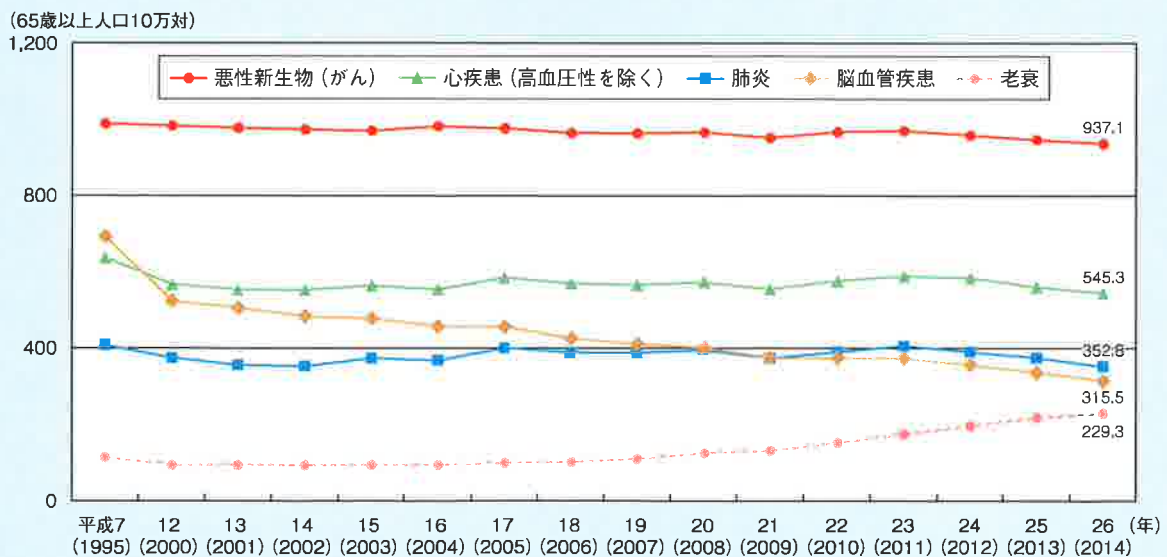


資料：平均寿命：平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」  
健康寿命：平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」平成25年は厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出

○高齢者の死亡率（高齢者人口10万人当たりの死亡数）は「悪性新生物（がん）」が937.1と最も高い。

- ・高齢者の死因となった疾病をみると、死亡率は、平成26（2014）年において、「悪性新生物（がん）」が937.1と最も高く、次いで「心疾患」545.3、「肺炎」352.8の順になっている（図1-2-14）。

図1-2-14 65歳以上の高齢者の主な死因別死亡率の推移



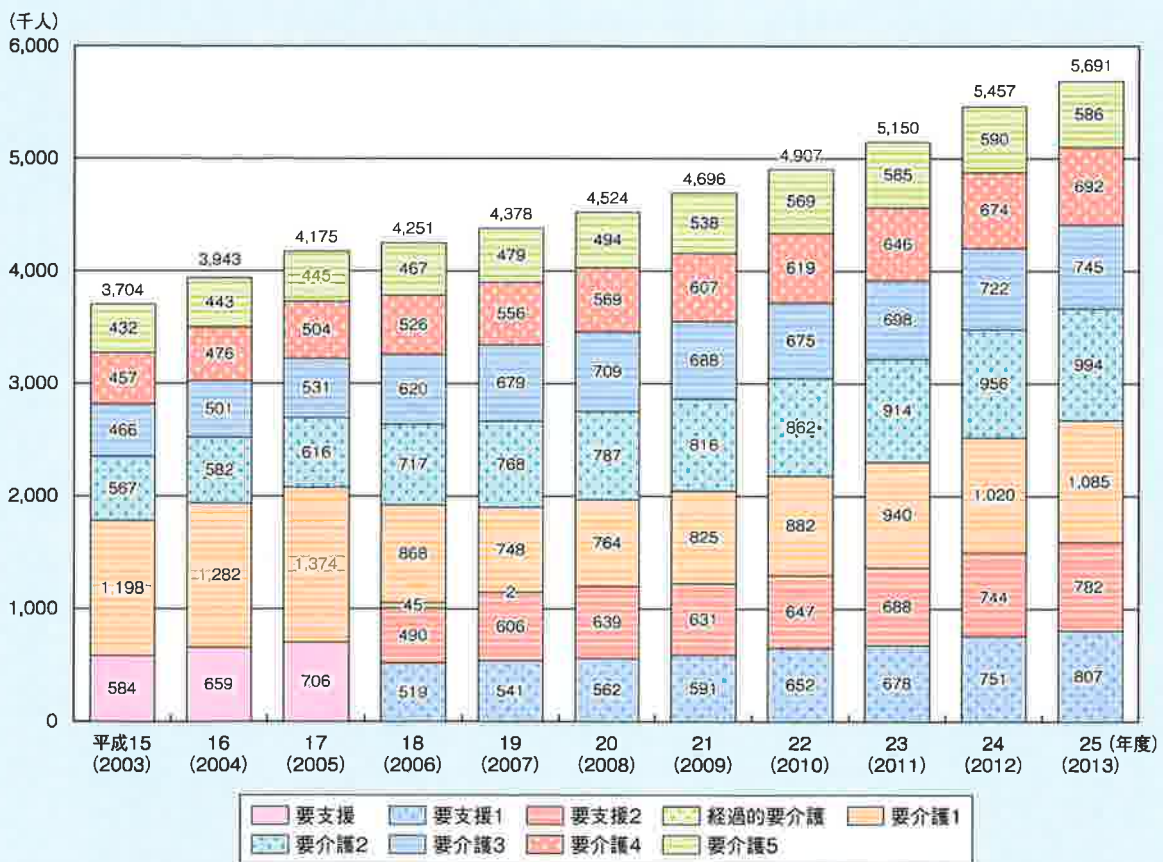
資料：厚生労働省「人口動態統計」



○高齢者の要介護者等数は急速に増加しており、特に75歳以上で割合が高い

- ・65歳以上の要介護者等認定者数は平成25（2013）年度末で569.1万人であり、15（2003）年度末から198.7万人増加している（図1-2-15）。
- ・75歳以上で要介護の認定を受けた人は75歳以上の被保険者のうち23.3%を占める（表1-2-16）。
- ・介護が必要になった場合の費用負担に関する意識について、「特に用意しなくても年金等の収入でまかなうことができると思う」が42.3%と最も多くなっており、「その場合に必要なだけの貯蓄は用意していると思う」が20.3%と続く（図1-2-17）。

図1-2-15 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(注1) 平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。

(注2) 東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

表1-2-16 要介護等認定の状況

単位：千人、( )内は%

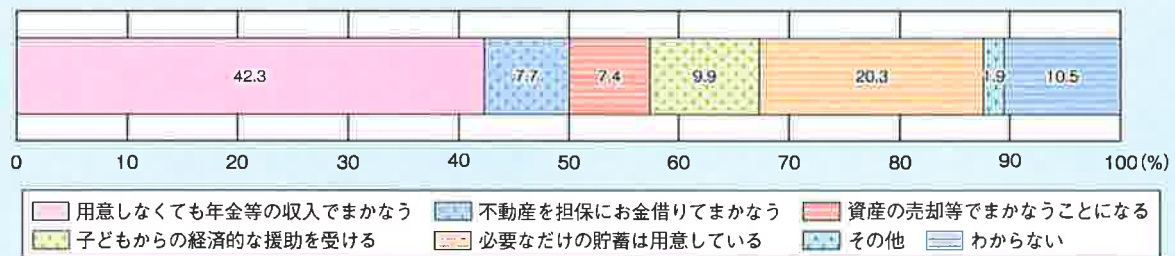
65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
231	491	1,357	3,611
(1.4)	(3.0)	(8.8)	(23.3)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成25年度）より算出

(注1) 経過的要介護の者を除く。

(注2) ( )内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

図1-2-17 介護が必要になった場合の費用負担に関する意識



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）

(注1) 調査対象は、全国55歳以上の男女。数値は60歳以上の男女

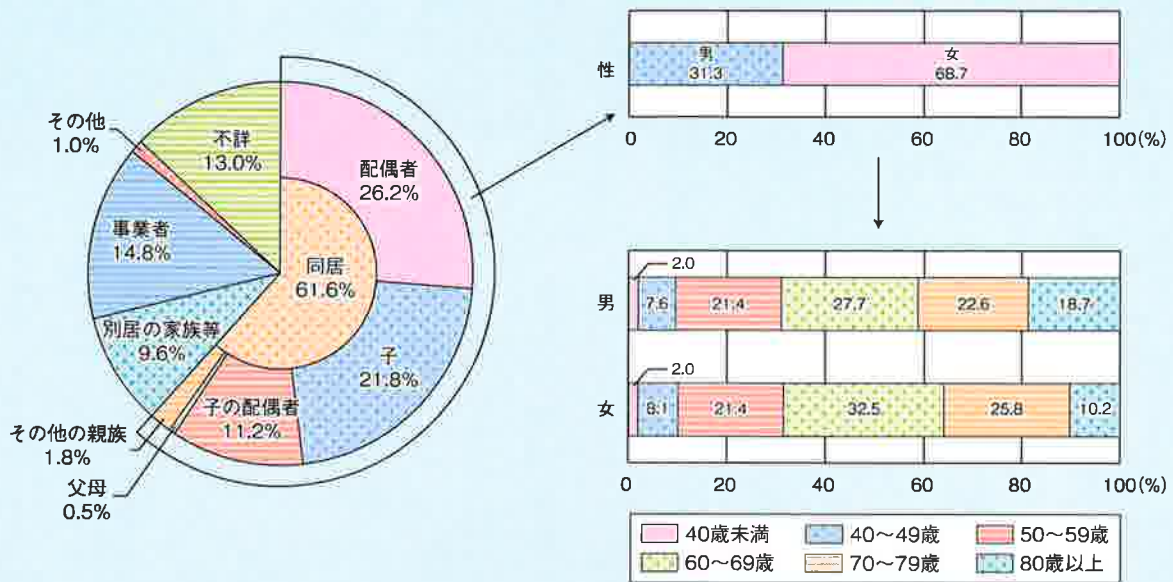
(注2) 質問内容は「子どもに介護などの世話を受たり、老人ホームに入居したり、在宅でホームヘルプサービスを受けたりする場合の費用をどのようにまかなうか」

## ○主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

- ・ 要介護者等からみた主な介護者の続柄をみると、介護者の6割以上が同居している人となっている。
- ・ その主な内訳は、配偶者が26.2%、子が21.8%、子の配偶者が11.2%。性別では男性が31.3%、女性が68.7%と女性が多い（図1-2-18）。
- ・ 同居している主な介護者の年齢について、男性では69.0%、女性では68.5%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在している。

図1-2-18

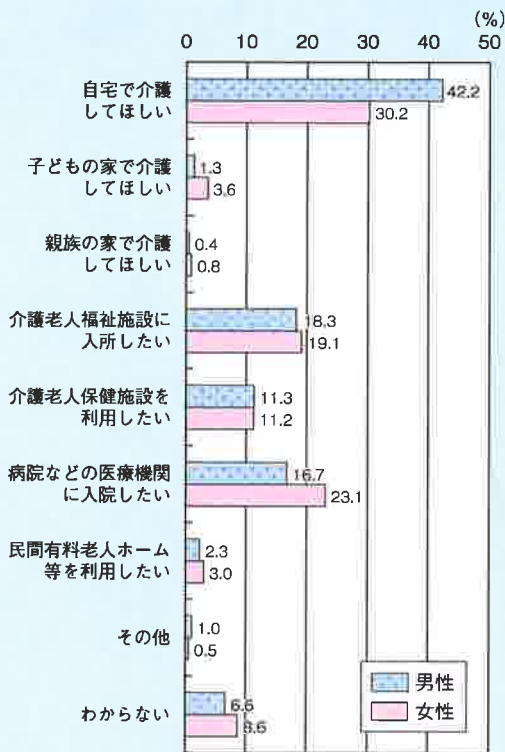
要介護者等からみた主な介護者の続柄



○介護を受けたい場所は「自宅」が男性約4割、女性3割、最期を迎えたい場所は「自宅」が半数を超える

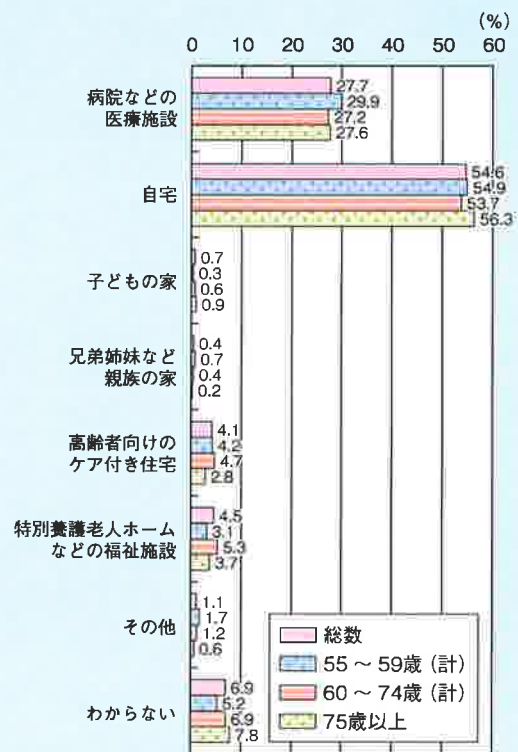
- ・「日常生活を送る上で介護が必要になった場合に、どこで介護を受けたいか」についてみると、男女とも「自宅で介護してほしい」人が最も多いが、男性は42.2%、女性は30.2%と、男性のほうが自宅での介護を希望する割合が高くなっている (図1-2-19)。
- ・「治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか」についてみると、「自宅」が54.6%で最も多く、次いで「病院などの医療施設」が27.7%となっている (図1-2-20)。

図1-2-19 介護を受けたい場所



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）  
 (注) 調査対象は全国55歳以上の男女。数値は60歳以上の男女

図1-2-20 最期を迎えたい場所



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）  
 (注) 対象は、全国55歳以上の男女

#### 4 高齢者の就業

##### ○就労を希望する高齢者の割合は約7割

- ・60歳以上の高齢者に何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか聞いたところ、「働けるうちはいつまでも」が28.9%と最も多く、次いで「65歳くらいまで」「70歳くらいまで」がともに16.6%となっており、就労を希望する高齢者の割合は71.9%となっている（図1-2-21）。



# 介護分野を取り巻く状況・制度の概要 (参考資料)

平成28年4月19日

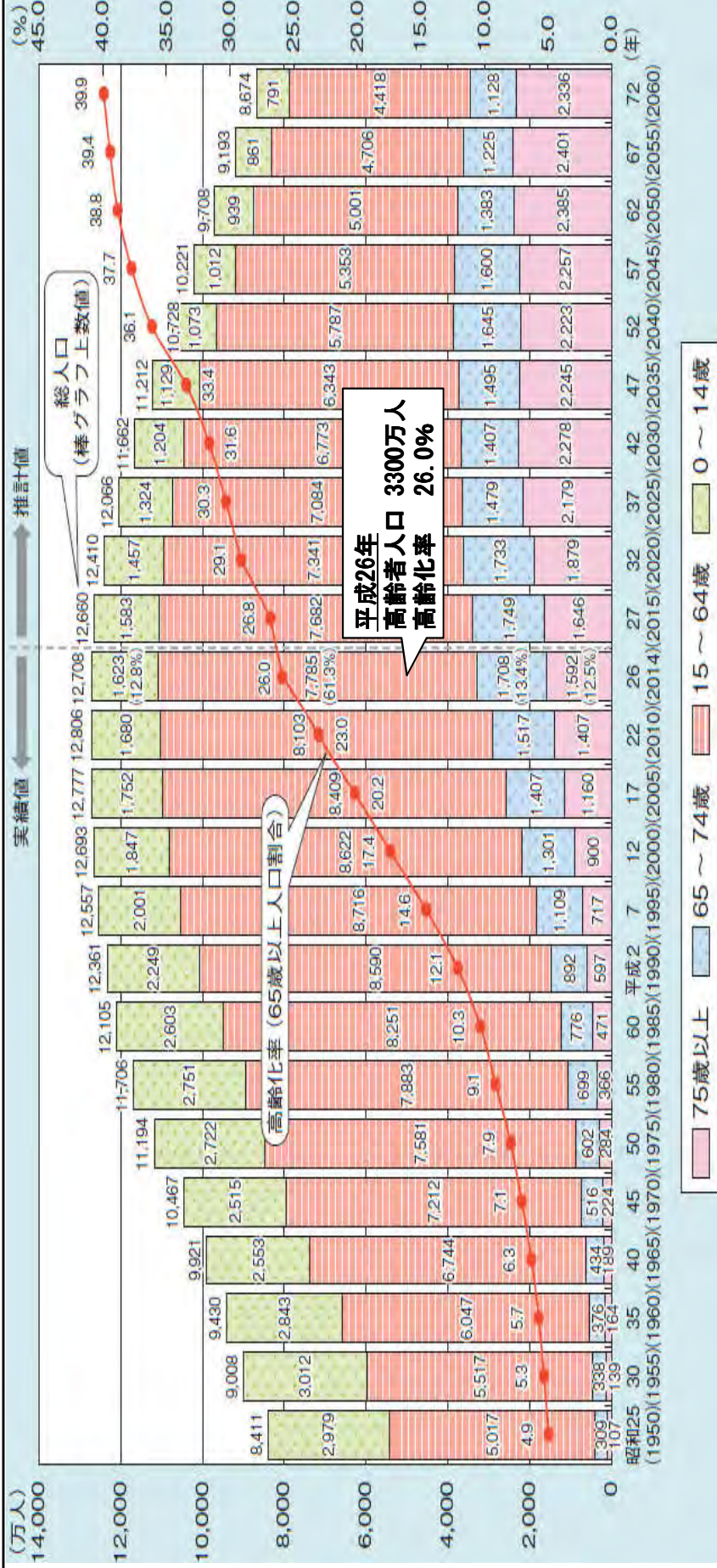
公正取引委員会事務総局  
経済取引局調整課



# 介護分野を取り巻く状況 (1)

## 高齢者数・高齢化率の推移

- 総人口が減少するなかで、年々、高齢化率は上昇。
- 高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となる平成27(2015)年には3395万人となり、その後も増加。平成54(2042)年にピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇。



※高齢化率:総人口に占める65歳人口の割合

【出所】内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

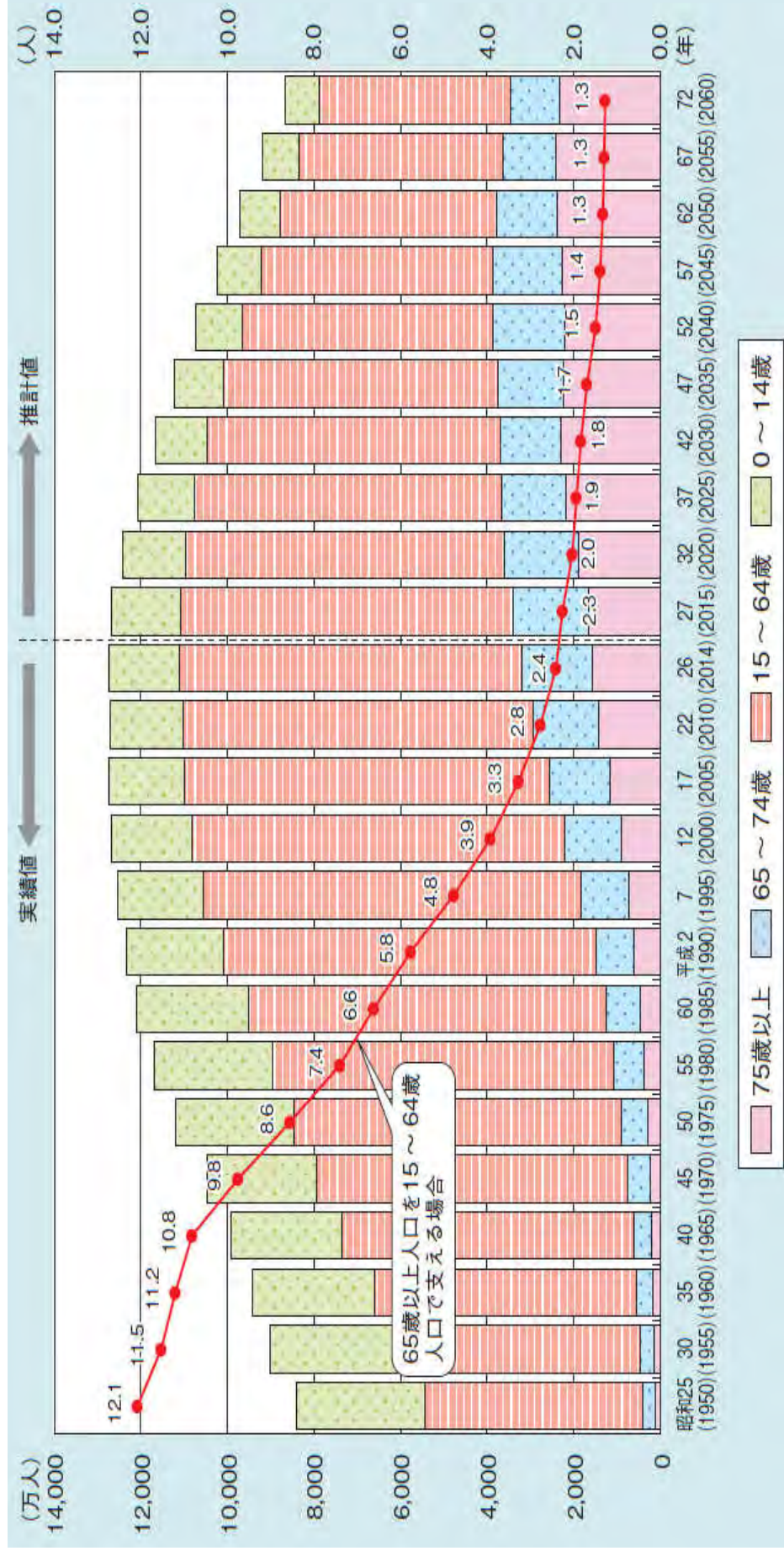
### <参考>諸外国の高齢化率(2010年)

アメリカ 13.1% イギリス 16.6% フランス 16.8% ドイツ 20.8% 韓国 11.1% 中国 8.4% インド 5.1%

# 介護分野を取り巻く状況 (2)

## 高齢世代人口の比率の推移

- 平成27(2015)年には、現役世代2.3人で高齢者1人を支える社会に。
- 平成62(2050)年には、現役世代1.3人で高齢者1人を支える社会の到来。

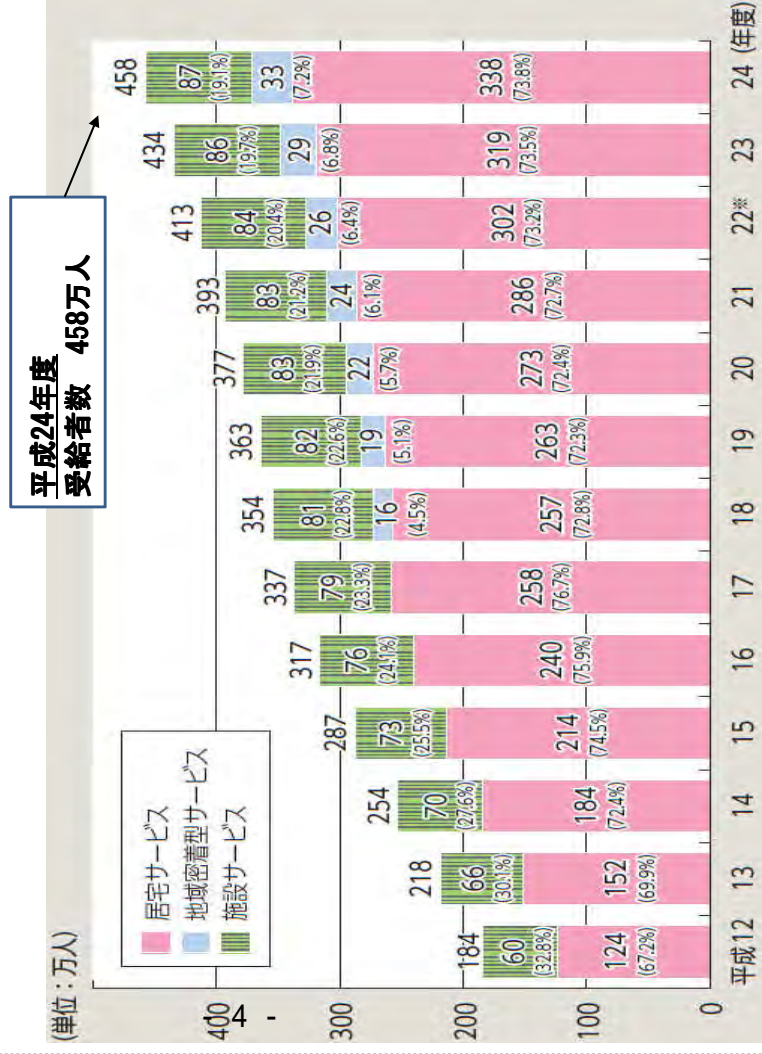




# 介護分野を取り巻く状況 (3)

## 介護サービス受給者数の推移

➤ 介護サービスの受給者数は、介護保険制度開始当時の平成12年度以降、年々増加し、平成24年度には458万人。

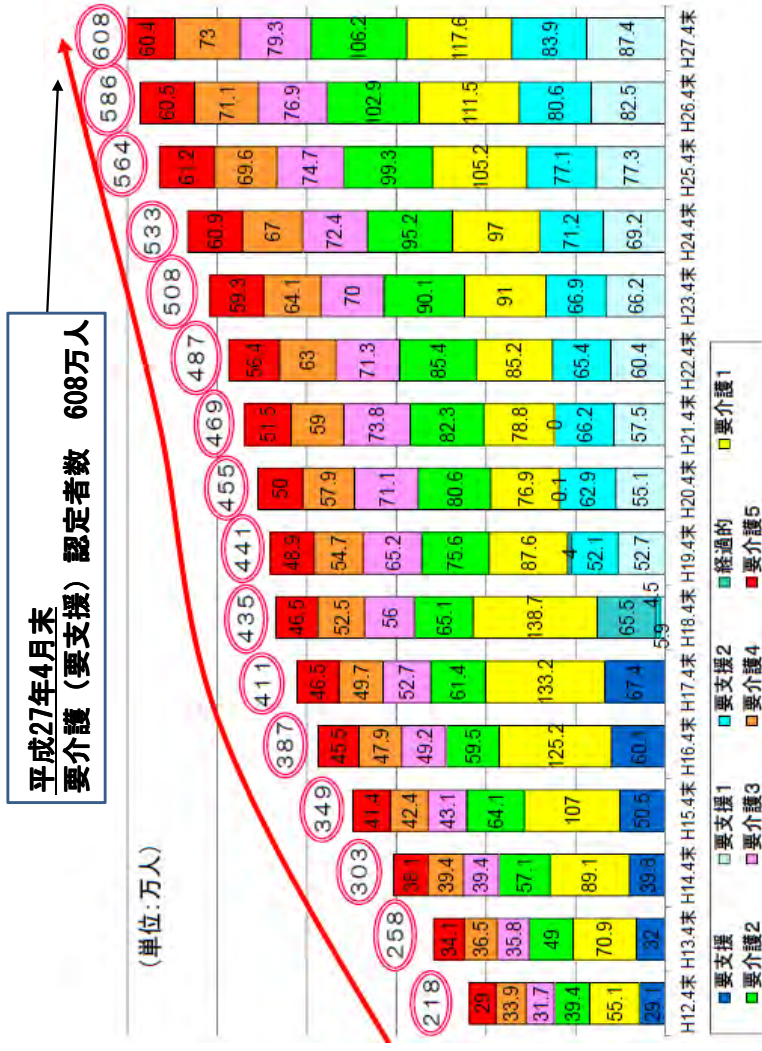


(注1) 受給者数は、各サービス間の重複利用がある。  
(注2) 東日本大震災の影響により、平成22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。

【出所】厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

## 要介護(要支援)認定者数の推移

➤ 要介護(要支援)認定者数は、介護保険制度開始当時の平成12年度以降、年々増加し、平成27年4月末には608万人。



(注) 東日本大震災の影響により、H23、4末及びH24、4末には、一部の自治体の数値は含まれていない。

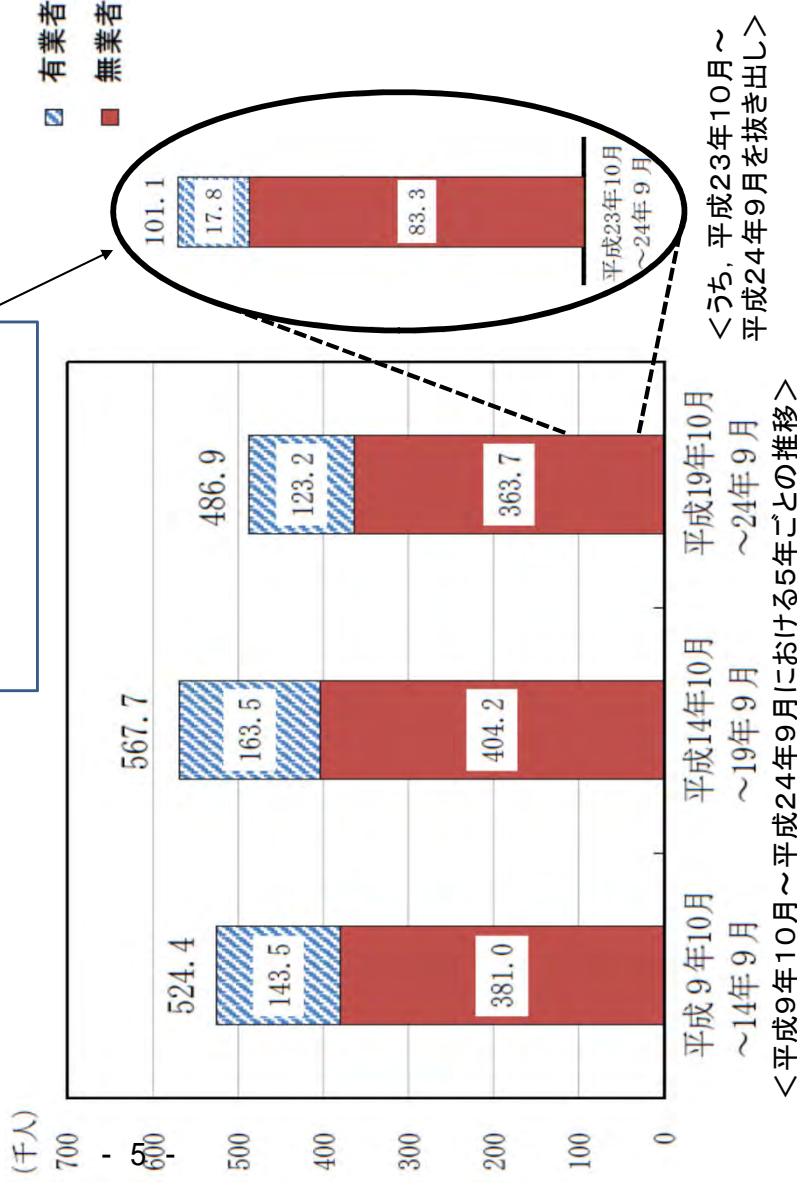
【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」



# 介護分野を取り巻く状況 (4)

- 過去5年間で平成19年10月～平成24年9月に介護・看護のために離職した者は約48.7万人であり、このうち、現在の就業状態が無業である者は約36.4万人。
- 介護をしている者のうち、就業休止希望者が約17.9万人(平成23年10月～平成24年9月)おり、離職予備軍も多い。

## 介護離職者数の推移



「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」  
(平成27年11月26日 一億総活躍国民会議)

新・第三の矢  
安心につながる社会保障

### ■ 介護離職ゼロに直結する緊急対策

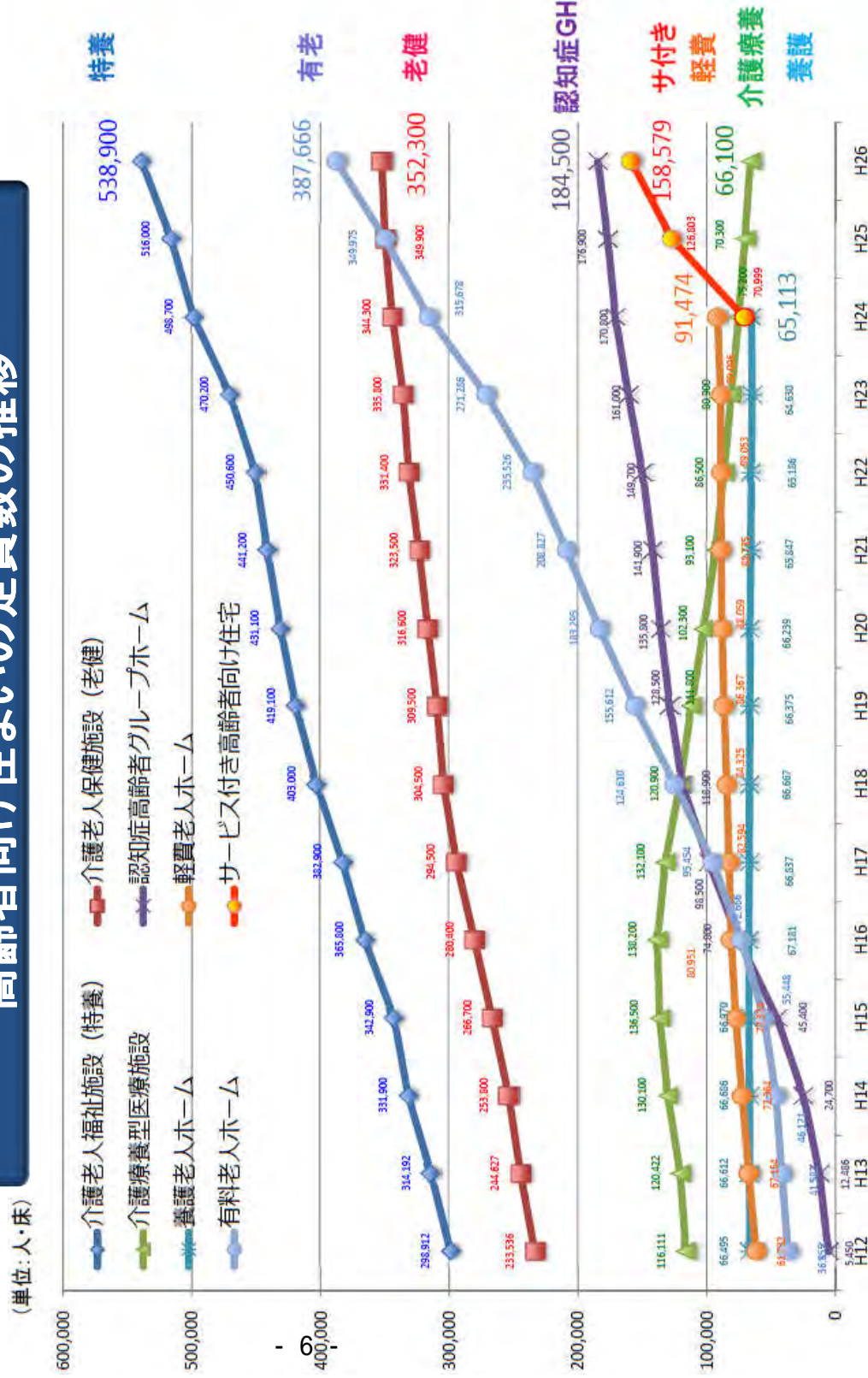
- ✓ 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保
- ✓ 求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上
- ✓ 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実
- ✓ 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備
- ✓ 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化
- ✓ 生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就業機会の確保、経済的自立に向けた支援



# 介護分野を取り巻く状況 (5)

- 特別養護老人ホームの定員数は、年々増加し、平成26年には53万8900人。
- 設置主体に制限のない有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の定員数が大幅に増加。

## 高齢者向け住まいの定員数の推移



※1. 介護保険施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/時点)【H12-H19】及び介護給付費実態調査(10月審査分)【H14~】(定員数ではなく利用者数)」による。  
 ※2. 介護老人福祉施設サード地域密着型介護福祉施設サードの利用者を含まないもの。  
 ※3. 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。  
 ※4. 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、H24社会福祉施設等調査(10/時点)による。H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24は基本票の値。  
 ※5. 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/時点)による。  
 ※6. サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。



# 介護分野を取り巻く状況 (6)

## 特別養護老人ホームの入所申込者の状況

### 《平成21年12月集計》

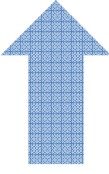
- ▶ 特別養護老人ホームの入所申込者数は、約42.1万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は約6.7万人。

単位:万人

	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	5.5 (13.0%)	5.6 (13.3%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

(注1)千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。  
(注2)入所申込者数は、各都道府県で把握しているものを集計したもの。

【出所】厚生労働省「平成26年3月25日付け報道発表資料」



▶特別養護老人ホームの入所申込者数は、4年間で約10万人、24%増加。

▶また、入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は、4年間で約2万人、30%増加。

### 《平成26年3月集計》

- ▶ 特別養護老人ホームの入所申込者数は、約52.4万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は約8.7万人。

単位:万人

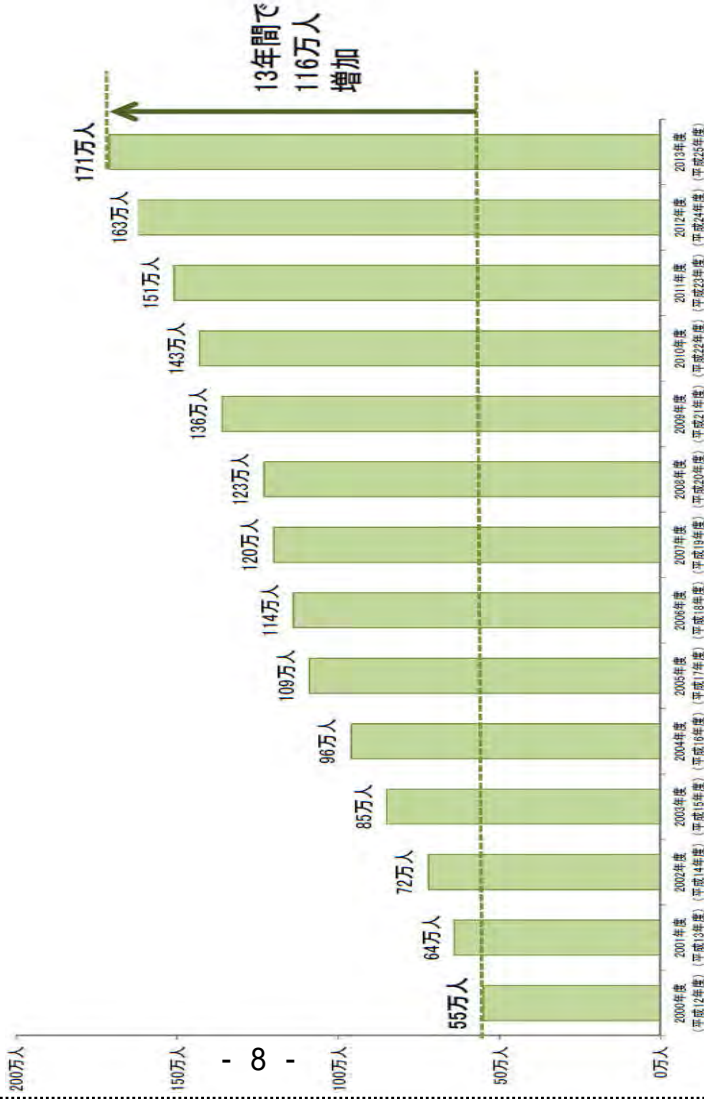
	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	17.8 (34.1%)	12.6 (24.1%)	21.9 (41.8%)	52.4 (100%)
うち在宅の方	10.7 (20.4%)	6.6 (12.7%)	8.7 (16.5%)	26.0 (49.6%)
うち在宅でない方	7.1 (13.6%)	6.0 (11.4%)	13.2 (25.3%)	26.4 (50.4%)

(注1)千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。  
(注2)入所申込者数は、各都道府県で把握しているものを集計したもの。

【出所】厚生労働省「平成26年3月25日付け報道発表資料」

## 介護職員数の推移

- 介護職員数は、介護保険制度創設以降、13年間で116万人(約3倍)増加。



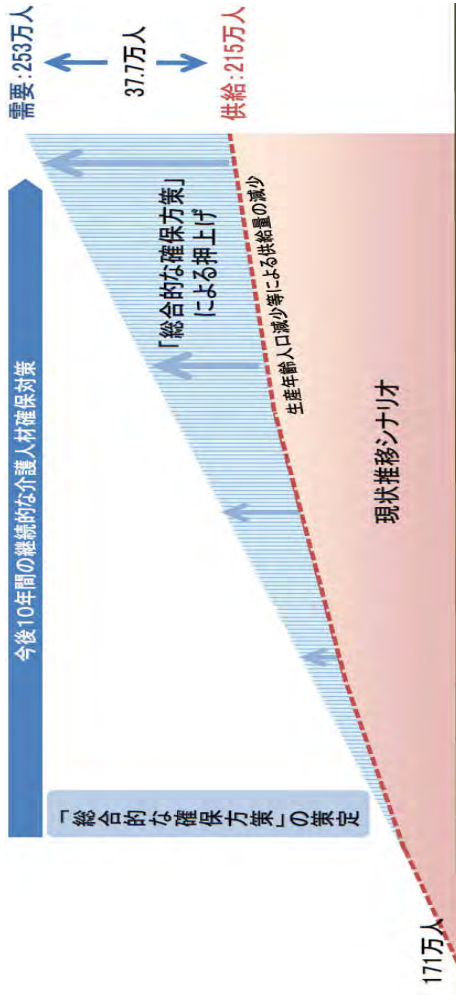
注1) 平成21～25年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正したもの。  
(平成20年まではほぼ100%の回収率。100%の回収率:訪問介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。  
補正の考え方は、入所系・短期入所生活介護を除く。)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しを用いて補正。  
注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正。②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正。  
注3) 介護職員数は、常勤・非常勤を合わせた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出所】厚生労働省「平成27年6月24日付け報道発表資料」

## 介護人材に係る需給推計

- 市区町村による介護サービス見込み量等に基づく推計によれば、2025年度に約253万人の需要が見込まれる。
- 国においては、需給ギャップを埋めるべく、介護人材確保のための取組を総合的・計画的に推進。

介護人材の需要見込み (2025年度)	253.0万人
現状推移シナリオによる介護人材の供給見込み (2025年度)	215.2万人
需給ギャップ	37.7万人



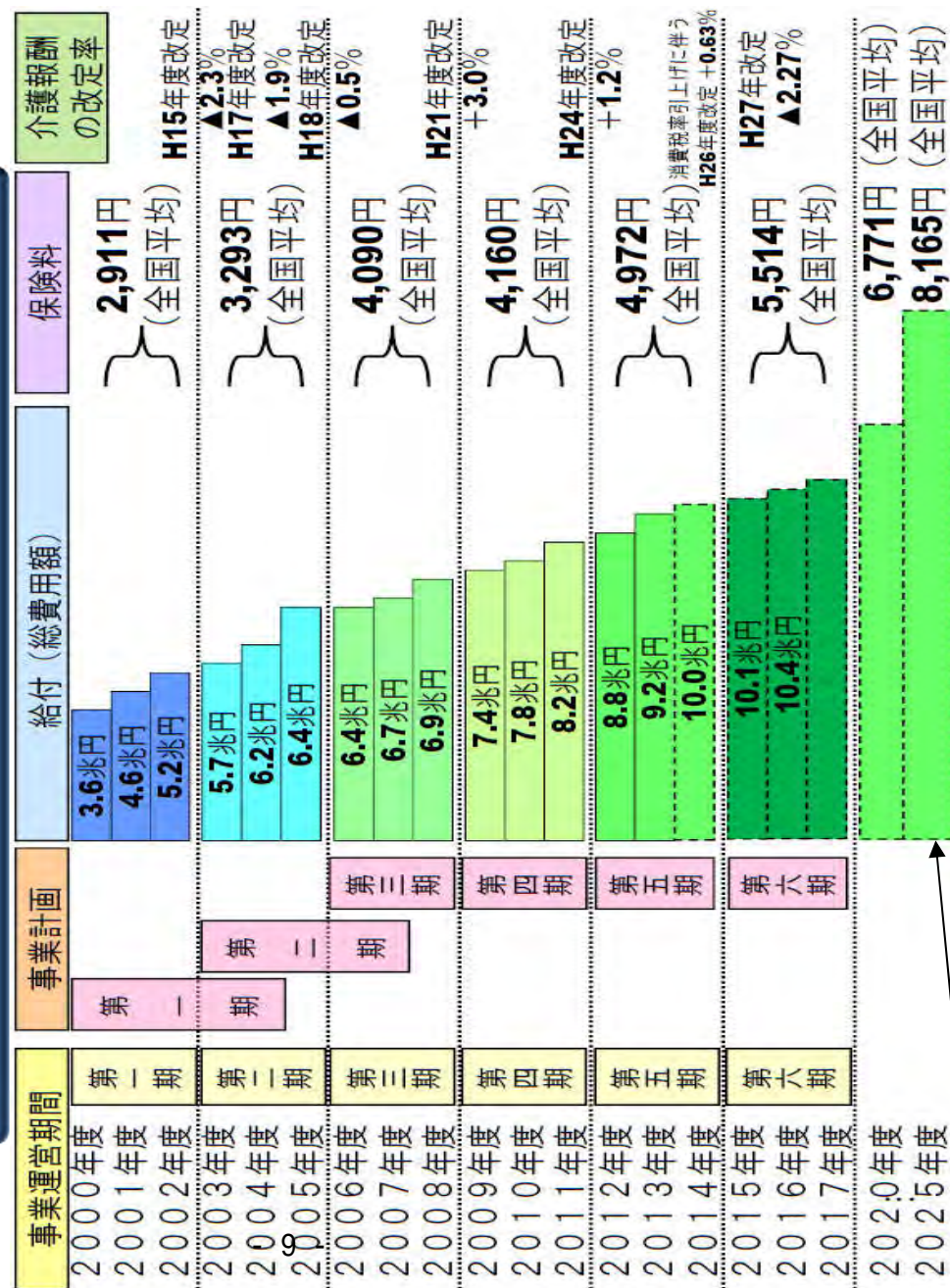
(注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計。  
(注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入植・離職等の動向)に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計。

【出所】厚生労働省「平成27年6月24日付け報道発表資料」

# 介護分野を取り巻く状況 (8)

- 介護保険制度開始当時は約3.6兆円だった介護費用は、年々増加し、平成28(2016)年度には、約10.4兆円。
- 介護費用の増大に伴い、介護保険制度開始当時に約3,000円であった保険料は、現在、約5,500円。平成37(2025)年度には、約8,200円に増加すると推計されている。

## 介護給付と保険料の推移



《介護費用等の推移》

	平成12年度	平成28年度
介護費用	3.6兆円	10.4兆円
保険料	2,911円	5,514円

《介護費用等の見通し》

2025年度  
介護費用: 約21兆円  
保険料: 約8,200円

※ 改革シナリオ

2025年度の介護費用は、約21兆円程度と推計されている。

※2013年度までは実績であり、2014～2016年度は当初予算(案)である。  
※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」



# 介護分野に関する制度 (1)

## 《介護サービスの種類》

	<p>都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス</p>	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>
<p>介護給付を行うサービス</p>	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> </ul> <p>◎居宅介護支援</p>	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)</li> </ul>
<p>予防給付を行うサービス</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所介護(デイサービス)</li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> </ul> <p>◎介護予防支援</p>

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」

「介護給付を行うサービス」を中心に意見を伺う予定



# 介護分野に関する制度 (2)

## 《介護サービスの体系》



利用者負担額は目安です。お住まいの市町村やお使いになる事業所によって異なります。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」 10

## 高齢者向けの住まい

	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困難した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護すること 目的とする施設	入居者を養護し、その自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと 目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設	老人を入居させ、①入排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをすることを 行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住居	入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険	・介護福祉施設サービス		・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス			・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、宅においてこれを受けことが困難なものが 65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護(要支援認定を受けている60歳未満の者	要介護者(要支援者であって認知症である者の者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦) など	13㎡(参考値)	25㎡ など	7.43㎡
件数*	8,935件(H26.10)	953件(H24.10)	2,182件(H24.10)	9,581件(H26.7)	4,932件(H26.9.30)	12,597件(H26.10)
定員数*	538,900人(H26.10)	65,113人(H24.10)	91,474人(H24.10)	387,666人(H26.7)	158,579戸(H26.9.30)	184,500人(H26.10)

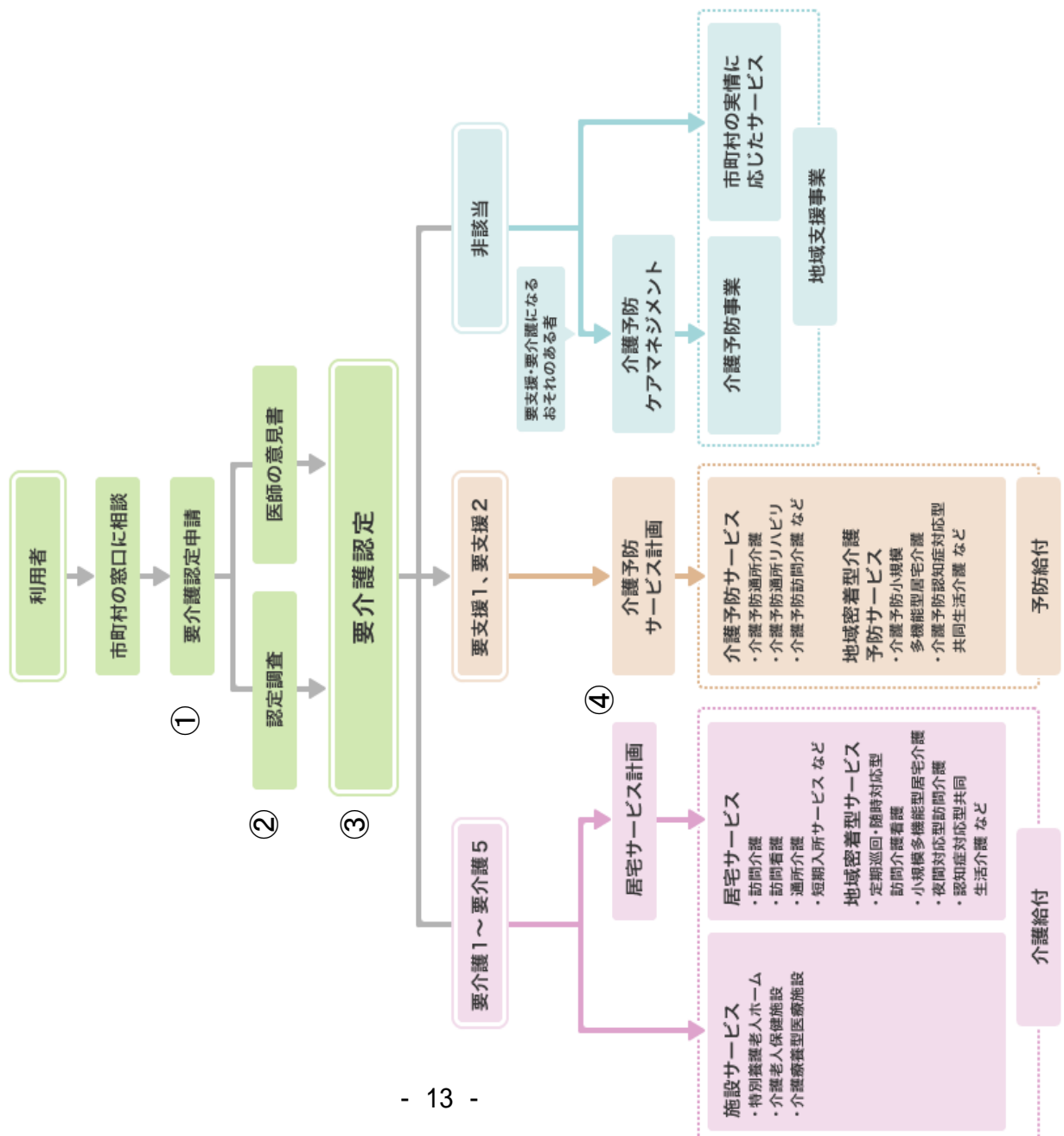
※①・⑥→介護給付費実態調査(「定員数」の値については利用者数)、②・③→社会福祉施設等調査(基本票)、④→厚生労働省老健局調べ、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ





# 介護分野に関する制度 (4)

## 介護サービスの利用手順①<現行>

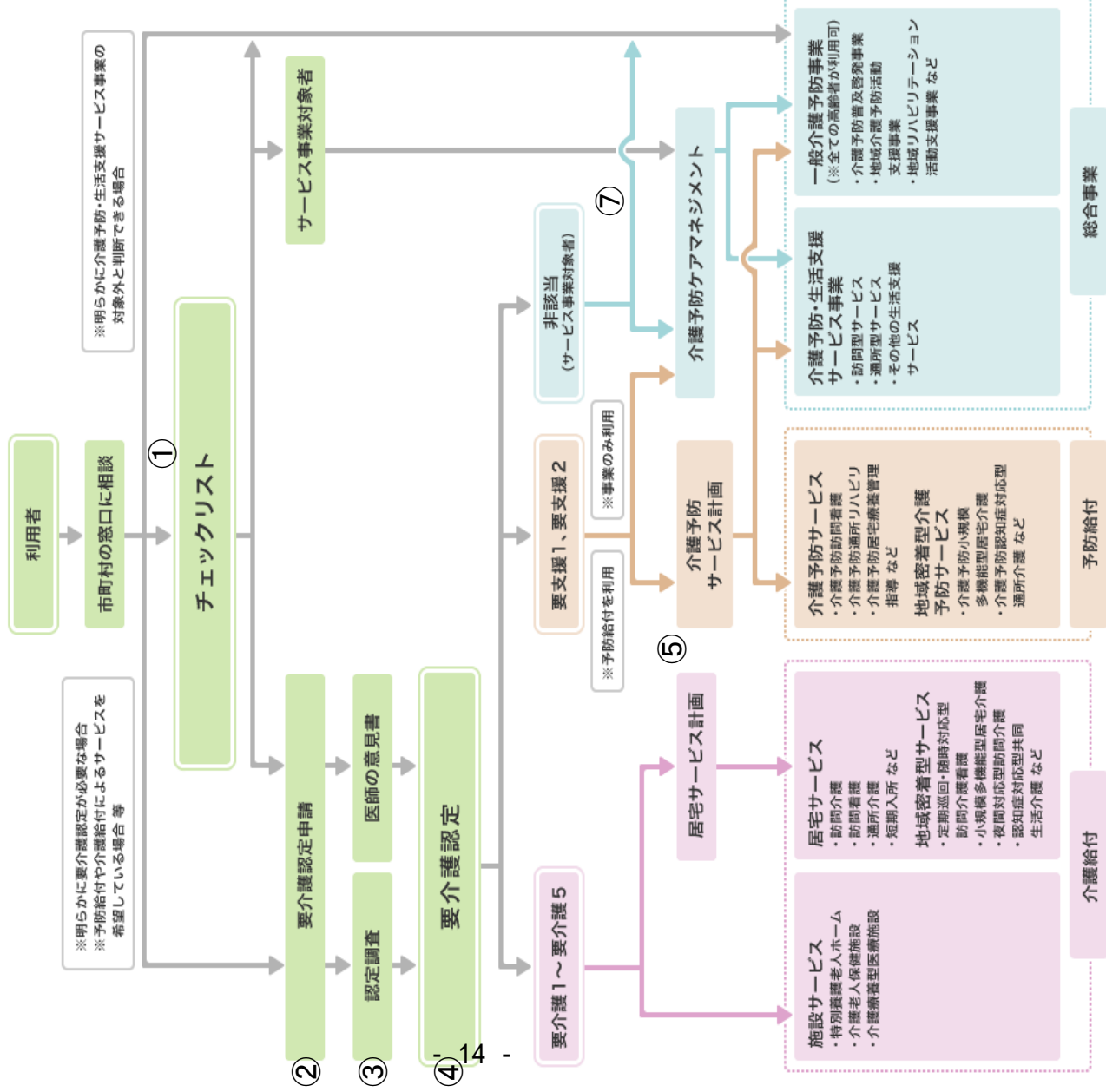


### <利用手順>

- ① 要介護認定申請  
利用者(代行も可)が市町村(保険者)に所定の申請書を提出する。
- ② 認定調査及び医師の意見書  
申請を受けた市町村は、認定調査(利用者の心身の状況等に関する調査)を実施すると同時に医師の意見書を取得する。
- ③ 要介護認定  
認定調査の結果等を踏まえた一次判定を経て、介護認定審査会による要介護度の判定(二次判定)が行われ、市町村が要介護認定を行う。
- ④ 介護サービス計画書(ケアプラン)の作成  
介護サービスを利用する場合にはケアプランが必要であり、一般的に要介護度等に応じて次の者が作成する。  
※「要介護」(居宅): 居宅介護支援事業者  
(施設): 施設の介護支援専門員  
※「要支援」: 地域包括支援センター
- ⑤ 介護サービスの利用開始

# 介護分野に関する制度 (5)

## 介護サービスの利用手順②<介護予防・日常生活支援総合事業実施後>



### <利用手順>

- ① 市町村窓口（地域包括支援センター）に相談  
相談を受けた担当者が「チェックリスト」による  
質問・チェックを実施するなどして、利用可能サー  
ビスの区分の振り分けを行う。

（前ページの現行利用手順と同じ）

- ② 要介護認定申請
- ③ 認定調査及び医師の意見書
- ④ 要介護認定
- ⑤ ケアプランの作成
- ⑥ 介護サービスの利用開始

（総合事業）

- ⑦ 介護予防ケアマネジメント

利用者の居住地を管轄する地域包括支援セン  
ターが、（介護予防・生活支援）サービス事業対  
象者の介護予防ケアマネジメントを行い、ケアプ  
ランを作成する。

- ⑧ サービス事業の利用開始

## 介護報酬支払いの流れ

- 介護報酬とは、事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 介護報酬は各サービス毎に設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。
- なお、介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることとされている。

【介護報酬支払いの流れ】



# 介護分野に関する制度 (7)

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



### 外国人介護人材の受入れ

#### 経済連携協定(EPA)

- ・ インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国から介護福祉士候補者(平成27年度には累積で2,106名)を受入れ。
- ・ 在留期間(4年)の間、介護施設等で就労を行い、国家試験の合格を目指して研修を受け、合格した場合(平成23年度までに入国した者622名のうち累計で317名が合格)は介護福祉士として就労が可能。

#### 現行制度

##### 【受入れ対象施設】

- 介護福祉候補者の受入れ施設は、次の範囲とされている。
- ・ 定員30名以上の特別養護老人ホーム等の介護施設
- ・ 上記施設と同一敷地内において、一体的に運営されている介護施設(通所介護、短期入所生活介護等)等

##### 【就労範囲】

訪問系サービスについては、介護福祉士の就労範囲の対象外とされている。



#### 改正の方向性 (厚労省検討会 (注))

##### 【受入れ対象施設】⇒次の施設等に範囲を拡大することが適当

- ・ 定員30名以上の特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所
- ・ 定員30名以上の特別養護老人ホーム等の介護施設と同一敷地内において、一体的に運営されている定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設等

##### 【就労範囲】

活躍の場を広げていくことが適当であるが、様々な意見があることから引き続き検討

#### 技能実習

- ・ 開発途上国等の外国人を一定期間(最長3年)産業界に受け入れて、産業上の技能・技術・知識を習得してもらう制度。
- ・ 技能実習生(在留資格「技能実習」を持つ者)は、平成26年末時点で約17万人が滞在。

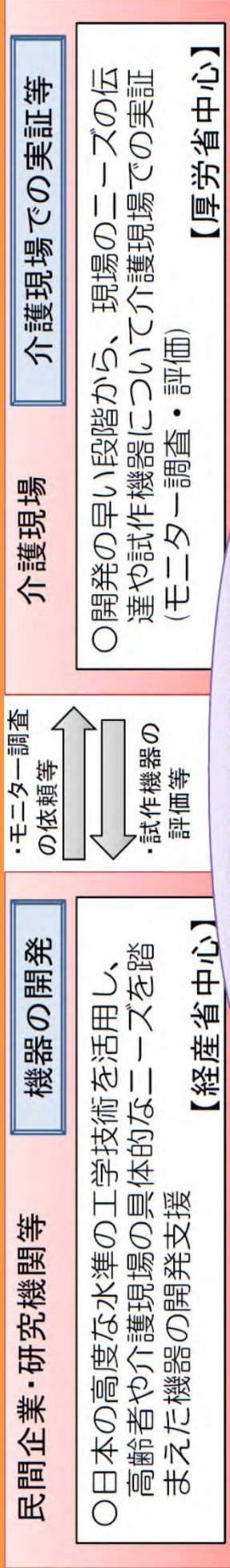
#### 現行制度

介護分野の職種については制度の対象外。

#### 改正の方向性 (厚労省検討会 (注))

介護分野の職種追加に向け、具体的な制度設計を進めることとし、介護固有の具体的方策を併せ講じることなどにより、**新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当。**

## 介護ロボットの開発支援



### (開発等の重点分野)

経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定(平成25年度から開発支援)

#### ○移乗介助(1)

- ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

#### ○移乗介助(2)

- ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

#### ○移動支援(1)

- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

#### ○移動支援(2)

- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

※点線枠は平成26年2月に新たに追加した項目。平成26年度より開発支援の対象。

※開発支援するロボットは、要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資することが前提。



#### ○排泄支援

- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

#### ○認知症の方の見守り(1)

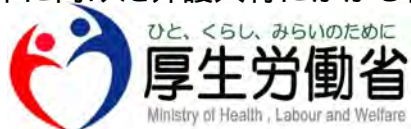
- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

#### ○認知症の方の見守り(2)

- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

#### ○入浴支援

- ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器



## Press Release

報道関係者 各位

平成 27 年 6 月 24 日  
 社会・援護局  
 福祉基盤課福祉人材確保対策室  
 室長 補佐 関口 彰 (内線 2847)  
 マンパワー企画課長 岸 英二 (内線 2849)  
 (代表電話) 03 (5253) 1111  
 (直通電話) 03 (3595) 2617

### 2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について

2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計については、今年 2 月に暫定値を公表しましたが、今般、都道府県で介護保険事業支援計画が策定されたことに伴い、確定値が取りまとめられましたので、公表いたします。

- ・ 需要見込みは、市町村により第 6 期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づくものです。
- ・ 供給見込みは、平成 27 年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まず、近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映した「現状推移シナリオ」に基づくものです。

今後、これらの需給ギャップを踏まえ、国と地域の二人三脚で介護人材確保に向けた取組を総合的・計画的に推進することとしています。

#### ○ 2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）

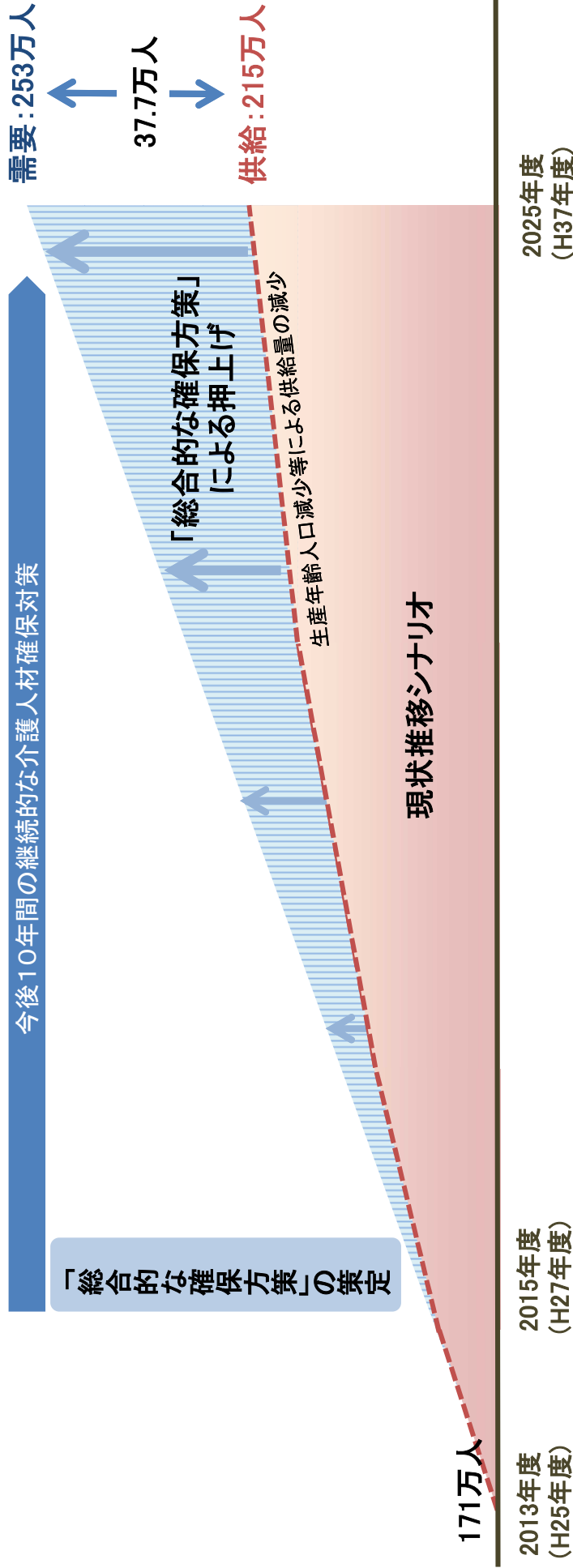
介護人材の需要見込み（2025 年度）	253.0 万人
現状推移シナリオによる 介護人材の供給見込み（2025 年度）	215.2 万人
需給ギャップ	37.7 万人

\* 今年 2 月に公表した暫定値は、都道府県における平成 26 年 11 月時点の作業の途中段階によるもの（需要見込み 248.2 万人、供給見込み 214.8 万人、需給ギャップ 33.4 万人）。この後、都道府県・市町村で精査を行い、確定した値を踏まえ、第 6 期介護保険事業支援計画に取組方策等を記載。

## 2025年に向けた介護人材にかかる需給推計

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（需要約253万人、供給約215万人）
- 都道府県においては、第6期介護保険事業支援計画に需給推計結果に基づく需給ギャップを埋める方策を位置付け、2025（平成37）年に向けた取組を実施。
- 国においては、今次常会に提出中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」による制度的対応や、都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する具体的な取組などを含めた施策の全体像（「総合的な確保方策」）を取りまとめ、2025（平成37）年に向けた取組を総合的・計画的に推進。
- 3年1期の介護保険事業計画と併せたPDCAサイクルを確立し、必要に応じて施策を充実・改善。

### 介護人材にかかる需給推計結果と「総合的な確保方策」（イメージ）



- 注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
- 注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)
- 注3) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。)



## 2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)(都道府県別)

(単位:人)

	都道府県	2013年度 (平成25年度) の介護職員数	2017年度(平成29年度)			2020年度(平成32年度)			2025年度(平成37年度)			
			需要見込み (D1)	現状推移シナリオ による供給見込み (S1)	充足率 (S1/D1)	需要見込み (D2)	現状推移シナリオ による供給見込み (S2)	充足率 (S2/D2)	需要見込み (D3)	現状推移シナリオ による供給見込み (S3)	充足率 (S3/D3)	需給ギャップ (D3-S3)
1	北海道	81,117	93,773	93,057	99.2%	98,923	96,390	97.4%	109,903	97,580	88.8%	12,323
2	青森県	22,090	28,120	25,991	92.4%	29,943	28,144	94.0%	32,218	30,811	95.6%	1,407
3	岩手県	19,069	26,711	23,130	86.6%	28,383	24,287	85.6%	29,775	24,851	83.5%	4,924
4	宮城県	28,041	34,879	29,447	84.4%	39,538	30,385	76.9%	45,532	31,396	69.0%	14,136
5	秋田県	19,621	23,566	22,227	94.3%	25,103	23,062	91.9%	26,018	23,275	89.5%	2,743
6	山形県	17,688	20,662	18,716	90.6%	21,779	19,106	87.7%	22,489	19,128	85.1%	3,361
7	福島県	25,654	34,061	28,867	84.8%	36,603	30,374	83.0%	38,306	32,149	83.9%	6,157
8	茨城県	33,060	40,830	36,541	89.5%	45,130	38,499	85.3%	50,807	40,673	80.1%	10,134
9	栃木県	21,317	25,799	23,109	89.6%	28,082	23,922	85.2%	31,293	24,428	78.1%	6,865
10	群馬県	28,518	36,372	30,602	84.1%	39,354	31,583	80.3%	43,806	32,205	73.5%	11,601
11	埼玉県	70,723	90,118	82,570	91.6%	101,829	88,130	86.5%	121,352	93,882	77.4%	27,470
12	千葉県	67,600	84,052	81,696	97.2%	96,592	87,420	90.5%	115,272	92,517	80.3%	22,755
13	東京都	154,609	195,780	181,410	92.7%	216,633	194,439	89.8%	243,701	207,950	85.3%	35,751
14	神奈川県	116,591	137,664	138,848	100.9%	153,815	148,410	96.5%	182,643	157,942	86.5%	24,701
15	新潟県	35,509	42,885	41,740	97.3%	45,970	43,617	94.9%	49,317	44,622	90.5%	4,695
16	富山県	15,296	18,635	16,041	86.1%	20,192	16,752	83.0%	21,721	17,810	82.0%	3,911
17	石川県	16,251	19,026	18,243	95.9%	20,183	18,969	94.0%	22,158	19,543	88.2%	2,615
18	福井県	11,774	11,274	10,200	90.5%	11,849	10,524	88.8%	12,458	10,686	85.8%	1,772
19	山梨県	10,737	13,244	12,277	92.7%	14,217	12,910	90.8%	15,364	13,647	88.8%	1,717
20	長野県	31,827	39,808	35,406	88.9%	42,818	36,869	86.1%	46,339	37,948	81.9%	8,391
21	岐阜県	27,140	32,563	30,133	92.5%	35,675	31,481	88.2%	39,559	32,441	82.0%	7,118
22	静岡県	45,419	53,195	50,448	94.8%	57,141	53,344	93.4%	65,077	56,575	86.9%	8,502
23	愛知県	81,136	101,763	92,301	90.7%	113,040	98,817	87.4%	131,852	107,461	81.5%	24,391
24	三重県	25,312	30,943	29,695	96.0%	33,633	31,477	93.6%	36,573	32,969	90.1%	3,604
25	滋賀県	16,034	19,968	18,853	94.4%	22,079	20,009	90.6%	24,674	21,202	85.9%	3,472
26	京都府	33,146	43,310	38,922	89.9%	46,329	41,863	90.4%	51,940	45,129	86.9%	6,811
27	大阪府	136,355	168,755	165,564	98.1%	190,623	176,305	92.5%	219,190	185,324	84.5%	33,866
28	兵庫県	77,495	94,448	85,782	90.8%	103,761	90,171	86.9%	117,817	95,314	80.9%	22,503
29	奈良県	19,982	25,278	22,700	89.8%	27,264	24,233	88.9%	31,019	26,521	85.5%	4,498
30	和歌山県	19,552	22,865	20,573	90.0%	23,451	20,967	89.4%	25,162	20,975	83.4%	4,187
31	鳥取県	9,895	10,586	10,168	96.1%	11,028	10,400	94.3%	11,541	10,634	92.1%	907
32	島根県	14,018	16,203	15,652	96.6%	16,493	16,276	98.7%	17,110	16,784	98.1%	326
33	岡山県	30,069	35,315	32,226	91.3%	36,560	33,160	90.7%	39,490	33,789	85.6%	5,701
34	広島県	43,162	50,331	47,650	94.7%	52,377	49,688	94.9%	58,970	52,021	88.2%	6,949
35	山口県	23,388	29,512	27,276	92.4%	31,010	28,554	92.1%	33,191	29,411	88.6%	3,780
36	徳島県	12,970	14,581	14,336	98.3%	14,809	14,365	97.0%	15,538	14,256	91.7%	1,282
37	香川県	14,009	17,110	15,891	92.9%	17,931	16,369	91.3%	18,940	16,593	87.6%	2,347
38	愛媛県	26,095	31,499	29,628	94.1%	33,193	31,000	93.4%	35,808	32,170	89.8%	3,638
39	高知県	12,779	14,828	14,236	96.0%	15,312	14,663	95.8%	15,644	14,743	94.2%	901
40	福岡県	70,253	80,021	79,455	99.3%	84,011	82,419	98.1%	94,314	84,257	89.3%	10,057
41	佐賀県	13,204	14,255	13,868	97.3%	14,326	14,129	98.6%	15,037	14,432	96.0%	605
42	長崎県	24,871	28,277	28,002	99.0%	28,539	28,744	100.7%	30,382	28,815	94.8%	1,567
43	熊本県	27,244	31,634	31,531	99.7%	32,958	32,836	99.6%	34,954	33,420	95.6%	1,534
44	大分県	20,022	21,231	21,255	100.1%	22,214	21,878	98.5%	23,401	22,186	94.8%	1,215
45	宮崎県	18,606	21,633	19,998	92.4%	23,041	20,457	88.8%	24,852	20,528	82.6%	4,324
46	鹿児島県	28,247	32,455	30,782	94.8%	33,481	32,140	96.0%	35,197	33,690	95.7%	1,507
47	沖縄県	15,246	18,482	16,584	89.7%	19,639	17,117	87.2%	22,039	17,696	80.3%	4,343
	合計	1,707,743	2,078,300	1,953,627	94.0%	2,256,854	2,056,654	91.1%	2,529,743	2,152,379	85.1%	377,364

(資料出所) 2013(平成25)年度の数値:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから厚生労働省(社会・援護局)にて補正) 2017(平成29)年度以降の数値は都道府県が行った推計による

注1)2013(平成25)年度の計数は国及び各都道府県の値ごとに回収率を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない

注2)需要見込み、供給見込みの値は、いずれも通所リハビリテーションの職員数を含まない(「医療・介護に係る長期推計」(平成24年3月))と同様の整理

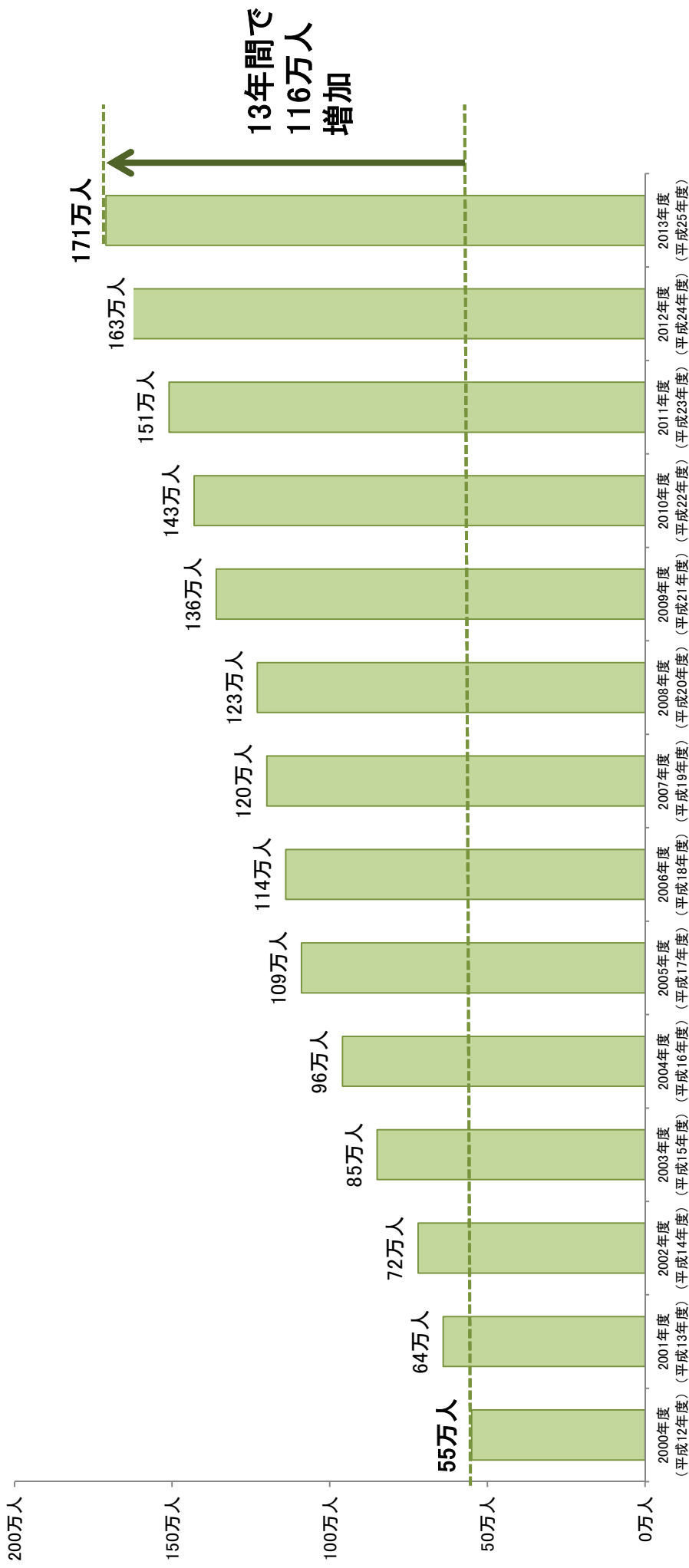
注3)需要見込みの値は、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計

注4)供給見込みの値は、現状推移シナリオ(近年の入職、離職の動向に将来の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)

(参考資料)

# 介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

○ 介護職員数は、2000(平成12)年度の制度創設以降、13年間で116万人増加(約3倍増)している。



注1) 平成21～25年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正したものを。(平成21～25年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正したものを。)

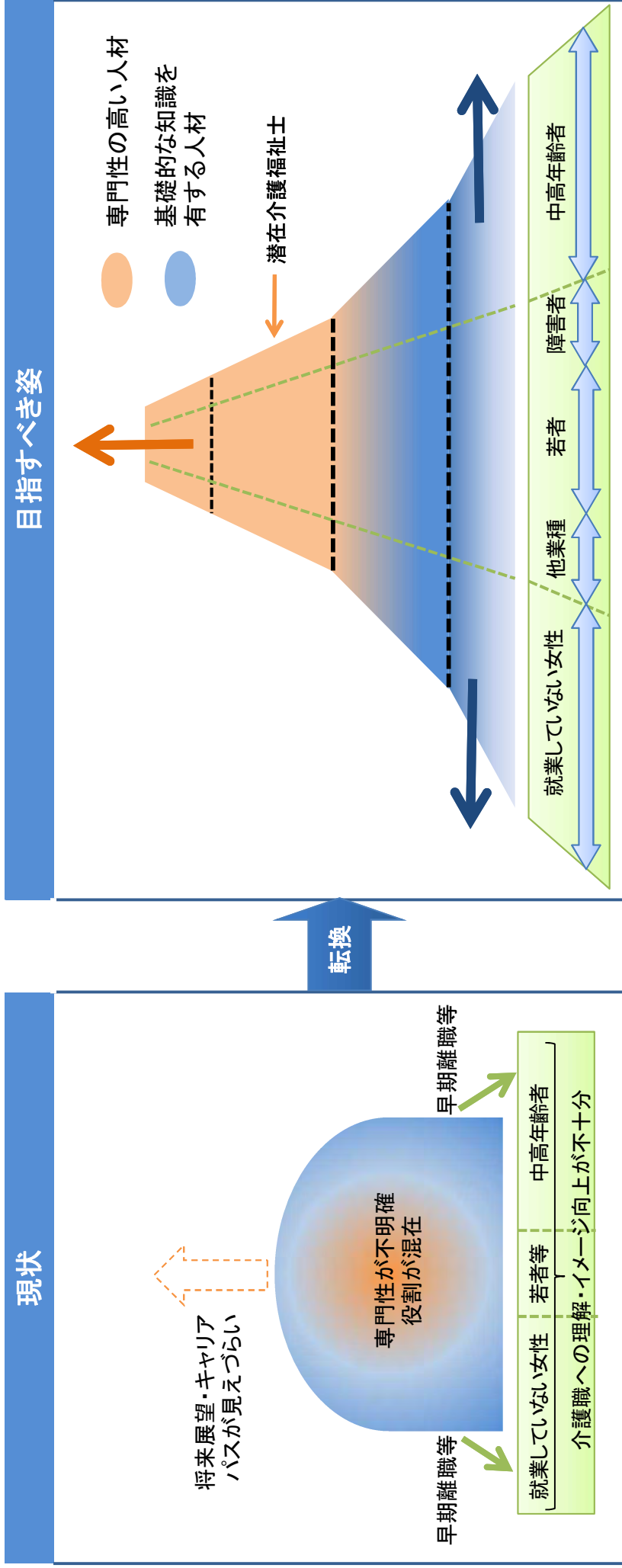
・補正の考え方: 入所系(短期入所生活介護を除く。)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。  
(①「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正、②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正)

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。  
(訪問リハビリテーション:平成12～24年、特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)  
※ 「通所リハビリテーション」の介護職員数は、すべての年に含めていない。

注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# 「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



<b>参加促進</b>	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参加促進を図る
<b>労働環境・ 処遇の改善</b>	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
<b>資質の向上</b>	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての定着促進を図る
	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

# 「総合的な確保方策」の主要施策

## 目指すべき姿

## 主要施策

<p><b>参入促進</b></p>	<p>1. すそ野を広げる ～多様な人材の参入促進を図る～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ【予算】</li> <li>・高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化【予算】</li> <li>・中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進【予算】</li> <li>・他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用【法令】</li> <li>・福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携等)【法令】</li> </ul>
<p><b>労働環境・処遇の改善</b></p>	<p>2. 道を作る ～キャリアパスを構築する～</p> <p>3. 長く歩み続ける ～定着促進を図る～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化等)【法令】</li> <li>・離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化【法令】</li> <li>・介護人材のキャリアパスシステム整備の推進【報酬】</li> <li>・代替職員の確保等による研修機会の確保【予算】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善【報酬】</li> <li>・人材育成に取り組む事業所の認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進【予算】</li> <li>・エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止【予算】</li> <li>・事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援【予算】</li> <li>・雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用等)【予算】</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進【法令】</li> </ul>
<p><b>資質の向上</b></p>	<p>4. 山を高くする ～継続的な質の向上を促す～</p> <p>5. 標高を定める ～人材の機能分化を進める～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上【法令】</li> <li>・介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価【報酬】</li> <li>・マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援【予算】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成の在り方を検討(検討)</li> <li>・介護福祉士養成カリキュラムの改正等(検討)</li> <li>・未経験者等に対する入門的な研修等の構築(検討)</li> </ul>

### 国・地域の基盤整備

- ・国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大【法令】
- ・地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設【予算】

# 日本再興戦略 2016

—第4次産業革命に向けて—

平成28年6月2日

# 第 1 総論

## I 日本再興戦略 2016 の基本的な考え方

(成長戦略第二ステージの使命)

アベノミクス第一ステージでは、これまでタブー視されてきた電力、農業、医療などの分野の「岩盤規制」に切り込むとともに、法人実効税率の抜本的引下げや TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の署名、コーポレートガバナンスの強化など、「できるはずがない」と思われてきた改革を断行してきた。我が国での事業展開の足かせとなっていた、いわゆる「六重苦」は、劇的に改善してきている。実際に、政権交代以降、名目 GDP は約 30 兆円、就業者数は 100 万人以上増加し、企業収益は史上最高の水準に達している。回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の実現を目指していく。

しかしながら、民間企業の動きは、いまだ本格的なものとなっていない。我が国は、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、需給両面で大きな課題に直面する。世界では、先進国経済は新たな需要創出も潜在成長力も伸び悩む「長期停滞論」が指摘され、好調であった中国等の新興国経済も勢いを失っているなど、先行きに不透明感が高まっている。

これを乗り越えて、GDP600 兆円を実現するためには、企業が、豊富な内部留保を設備・イノベーション・人材といった未来への投資に積極果敢に振り向けることが不可欠である。このため、

- ①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、
- ②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、
- ③新たな産業構造を支える「人材強化」、

の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むことが求められる。これこそが、成長戦略第二ステージの新たな使命である。

ビッグデータ・人工知能などの技術革新や、農業の 6 次産業化をはじめとしたビジネスモデルの転換により、大きな発展の可能性が現実のものとなってきている。新たな価値の提供や社会的課題の対応により、潜在需要を開花させるとともに、人口減少社会での供給制約を克服する「生産性革

命」を強力に推進する。

成長戦略第二ステージでは、こうした萌芽<sup>ほうが</sup>を、既存の組織や伝統的な業種の枠を乗り越え、経済社会全体にわたる、産業横断的な大きなうねりにつなげていく。官民で認識と戦略を共有し、新たな有望市場を創出する、「官民戦略プロジェクト 10」に着手する。

#### (第4次産業革命と有望成長市場の創出)

今後の生産性革命を主導する最大の鍵は、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボット・センサーの技術的ブレークスルーを活用する「第4次産業革命」である。

「第4次産業革命」は、社会的課題を解決し、消費者の潜在的ニーズを呼び起こす、新たなビジネスを創出する。一方で、既存の社会システム、産業構造、就業構造を一変させる可能性がある。既存の枠組みを果敢に転換して、世界に先駆けて社会課題を解決するビジネスを生み出すのか。それとも、これまでの延長線上で、海外のプラットフォームの下請けとなるのか。第4次産業革命は、人口減少問題に打ち勝つチャンスである一方で、中間層が崩壊するピンチにもなり得るものである。

第4次産業革命は、技術、ビジネスモデル、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、経済産業社会システム全体を大きく変革する。新たな社会システムや産業構造、就業構造の将来像を共有し、それに向けた目標を目指したロードマップに基づいて、オールジャパンで改革を進めなければならない。スピードを重視し、先行的なアイデアを「この指とまれ」方式で実行していくことが重要である。

第4次産業革命に勝ち残る戦略の第一歩は、世界の主要プレイヤーの戦略と、我が国の「強み・弱み」を分析し、「取りに行く」分野を明確にすることである。我が国は、第1幕のネット空間から生じる「バーチャルデータ」のプラットフォームでは出遅れた。しかしながら、第2幕の、健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」では、潜在的な優位性を有している。既存の企業や系列の枠を超えて、第2幕の「リアルデータ」でプラットフォームを獲得することを目指していく。



(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

「世界で最もビジネスしやすい国」を目指して、更なる改革を進めるため、新たに二つの改革メカニズムを導入する。

第1に、「目標逆算ロードマップ方式」の導入である。第4次産業革命時代では、技術の予見が難しく、スピードが重視される。いつまでに、どのような技術を社会に実装するのか。あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算して具体的な制度改革の工程を設計する方式を導入する。

第2に、事業者目線での規制・行政手続コストの削減である。これまで、政府では、規制改革、行政手続簡素化、行政手続のIT化は、別々に進められてきた。しかしながら、事業者からすれば、全体としての規制・行政手続コストが、競争力を左右する要因であり、投資を国内で行うか海外に持っていくか、の決定要素となる。このため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体として、事業者目線で規制・行政コスト全体を削減する、新たなメカニズムを導入する。

(イノベーションと人材の強化)

第4次産業革命を実現する鍵は、オープンイノベーションと人材である。技術の予見が難しい中、もはや「自前主義」に限界があることは明白である。既存の産学官の枠やシステムを超え、世界からトップレベルの人材、技術、資本を引き付ける魅力ある国となれるのか、が勝敗を分けるポイントである。

第4次産業革命が進行する中で、産業構造や就業構造は変革していかざるを得ない。企業と個人との関係も変わらざるを得ない。技術や産業の変革に合わせて、人材育成や労働市場、働き方を積極的に変革していかなければ、雇用機会は失われ、雇用所得は減少し、中間層が崩壊して二極化が極端に進んでしまう。

第4次産業革命の波は、若者に「社会を変え、世界で活躍する」チャンスを与えるものである。日本の若者が第4次産業革命時代を生き抜き、主導できるよう、プログラミング教育を必修化するとともに、ITを活用して理解度に応じた個別化学習を導入する。

大学改革、国立研究開発法人改革を実現し、産学共同研究を大幅に拡大

する。

世界のトップレベルの人材を引き付けるため、世界最速レベルの「日本版高度外国人材グリーンカード」を導入する。

(日本再興戦略 2016)

時代は大きく変わろうとしている。変革を恐れず新たな成長の途<sup>みち</sup>を目指すのか、世界の先行企業の下請け化の途を取るのか。日本は今、歴史的な分岐点にいる。こうした変革の時代を乗り越え、成長軌道に乗せ、日本を世界で最も魅力的な国とする。

そのための羅針盤が、日本再興戦略 2016 である。

## II 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

### 1. 600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」

#### 1-1：新たな有望成長市場の創出

##### (1) 第4次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）

IoTにより全てのものがインターネットでつながり、それを通じて収集・蓄積される、いわゆるビッグデータが人工知能により分析され、その結果とロボットや情報端末等を活用することで今まで想像だにできなかった商品やサービスが次々と世の中に登場する。サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、また、財・サービスを提供する側と消費する側といった垣根も取り払われるなど新たなビジネスモデルが生み出され、多くの社会的な課題が解決されるとともに、生活の質も飛躍的に向上していく。そうした第4次産業革命の波は、我々が想像する以上のスピードで押し寄せている。

人工知能技術は人間を超えるのか、世界中で論争が巻き起こっている。データ利活用のアイデアによって、誰が競争力を有するかは一夜にして変わる。製造現場など日本が強みを持つ分野と人工知能等の第4次産業革命の鍵を握る技術をどう組み合わせるのか。勝ち目はあるが、ここを逃せばもう後はない。

第4次産業革命は、技術やビジネスモデルがどう革新していくのか、方向性を予見するのが難しく、絶対的にスピードが重視される時代である。官民ともに「待ち」の姿勢は命取りとなりかねない。産学官の英知を結集し、将来のあるべき姿を官民で共有し、そこからバックキャストすることで、技術と我が国の強みをいかしたビジネス戦略を検討する。そして、そうした中で、民によるビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革、官民協調による技術開発の推進やデータプラットフォームの創出促進など具体的なプロジェクトを推進していくことが必要である。なお、こうした施策を推進するに当たり、IoT社会の到来によるデータ流通量の爆発的な増加と、データの付加価値の飛躍的な向上等に対応したサイバーセキ

セキュリティ確保が重要であることは言うまでもない。

予測困難な時代であるがゆえ、ビジネスの新陳代謝のスピードを加速しなければならない。オープンイノベーションや事業分野の迅速な入替え等の重要性がますます増していき、金融・資本市場についても、これまで以上に事業性に応じた成長資金の供給が求められていく。

人材育成にも、可及的速やかに取り組まなければならない。第4次産業革命が進展する中で、「働き手」に求められるスキルや業務は何なのか。人材育成も、そうした将来像からバックキャストして、検討していくことが必要である。

第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業の現場ニーズ、現場目線でITやロボット導入を進めていくことが重要である。小型の汎用ロボットの導入コストを大幅に引き下げることはもとより、個々の事業者のビジネスの実態、業務フロー等に応じ、丁寧にITやロボットの導入を最大限サポートしていく。

急激に起こる様々な変革に対応できるか。一瞬の遅れが致命的になりかねない中、課題は多岐にわたっており、横断的な対応が求められている。このため、第4次産業革命を推進する政府全体の新たな司令塔として、日本経済再生本部の下に「第4次産業革命官民会議」を開催し、政府の取組全体を統括していく。

第4次産業革命の推進に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議におけるSociety 5.0<sup>1</sup>の基本方針の検討と連携しつつ進める。

## <鍵となる施策>

- ①総合的な司令塔である「第4次産業革命官民会議」の開催
- ②「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

---

<sup>1</sup> サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらす、人類史上5番目の社会である「超スマート社会」を世界に先駆けて実現（Society 5.0）していく（狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている）。

- ③規制・制度改革（「目標逆算ロードマップ方式」、「規制改革、行政  
手続の簡素化、IT化の一体的推進」、  
企業や組織の垣根を超えたデータ利活用プロジェクト等の推進と  
セキュリティの確保
- ④第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ⑤「第4次産業革命 人材育成推進会議」における人材育成・  
教育関連施策等の具体化
- ⑥中堅・中小企業への第4次産業革命の波及

## (2) 世界最先端の健康立国へ

第4次産業革命の中では、「医療」、「介護」の姿も一変する。

健康・予防サービスの成長余力は極めて大きい。ウェアラブル端末の普及、健康・予防サービスに対する個人の嗜好<sup>しこう</sup>の高まりや多様化等を背景に、サービス需要は今後飛躍的に増大していくものと考えられる。健康・予防サービスは、医療・介護費用の適正化効果も見込まれる。潜在需要の大きさは、ビジネスチャンスの大きさでもある。様々なニーズに、質の高いサービスを柔軟かつ効率的に提供していく。成長産業化に向けたサービス提供ビジネスモデルの確立が大きな課題である。

レセプトや健康診断のデータに加えて、ウェアラブル端末等のIoTによるデータ収集を活用すれば、よりリアルタイムで個人の状況に応じた、効果的なサービス提供が可能となる。これまでの成長戦略の取組で、「データヘルス」や「健康経営」が保険者や企業に定着しつつある中、技術革新をいかしてどのような「個別化健康サービス」の提供を後押しできるのか、検証していく。また、ICT等を活用した予防・健康づくりに向けた取組に対し、インセンティブが付与されるよう、制度設計を進めていかなければならない。

従前からのいわゆる医療、介護分野についても、ICTの利活用に加え、ビッグデータと人工知能、ロボット等の新技術の活用へと第4次産業革命への対応を加速化しなければならない。膨大な臨床データと個々の患者の状態を踏まえた創薬、医療機器開発、個別化サービス等が実現し、これまで以上に質の高いサービスが国民一人一人に行き渡る事となる。介護ロ

ロボットや画像診断から事務作業の効率化等まで、医療、介護の現場負担も大きく軽減される。我が国の誇るべき患者や要介護者に寄り添った丁寧なサービス、チーム医療、チーム介護に、現場がさらに専念することも可能となるのである。

医療については、我が国の誇る国民皆保険制度をいかして、世界に冠たる医療 ICT 活用基盤を構築していく。治療や検査等の膨大なデータを、安全かつ効果的に活用することにより、最先端の創薬や治療、医療機器の研究開発につなげていくことができる。これに加え、こうした膨大なデータについて人工知能等も活用すれば、医療現場で診療を支援する仕組みを構築し、より質の高い医療の実現につなげていくことも考えられる。

また、介護については、人材不足が喫緊の課題である中、ロボットやセンサー、ICT 等、介護現場を支える技術進歩にこれまで以上に取り組んでいくことが必要である。ICT 等により、現場の負担を軽減させる。これに加え、ロボットやセンサー等の技術を最大限活用して、現場の負担を軽減し、新たな取組へのモチベーションを生み出し、高齢者の自立支援につながる質の高い介護を実現する。そしてそれがまた、介護現場のイノベーションに向けた意欲を引き出すという好循環を生み出すよう、早急に検討を進めなければならない。

世界一の長寿国である我が国の健康確保の秘訣は、世界からの注目度も高い。第4次産業革命に対応した新たなサービスを世界に先駆け確立することで、海外市場の開拓と相手国への貢献にもつながることも期待される。

### **<鍵となる施策>**

- ① **ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発**  
(治療や検査のデータを広く収集し安全に管理・匿名化する新たな基盤を実現)
- ② **IoT等の活用による個別化健康サービス** (レセプト・健診・健康データを集約・分析・活用)、健康・予防に向けた保険外サービス活用促進
- ③ **ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上** (介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討)

### **(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大**

地球規模の課題である環境・エネルギー制約を、我が国の最先端技術等で解決するとともに、経済成長に向けた投資を拡大していく。

省エネルギー投資は、投資額そのものに応じた経済効果に加え、生産工程の見直し等を合わせて行うことで、単純な省エネ分を超えるコスト削減や製品・サービスの品質向上等を通じた競争力の強化にもつながるものである。データ利活用によるサービス提供等にビジネスの重心が移っていく中、これまで製造業中心に行ってきた省エネ投資の推進を、流通・サービス業や中小企業にも拡大することが、我が国全体の経済成長にもつながっていく。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制を図るとともに、最大限の導入に向けて取り組んでいく。また、2030年頃の大規模な水素サプライチェーンの構築を目指し、燃料電池自動車の本格的な普及を進めるなど、水素社会の実現を進めていく。

本年4月には、電力小売の全面自由化が行われ、多様な事業者による新規参入が始まっている。さらに、需要家側の蓄電池や太陽光発電設備等をネットワークでつなぎ一体的に制御しつつ、新たな需要管理手法であるデマンドリスポンスと組み合わせることで、統合的なエネルギーマネジメントを行う新たなビジネスモデルが生まれつつある。まさにエネルギー分野における第4次産業革命であり、我が国の技術的な強みをいかし、世界市場の獲得を目指した取組を進めていかなければならない。

資源開発・確保は、国の経済活動を支える基盤であり、中長期的な視野に立った対応が必要である。足下では、資源価格の低迷を背景に開発投資が停滞しており、将来の大幅な需給ギャップと資源価格の高騰も懸念される。資源価格の低迷下においても、安定的な資源開発投資を行っていくことが、安定的な経済成長にもつながっていく。

#### **<鍵となる施策>**

- ① 流通・サービス業と中小企業等の省エネルギー投資の促進**
- ② 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築**

## (燃料電池自動車の本格的な普及など水素社会の実現、「節電量（ネガワット）取引市場」の創設)

### ③ 資源安全保障の強化

#### (4) スポーツの成長産業化

スポーツには、人を夢中にさせ、感動させる魅力がある。世界では、スポーツが産業として目覚ましい発展を遂げている例もある。2020年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えようとする今、我が国のスポーツは、その魅力に相応しい経済的な価値を生み出しているだろうか。

人を惹きつける力があるということは、ビジネスで言えば集客力がある、ということである。単に、観戦して帰る、ということでは終わらせるのではなく、持てる集客力をどう活かすのか、マーケティングの視点を持てば、我が国でもスポーツを成長産業へと転換させていくことが可能である。

地域に人が集まる、それは、地域活性化のキーワードである。スポーツを核に地域活性化を進める。一つの有力なアイデアである。スタジアム・アリーナをどこに立地し、地域内外からの人を地域のどこに集客することが良いのか。試合がある日、一時のスポーツ観戦のみならず、周辺エリアも含めて一体的に捉え、スポーツを核にしながらその「場」でどういったエンターテインメントや思い出となる出来事を提供するのか。まちづくり的な視点、「モノ消費」から「コト消費」への転換といった視点が重要である。

メディアへの露出、最新のデジタル技術等を活用した新たな観戦スタイルやスポーツ体験のサポート、健康、食、医療、観光、ファッション、文化芸術等の他のビジネスとの融合による新市場の創出など、スポーツの魅力を経済価値に転換していくための取組も進めていく。また、これらの新たな市場の創出を支える人材育成も重要な課題である。

スポーツを産業として捉える上でも、アスリート・ファーストが基本である。アスリートやプレーヤーから生み出された経済価値を競技環境の底上げや最新のトレーニング手法の導入に充てることで、競技レベル、我が



国スポーツの国際的なブランド力の向上につなげるとともに、競技人生・現役期間中を超えて一人一人のアスリートの自己実現に結実させる。そしてそれが、次の新たな経済価値の創出、スポーツの未来開拓へと展開していく。スポーツをめぐるこうした好循環を確立することこそが、目指すべきゴールである。

### ＜鍵となる施策＞

- ① スポーツ施設の魅力・収益性の向上
- ② スポーツ経営人材の育成・活用とプラットフォームの構築
- ③ スポーツと IT・健康・観光・ファッション・文化芸術等の融合・拡大

### (5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

住宅市場の活性化は、需要喚起と住宅関連投資の拡大、双方の観点から経済成長に大きく貢献していく可能性がある。

住宅の購入は、一生の中で最も高価な買い物であることが多い。それにもかかわらず、「住宅は購入したらゴールである」と思ってしまい、その後特段の手入れをせずに資産価値が低下してしまう場合も多いのではないだろうか。実際、木造であれば築後約 20 年～25 年で価値がゼロになってしまうとも言われている。そうした評価は本当に正しいのだろうか。

一つの家になん年住み、子や孫に家を残したいと考える方もいれば、老後になったら住宅を担保に生活資金を調達したいと考える方もいよう。人生のステージに応じて住む家を変えたいと思う方もいよう。価値観は人それぞれである。様々な希望や思いをかなえるためにも、新築市場の活性化に加え、大切に住み、適切にリフォームをすれば価値が上がり、資産として評価される、そうした既存住宅市場を作り上げていくことが必要である。

また、第 4 次産業革命は住宅市場にも訪れている。IoT 技術等の新技術を活用し、新たな生活スタイルや健康、セキュリティサービス等を次世代住宅として提供していく。そうした新たな付加価値の提供を含めた住宅市場の開拓も進めていくことで、住宅の資産価値は更に高まっていくと考え

(参考)「600兆円に向けた『官民戦略プロジェクト10』」がもたらし得る潜在効果

第4次産業革命	付加価値創出：30兆円[2020年]
世界最先端の健康立国へ	市場規模 26兆円[2020年] (←16兆円[2011年])
環境・エネルギー制約の克服と投資拡大	エネルギー関連投資 28兆円[2030年度] (←18兆円[2014年度])
スポーツ産業の成長産業化	市場規模 15兆円[2025年] (←5.5兆円[2015年])
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	市場規模 20兆円[2025年] (←11兆円[2013年])
サービス産業の生産性向上 中堅・中小企業・小規模事業者の革新	サービス業付加価値 410兆円[2020年] (←343兆円[2014年])
攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	6次産業市場 10兆円 (2020年度) (←5.1兆円[2014年度])
観光立国	外国人旅行消費額 8兆円[2020年]、15兆円[2030年] (←3.5兆円[2015年])  訪日外国人と日本人の旅行消費額合計 29兆円[2020年]、37兆円[2030年] (←約25兆円[2015年])

## 2. 世界最先端の健康立国へ

### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2013年度：2008年度比16.0%減

《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年度）】」

⇒2013年度：医薬品 0.1年、医療機器 0年

### (2) 新たに講ずべき具体的施策

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの制度設計等の基盤整備が進む中で、健康・予防に向けた新たなビジネスが広がりつつある。こうした流れが、健康増進に向けた個人の行動変容と、持続的なビジネスモデルの確立につながるよう、新たな取組を進める。さらに、公的保険外サービスによる健康増進等にとどまらず、ICT やロボット、人工知能、ゲノム解析等の技術革新を最大限に活用し、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上、革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化につなげ、世界最先端の健康立国の実現を目指すとともに、グローバル市場の獲得を目指す。

#### i) 公的保険外サービスの活用促進

##### ① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築

公的保険外サービスが、その後の健康診断や医師や薬剤師、保健師、管理栄養士等の関与による、生活習慣の改善等の具体的な行動変容につながるよう、また、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービスが、地域包括ケアシステムの一環として活用されるよう、医療・介護関係者と民間事業者が連携してサービス提供を行う枠組みを構築する。このため、健康・医療戦略推進本部の下、経済産業省と厚生労働省で、医療関係者や民間事業者団体の協力を得て、こうした枠組み構築に向けた基本的考え方をまとめ、あわせて、これらの分野で特に民間事業者の貢献が

期待される分野を明確にしつつ、持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針を、本年度中に策定する。策定に当たっては、地域において円滑に取り組を進めることができるよう、例えば、健診未受診者を対象にして切れ目ない対応を行う際の、民間事業者、保険者、自治体、医療機関等の適切な役割分担の在り方等について考え方を示すべく、次世代ヘルスケア産業協議会において、関係者で連携して検討した上でまとめる。この基本指針に基づき、来年度以降、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と公的保険外サービス事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けて実証を行い、他地域への横展開を目指す。

## ② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」（平成28年3月31日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成）を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

## ③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築

ヘルスケア分野の産業の健全な発展のため、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から淘汰<sup>とうた</sup>される仕組みを構築する。運動等のヘルスケアサービスに関しては、アクティブレジャーやヘルスツーリズム等の認証制度を普及させるとともに、客観的な根拠に基づいた産業として育成するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資す

るデータの収集・蓄積・評価の在り方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。また、健康関連の食市場についても、食品等の成分や食習慣情報も取り込んだビッグデータの活用基盤を構築し、個別の生活習慣を踏まえた食生活のサポートサービス等の発展につなげる。

これらの様々な分野での取組を、ヘルスケア分野において総合的に活用する方策について、例えば、ヘルスケアサービスを提供する事業者が自ら情報登録を行い、利用者がサービスの質を確認できる仕組み（例えば、ホームページ上におけるヘルスケアサービスのデータベース化等）を検討し、次世代ヘルスケア産業協議会において来年夏頃までに方針をまとめる。

#### ④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。このため、産業競争力強化法のグリーゾーン解消制度を活用し、健康・医療分野における関係法令の適用範囲を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるよう、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で、グリーゾーン解消事例を整理・公表していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

#### ⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。健康経営については、質の向上と更なる普及のため、健康経営銘柄を継続実施し、選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視

## 2-3. 多様な働き手の参画

### (1) KPI の主な進捗状況

#### (女性の活躍推進)

《KPI》「2020年：女性の就業率（25～44歳） 77%」

⇒2015年：71.6%（2012年：68%）

《KPI》「来年度末までに約50万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」（「待機児童解消加速化プラン」）

⇒2013年、2014年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人

#### (高齢者の活躍推進)

《KPI》「2020年：60～64歳の就業率 67%」

⇒2015年：62.2%（2012年：58%）

#### (障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率 2.0%」

⇒2015年：1.88%（2012年：1.69%）

#### (高度外国人材の活用)

《KPI》「2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。さらに2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す。」

⇒ポイント制の導入（2012年5月）から2015年12月までに高度人材認定された外国人数は4,347人

### (2) 新たに講ずべき具体的施策

女性活躍推進法が本年4月から全面施行され、企業等において、同法に基づく行動計画の策定等の取組が進展していることをも踏まえ、女性活躍の更なる推進に向けて、以下の施策を推進する。あわせて、「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、非正規雇用の女性の待遇改善、テレワークの推進を含めた多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革等の取組を推進する。

また、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業務拡大等を盛り込んだ雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）が本年4月から順次施行されることも踏まえ、高齢者

の活躍促進に向けて、生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた環境整備を加速する。

外国人材の活用については、IT分野においては、外国人IT人材の日本への留学やその後の就労支援等を実施するため、昨年11月、コンピュータソフトウェア協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会が設立された。世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくため、IT人材等の優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込んでいく。

## i) 女性の活躍推進

### ① ダイバーシティ経営の実践の促進

これまでの「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ経営企業100選」等の取組を踏まえ、好事例の分析等を通じて、企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営（女性のみならず、外国人や障害者等の登用を広く含む。）の在り方を明確にするとともに、例えば、ダイバーシティ経営を促進する情報提供の在り方等、企業・投資家双方への訴求力を高める方策について議論する新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論を得る。

また、上記検討の場とも連携しつつ、企業の人材管理の観点にとどまらず、資本の効果的な活用という観点から、持続的な価値創造に向けた投資のあり方検討会において、持続的な企業価値を生み出すための企業経営や投資の在り方、それを評価する手法について、狭義のESG（環境、社会、ガバナンス）だけでなく、人的資本、知的資本等を視野に入れた総合的な検討を本年度中に行い、一定の結論を得る。

### ② 待機児童解消に向けた取組強化

来年度末の待機児童解消の実現に向け、「待機児童解消加速化プラン」、本年3月に取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」等を踏まえて、経済・財政再生計画の枠組みの下、安定財源を確保しつつ、保育の受け皿の整備や保育人材の確保を着実に進める。具体的には、本年3月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第22号）により創設された「企業主導型保育事業」の本年度からの積極的な展開、ICTの活用等による業務負担軽減や保育士資格の取得支援等の取組とともに、保育士等の更なる処遇改善やキャリアパス

の構築を行う。

大規模マンション等の建設時の保育施設併設を促進するため、容積率緩和の特例措置を活用した保育施設併設のモデル事例を取りまとめて、地方自治体等への周知を図る。その際、地方自治体内における都市計画部局及び建築部局と保育部局の連携等を深め、都市計画の立案時点や、特例措置の許可申請時点から、関係部局間で連携した取組がなされるよう、地方自治体への周知徹底を行う。

今後も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。その際、中長期的に、専門的知識と技術をもつ保育士の社会的評価を向上させ、保育士がより魅力ある職業となるよう、諸外国における保育士の制度・事例の調査・分析を本年度中に行い、保育士の社会的評価をより向上させる方策について検討を行う。

### ③ 女性が働きやすい制度等への見直し

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。

税制については、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ）や「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月13日政府税制調査会取りまとめ）を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。

社会保障制度については、本年10月からの大企業での短時間労働者への適用拡大の施行を円滑に進めるとともに、中小企業についても、労使合意に基づく適用拡大の途<sup>みち</sup>を開く制度的措置を講じる。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、被用者保険の適用拡大の施行後3年以内に、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。



## ii) 高齢者の活躍推進

働く意欲のある高年齢者が年齢に関わりなく、その能力や経験をいかして生涯現役で活躍できる社会の実現を目指し、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実する。また、地域の協議会を活用して多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国に展開していくとともに、ハローワークの「生涯現役支援窓口」や高年齢退職予定者のマッチングのプラットフォームとなる「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」の活用等を通じて、高年齢者の再就職支援を行い、高年齢者の活躍機会の飛躍的向上を図る。

## iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

## iv) 外国人材の活用

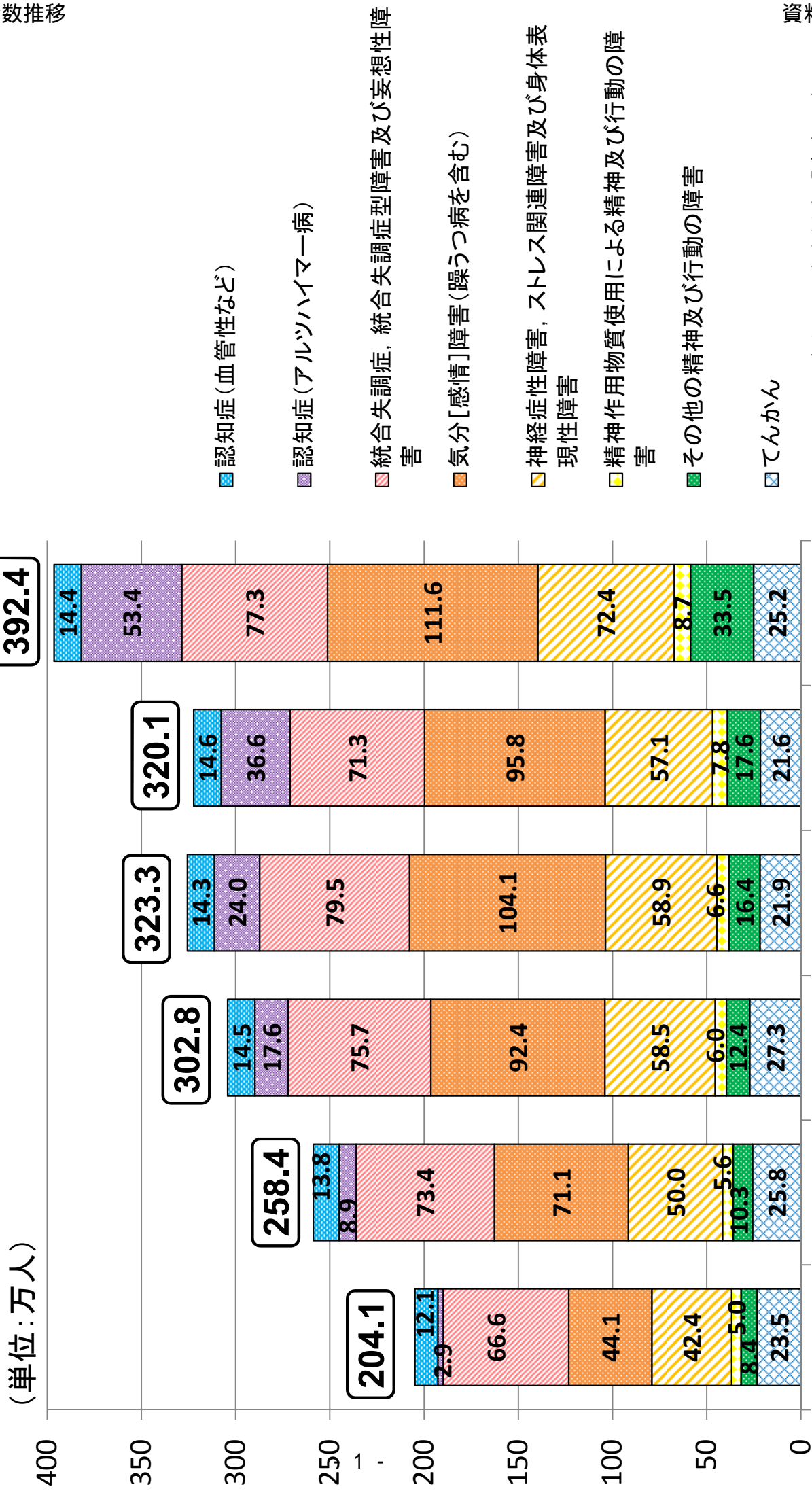
第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、高度IT人材のように、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる高度外国人材について、より積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、高度外国人材の受け入れに向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍してもらえるような戦略的な仕組みを構築する。

### ① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討

高度IT人材など、日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期

# 精神疾患を有する総患者数の推移 (疾病別内訳)



資料：厚生労働省「患者調査」より  
 厚生労働省障害保健福祉部で作成

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

# 第1部 少子化対策の現状

## 第1章 少子化をめぐる現状

### 1. 出生数、出生率の推移

#### (合計特殊出生率は1.42)

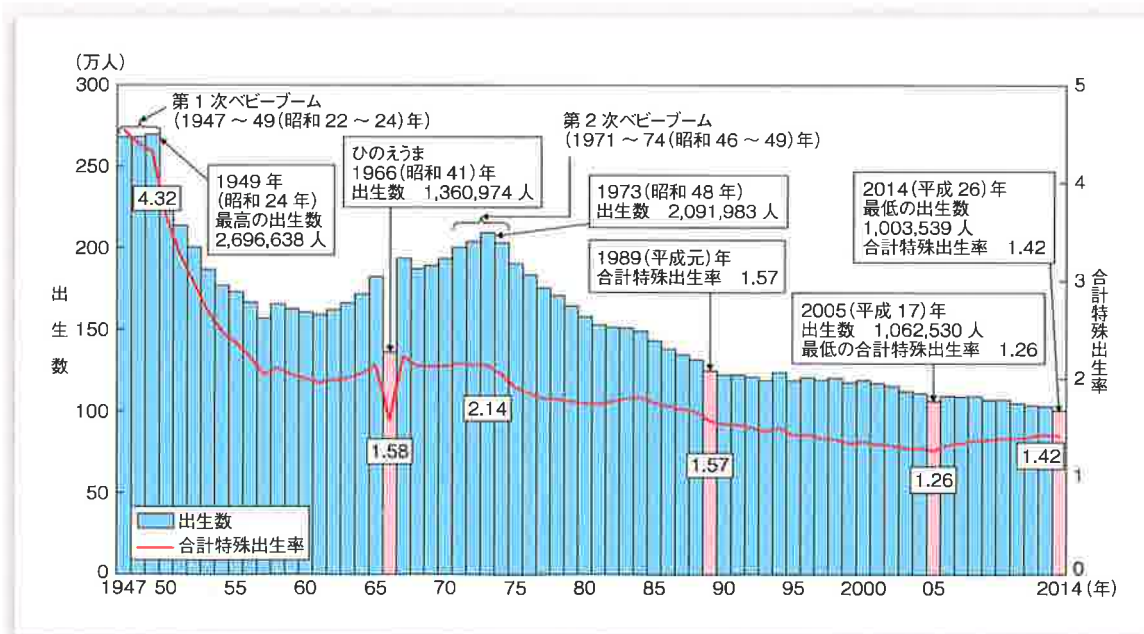
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人であったが、1975（昭和50）年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けた。1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。

2014（平成26）年の出生数は、100万3,539人であり、前年の102万9,816人より2万6,277人減少した。

合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950（昭和25）年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989（昭和64、平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。

近年微増傾向が続いてきたが、2014年は、1.42と、9年ぶりに前年を下回った。（第1-1-1図）

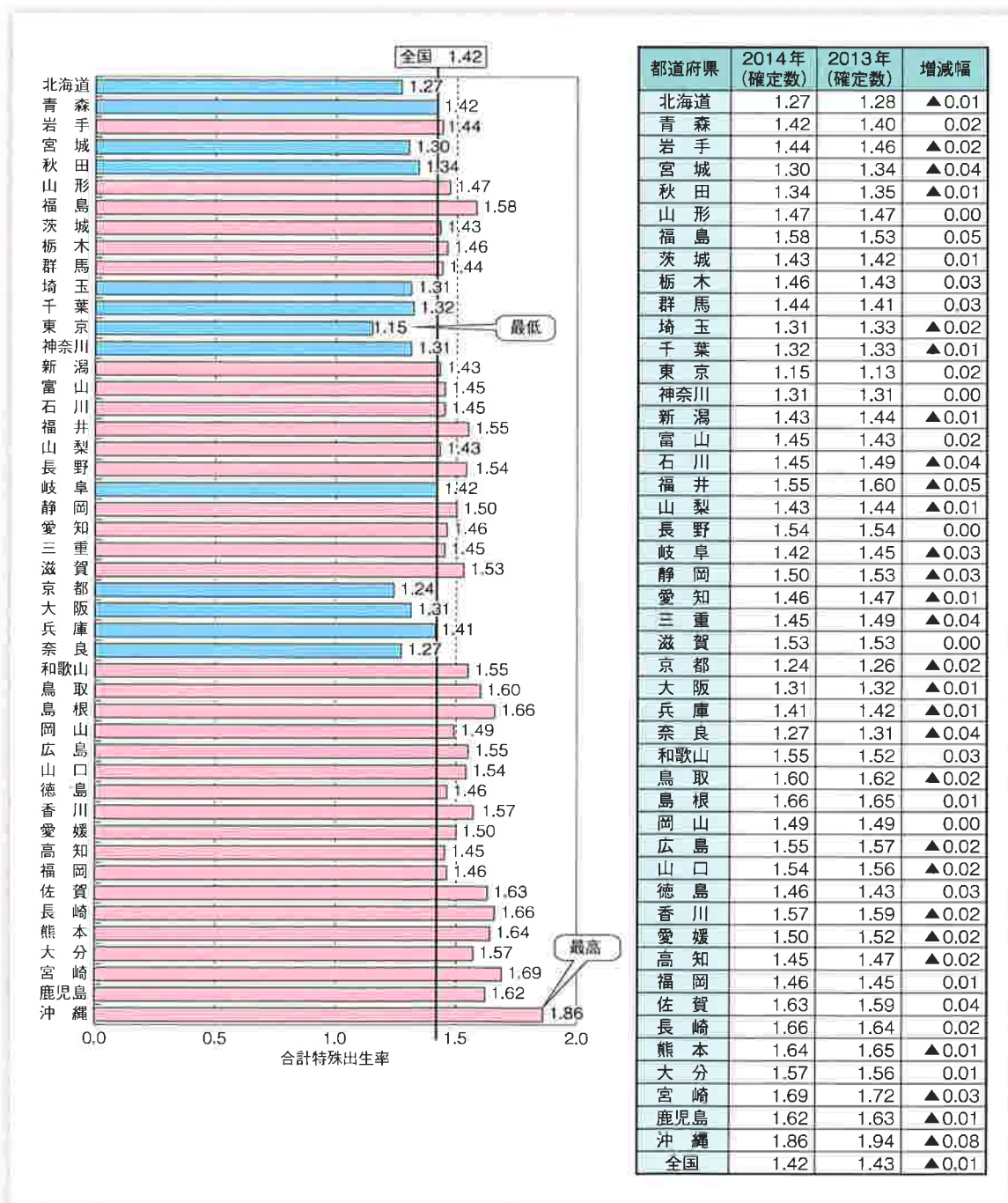
第1-1-1図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

なお、47都道府県別の合計特殊出生率をみると、最も高いのは沖縄県（1.86）であり、最も低いのは、東京都（1.15）となっている。（第1-1-2図）

第1-1-2図 都道府県別合計特殊出生率（2014年）



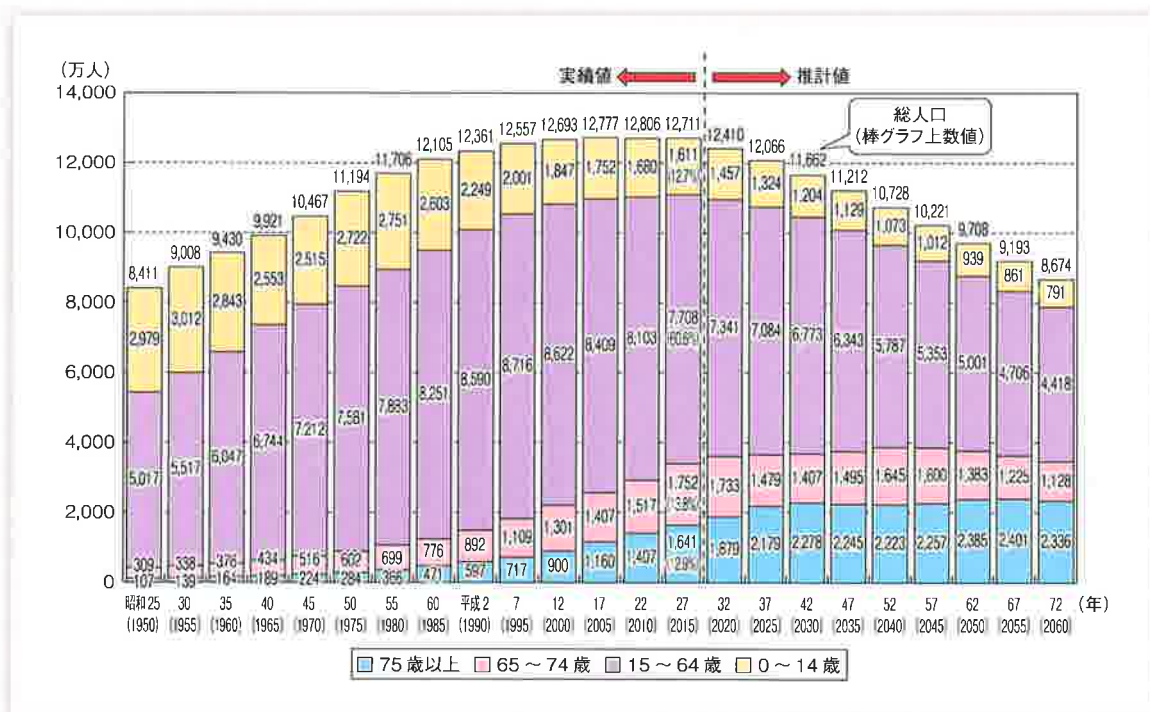
資料：厚生労働省「人口動態統計」（2014年）

### (総人口の減少と人口構造の変化)

我が国の総人口は、2015（平成27）年10月1日現在、1億2,711万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の中位推計（出生中位・死亡中位）では、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2030（平成42）年の1億1,662万人を経て、2048（平成60）年には1億人を割って9,913万人となり、2060（平成72）年には8,674万人になると推計されている。（第1-1-3図）

**第1-1-3図 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し**



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計（2015年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした2015年10月1日現在確定値）」（平成27年10月1日現在）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

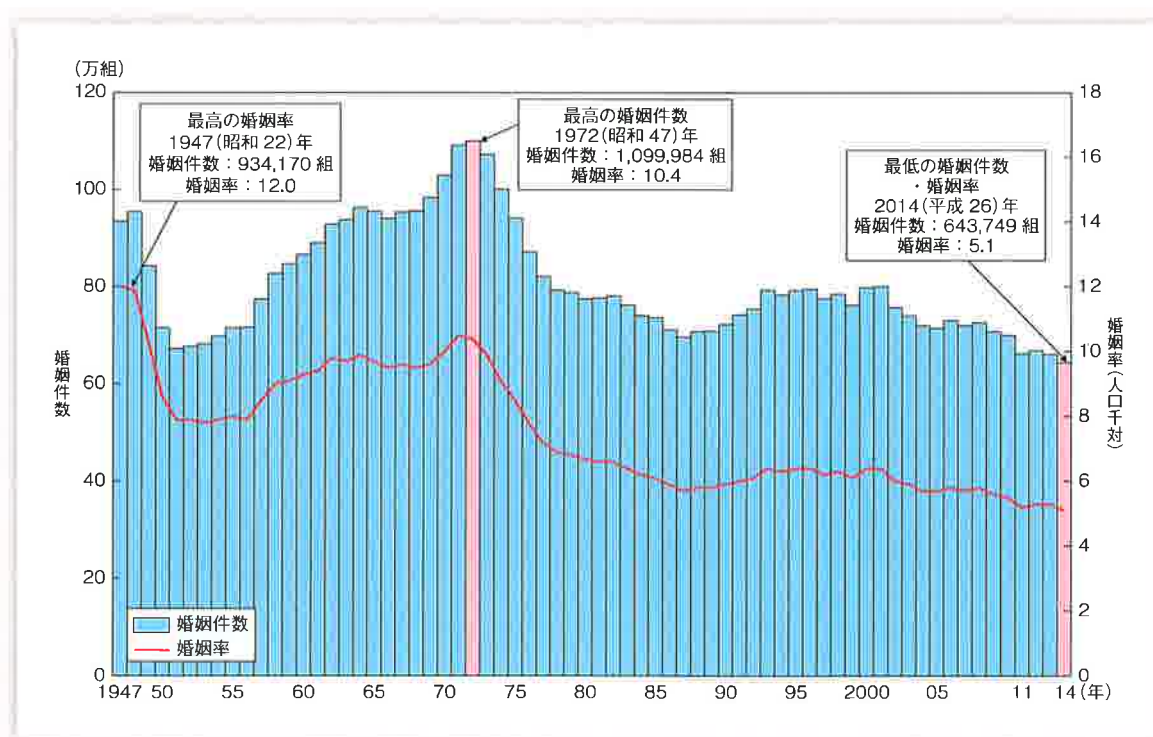
注：1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。

## 2. 婚姻・出産等の状況

### (未婚化、非婚化の進行)

婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970（昭和45）年から1974（昭和49）年にかけて年間100万組を超え、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）もおおむね10.0以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、2014（平成26）年は、64万3,749組（対前年比1万6,864組減）と、2013（平成25）年に続き過去最低となった。婚姻率も5.1と過去最低となり1970年代前半と比べると半分の水準となっている。（第1-1-4図）

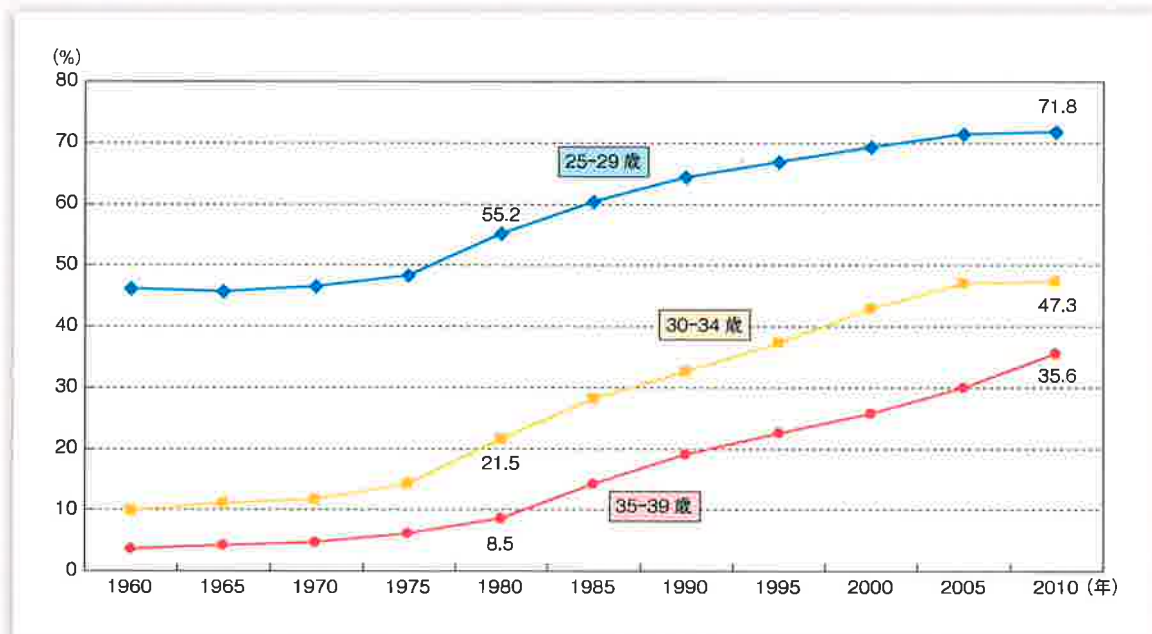
第1-1-4図 婚姻件数及び婚姻率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

また、2010（平成22）年の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっている。（第1-1-5図、第1-1-6図）

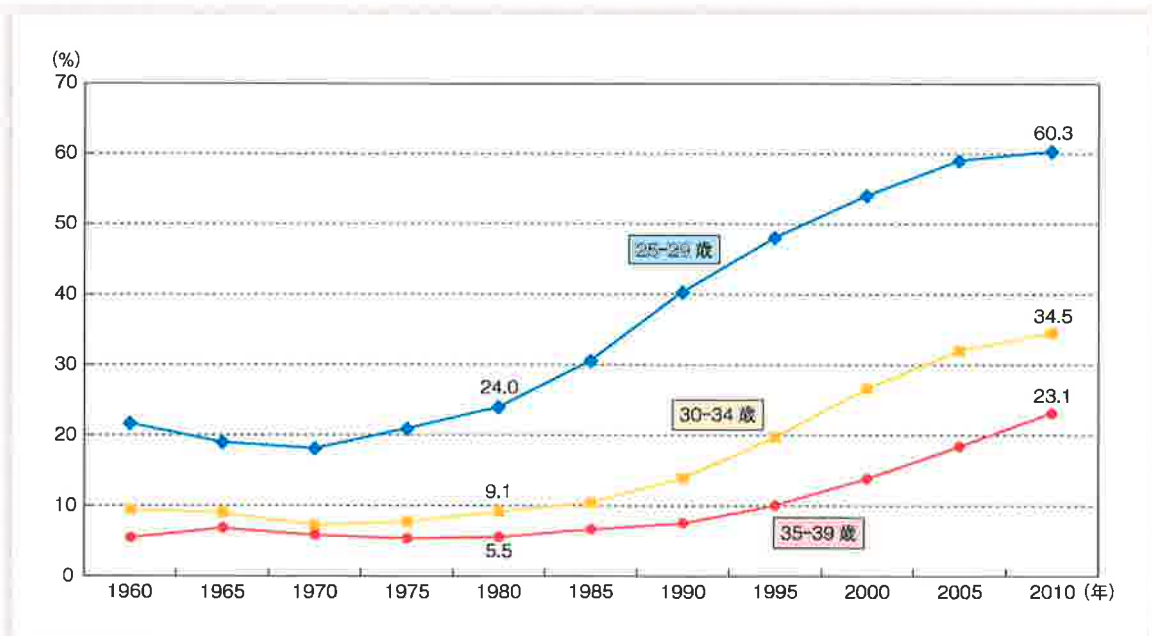
第1-1-5図 年齢別未婚率の推移（男性）



資料：総務省「国勢調査」

注：1960～1970年は沖縄県を含まない。

第1-1-6図 年齢別未婚率の推移（女性）

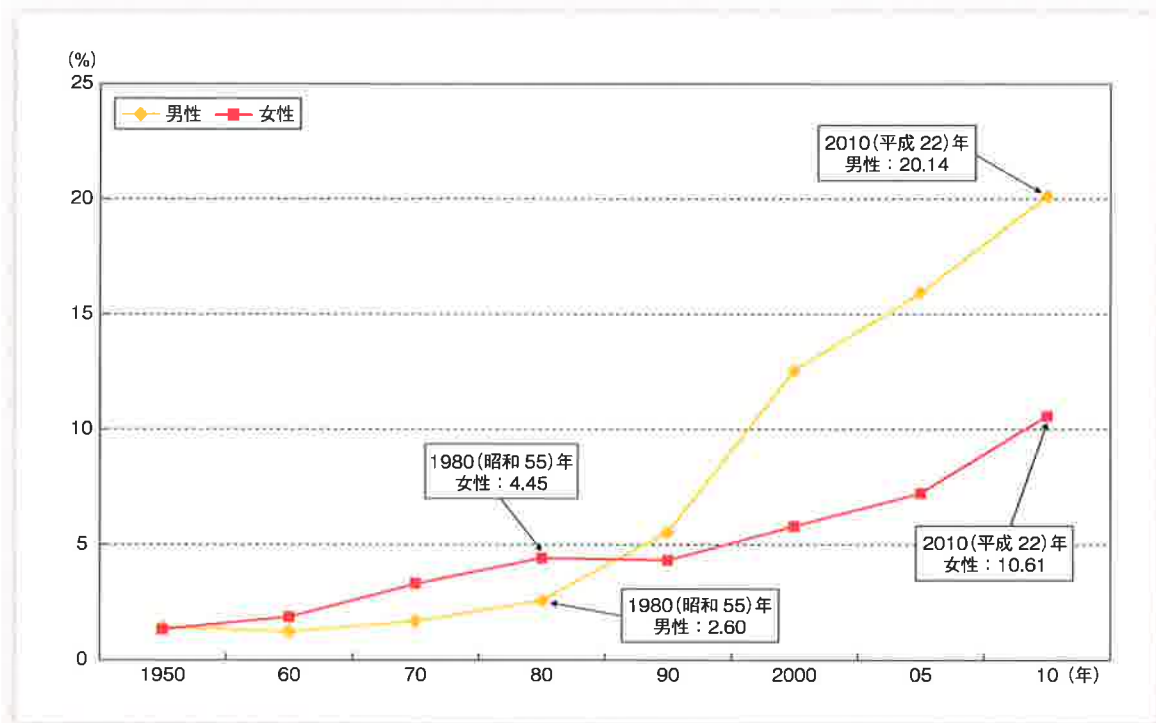


資料：総務省「国勢調査」

注：1960～1970年は沖縄県を含まない。

さらに、50歳時の未婚割合（生涯未婚率）を30年前（1980（昭和55）年）と比較すると、男性は2.6%から20.1%へ、女性は4.5%から10.6%へ、それぞれ上昇している。（第1-1-7図）

第1-1-7図 50歳時の未婚割合（生涯未婚率）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016」

注：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。

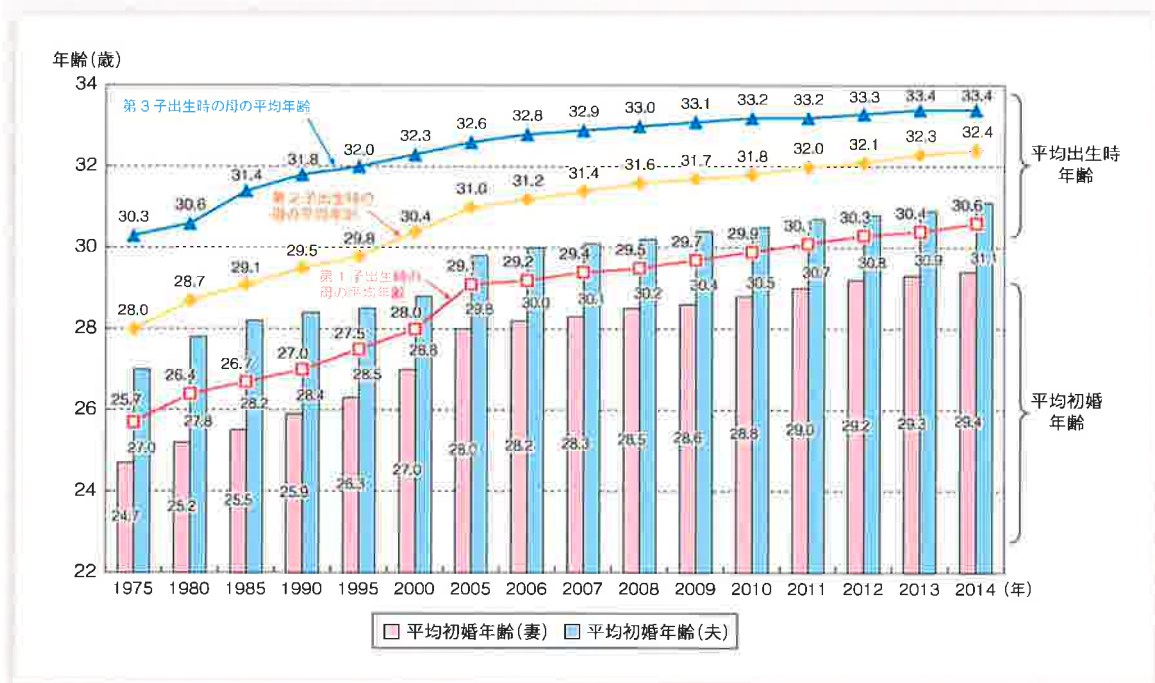


### (晩婚化、晩産化の進行)

平均初婚年齢は、2014（平成26）年で、夫が31.1歳（対前年比0.2歳上昇）、妻が29.4歳（同0.1歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。1980（昭和55）年には、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったので、30年余りの間に、夫は3.3歳、妻は4.2歳、平均初婚年齢が上昇していることになる。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、2014年においては、第1子が30.6歳、第2子が32.4歳、第3子が33.4歳であり、上昇傾向が続いている。（第1-1-8図）

第1-1-8図 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移

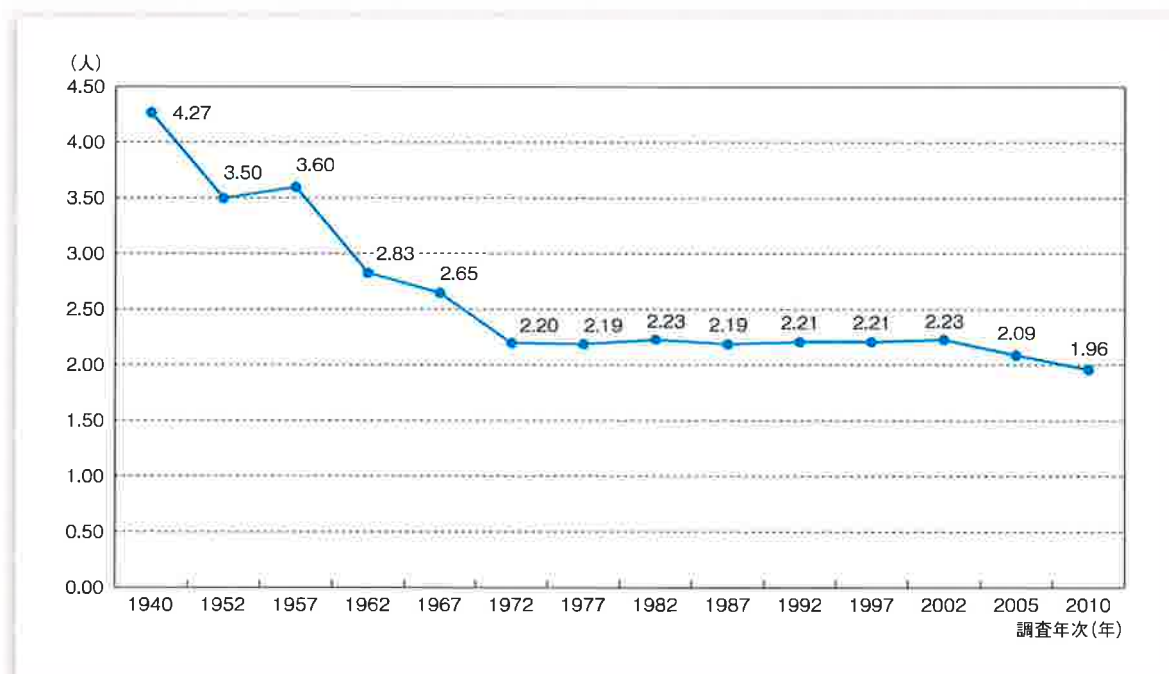


資料：厚生労働省「人口動態統計」

### (完結出生児数は1.96)

夫婦の完結出生児数（結婚持続期間が15～19年の夫婦の平均出生子供数）を見ると、1970年代から2002（平成14）年まで2.2人前後で安定的に推移していたが、2005（平成17）年から減少傾向となり、2010（平成22）年には過去最低である1.96人になった。（第1-1-9図）

第1-1-9図 完結出生児数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子ども数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。

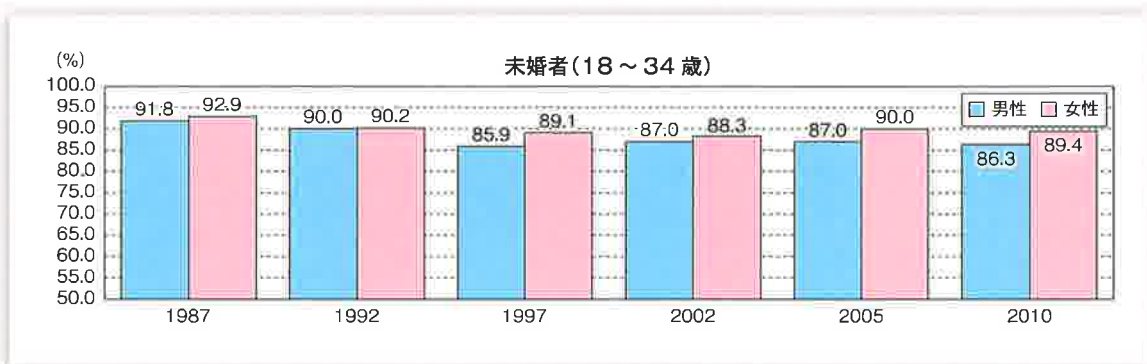
### 3. 結婚をめぐる意識等

#### (結婚に対する意識)

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（独身者調査）」によると、いずれ結婚するつもりと考える未婚者（18～34歳）の割合は、男性86.3%、女性89.4%であり、ここ20年間を見ても若干の低下はあるものの、高い水準を維持している。（第1-1-10図）

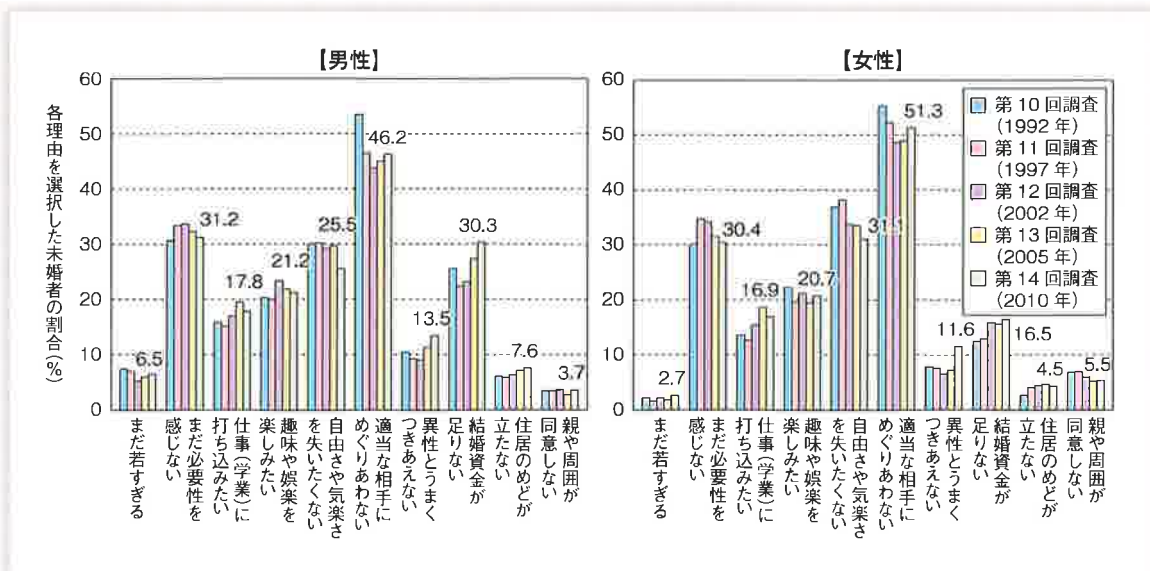
また、未婚者（25～34歳）に独身でいる理由を尋ねると、「適当な相手にめぐり合わない」「結婚資金が足りない」という理由が上位に挙がる。（第1-1-11図）

第1-1-10図 未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」

第1-1-11図 独身でいる理由



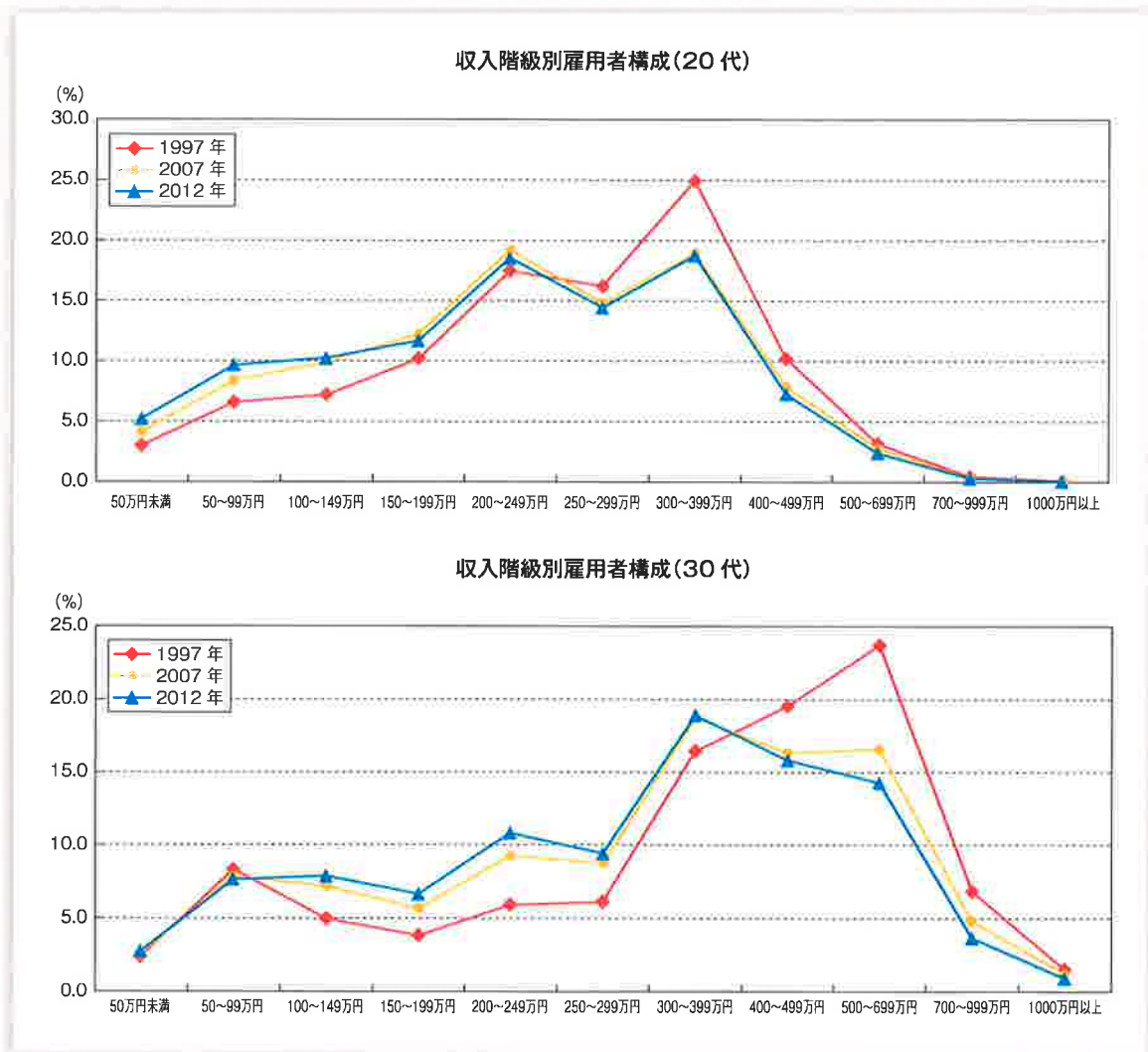
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」

注：対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（三つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第14回調査の結果。

### (若い世代の所得の伸び悩み)

20代、30代の所得分布をみると、20代では、1997（平成9）年には年収が300万円台の雇用者の割合が最も多かったが、2012（平成24）年では、200万円台前半の雇用者とほぼ同じ割合となっている。また、30代では、1997年には年収が500～699万円の雇用者の割合が最も多かったが、2012年には300万円台の雇用者が最も多くなっている。（第1-1-12図）

第1-1-12図 20代・30代の所得分布

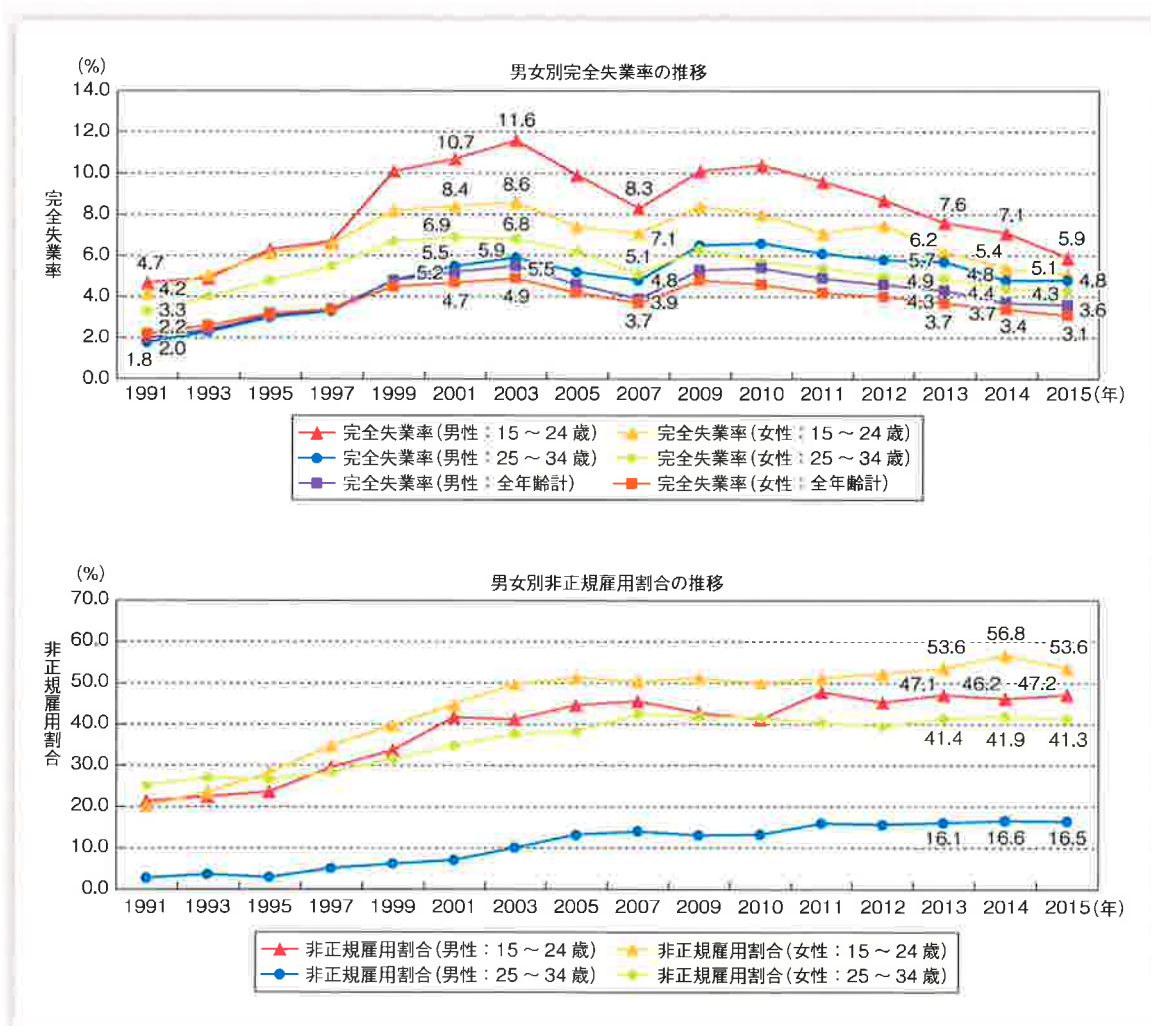


資料：総務省「就業構造基本調査」

## (就労形態による家族形成状況の違い)

若年者（15～34歳）の雇用をめぐる環境を男女別にみると、若年者の完全失業率は低下しているものの、全年齢計よりも高い水準になっている。また、非正規雇用割合については、15～24歳で男女とも5割前後、25～34歳の男性で16.5%、女性で41.3%となっている（2015（平成27）年）。（第1-1-13図）

第1-1-13図 男女別にみた若年者の完全失業率と非正規雇用割合



資料：総務省「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

注：1. 非正規雇用割合については、2001年までは「労働力調査特別調査」（2月調査）、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」（1～3月平均）による。

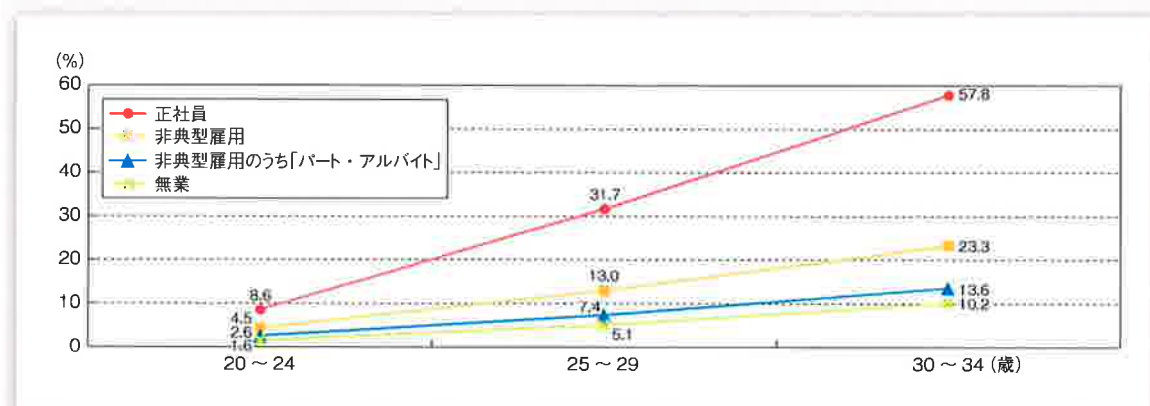
調査月（2001年までは各年2月、2002年以降は1～3月平均の値）が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値（2005年国勢調査基準）である。

勤労形態別に配偶者のいる割合をみると、非典型雇用者の有配偶率は低く、25～29歳・30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の人々の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なっていることがうかがえる。(第1-1-14図)

**第1-1-14図 就労形態別配偶者のいる割合（男性）**



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」（2014年）

注：就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義による。「非典型雇用」は、「パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者」と定義されている。



## Press Release

平成 28 年 9 月 2 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長 補佐 川岸 直樹（内線 7923）

待機児童対策係長 久保 拓也（内線 7929）

（代表電話）03(5253) 1111

（直通電話）03(3595) 2542

報道関係者 各位

### 「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 28 年 4 月 1 日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているものです。昨年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業\*（うち 2 号・3 号認定）の数値を含みます。

#### 【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

○保育所等定員は263万人（前年比10万3千人の増加）

○保育所等を利用する児童の数は246万人（前年比8万5千人の増加）

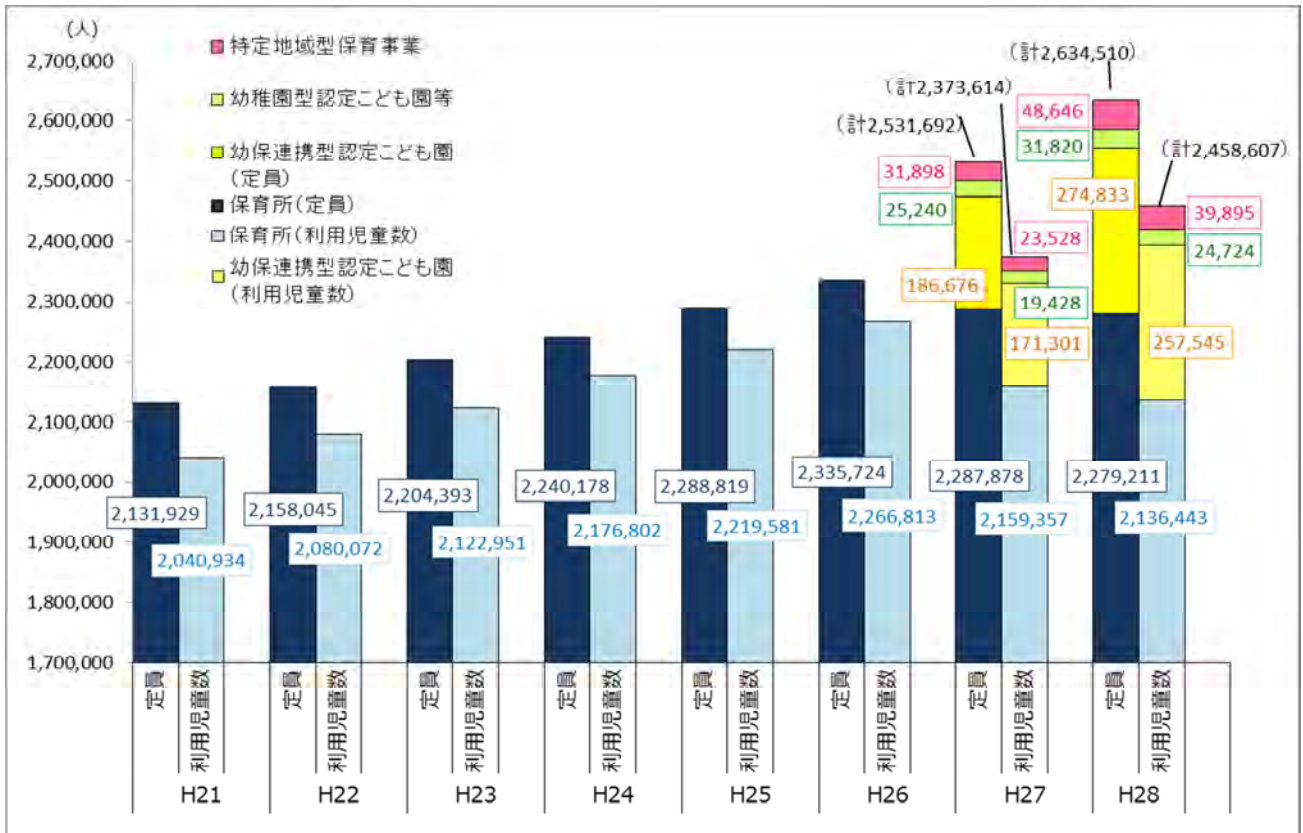
○待機児童数は23,553人で前年比386人の増加

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から12増加して386市区町村。
- ・待機児童が100人以上増加したのは、岡山市（595人増）、高松市（192人増）、中央区（144人増）など10市区。待機児童が100人以上減少したのは、船橋市（422人減）、熊本市（397人減）、仙台市（206人減）などの12市区。

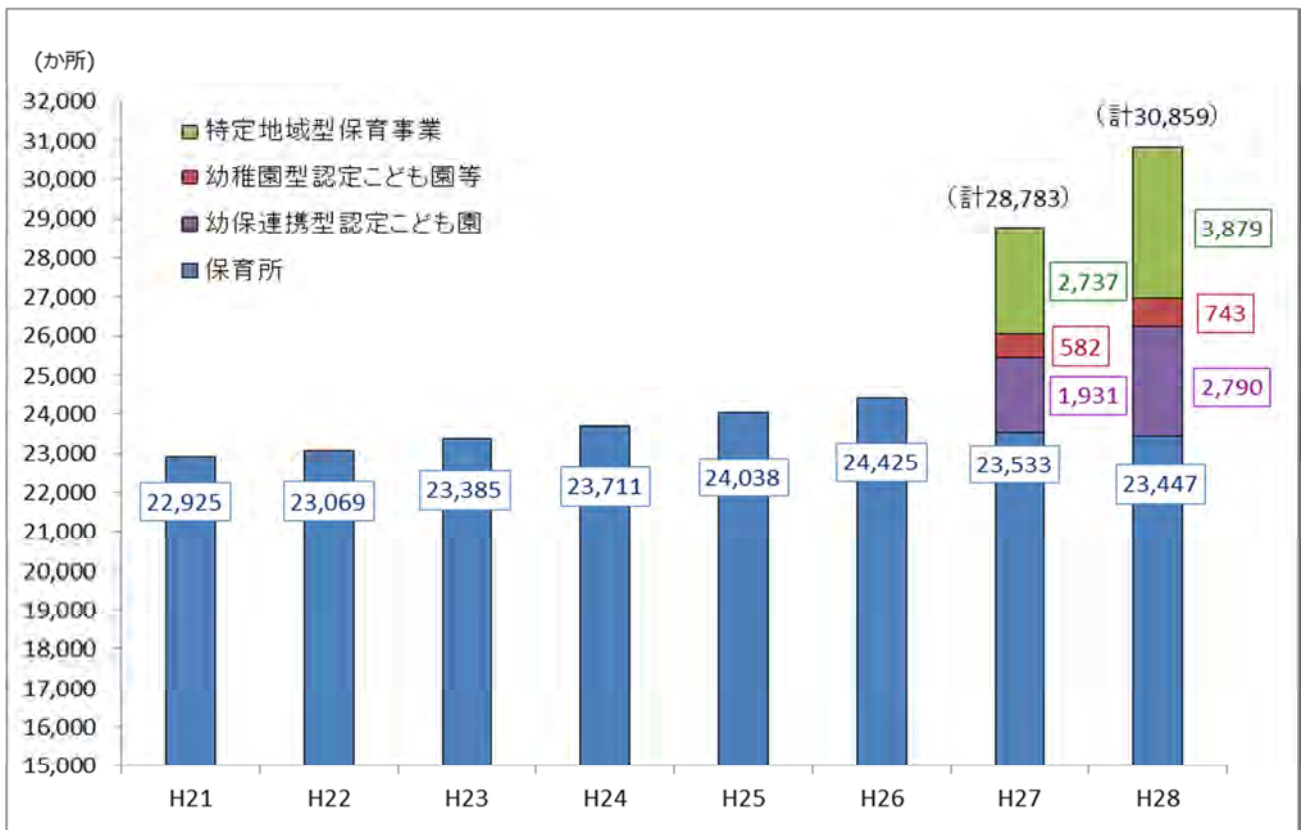
\* 特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園  
特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

# 1. 保育所等利用児童数等の状況

(保育所等定員数及び利用児童数の推移)



(保育所等数の推移)





(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)



【表1】保育所等の定員・利用児童数等の状況

	保育所等数	定員	利用児童数	定員充足率
平成26年	24,425か所	2,335,724人	2,266,813人	97.0%
平成27年	28,783か所	2,531,692人	2,373,614人	93.8%
	保育所等 : 25,464か所	保育所等 : 2,474,554人	保育所等 : 2,330,658人	
	幼稚園型認定こども園等 : 582か所	幼稚園型認定こども園等 : 25,240人	幼稚園型認定こども園等 : 19,428人	
	地域型保育事業 : 2,737か所	地域型保育事業 : 31,898人	地域型保育事業 : 23,528人	
平成28年	30,859か所	2,634,510人	2,458,607人	93.3%
	保育所等 : 26,237か所	保育所等 : 2,554,044人	保育所等 : 2,393,988人	
	幼稚園型認定こども園等 : 743か所	幼稚園型認定こども園等 : 31,820人	幼稚園型認定こども園等 : 24,724人	
	地域型保育事業 : 3,879か所	地域型保育事業 : 48,646人	地域型保育事業 : 39,895人	

(注) 平成26年は、保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)のみの数値。

① 施設数

保育所等数は30,859か所で、平成27年と比べて2,076か所(7.2%)の増。

② 定員

保育所等の定員は2,634,510人で、平成27年と比べて102,818人(4.1%)の増。

③ 保育所等利用児童数

保育所等を利用する児童の数は2,458,607人で、平成27年と比べて84,993人(3.6%)の増。

④ 定員充足率

定員充足率(利用児童数÷定員)は93.3%で、平成27年と比べて0.5%の減。

**[表2] 年齢区分別の保育所等利用児童の割合（保育所等利用率）**

	平成28年4月	平成27年4月
3歳未満児(0～2歳)	975,056人 (32.4%)	920,840人 (29.7%)
うち0歳児	137,107人 (14.2%)	127,562人 (12.5%)
うち1・2歳児	837,949人 (41.1%)	793,278人 (38.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (47.0%)	1,452,774人 (46.0%)
全年齢児計	2,458,607人 (39.9%)	2,373,614人 (37.9%)

(保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

**[参考] 年齢区分別の就学前児童数**

	平成28年4月 (注1)	平成27年4月 (注2)
3歳未満児(0～2歳)	3,006,100人	3,103,000人
うち0歳児	967,100人	1,020,000人
うち1・2歳児	2,039,000人	2,083,000人
3歳以上児	3,156,200人	3,155,000人
全年齢児計	6,162,300人	6,258,000人

(注1) 平成27年国勢調査(速報集計)

(注2) 人口推計年報(平成26年10月1日)

**○ 保育所等利用率**

就学前児童の保育所等利用率は39.9%。うち、3歳未満児は32.4%、中でも1・2歳児は41.1%。

## 2. 保育所待機児童数の状況

	28年4月1日 (A)	27年4月1日 (B)	差引 (A - B)
待機児童数	23,553人	23,167人	386人

〔表3〕年齢区分別の利用児童数・待機児童数

	28年利用児童	28年待機児童
低年齢児(0～2歳)	975,056人 (39.7%)	20,446人 (86.8%)
うち0歳児	137,107人 (5.6%)	3,688人 (15.7%)
うち1・2歳児	837,949人 (34.1%)	16,758人 (71.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (60.3%)	3,107人 (13.2%)
全年齢児計	2,458,607人 (100.0%)	23,553人 (100.0%)

(注)利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)。

### ○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の86.8%を占める。

そのうち、特に1・2歳児(16,758人(71.1%))が多い。

〔表4〕待機児童数のある市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	65 (62)
50人以上100人未満	51 (52)
1人以上 50人未満	270 (260)
計	386 (374)

( )は平成27年4月1日の数値

### ○ 待機児童のある市区町村数

待機児童がいる市区町村数は386(全市区町村の22.2%)で、前年から12の増。

待機児童が50人以上の市区町村は116で、前年から2の増。

待機児童が100人以上の市区町村は65で、前年から3の増。

〔表5〕都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,390,726人(56.6%)	17,501人(74.3%)
その他の道県	1,067,881人(43.4%)	6,052人(25.7%)
全国計	2,458,607人(100.0%)	23,553人(100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市の合計は17,501人（前年より418人増）で、全待機児童の74.3%（前年から0.6ポイント増）を占める。

（データ出典）

保育所等施設数、保育所等定員及び保育所等利用児童数

- ・・・22年以前、26年－福祉行政報告例（厚生労働省大臣官房統計情報部）
- ・・・23年～25年、27年～28年－厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業の施設数、定員及び利用児童数

- ・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・人口推計年報（総務省統計局（10月1日現在））、平成27年国勢調査

**東日本大震災の影響による公表データの取扱について（平成23年4月のデータの取り扱いには注意が必要）**

○ 東日本大震災の影響により、8市町<sup>※1</sup>は平成23年4月の調査を実施できず、平成23年4月の結果は8市町分を除いて集計している。

○ 8市町の平成23年4月の結果は「0」として集計していることから、平成23年4月の結果と比べる際には単純にその増減を表しており、数値の補正は行っていない。

なお、平成24年4月以降の調査では8市町を含め、全市区町村から結果を得て集計している。

※1…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

（参考データ）

○ 平成22年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,210人、利用児童：2,000人、待機児童数：0人

○ 平成23年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,040人<sup>※2</sup>

○ 平成24年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：1,430人、利用児童：1,195人、待機児童数：10人

※2…平成24年4月調査の際、平成23年4月の定員数のみ把握

## (資料1-1) 定員数が100人以上増加した地方自治体

(注)定員:保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人		都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
1	大阪府	大阪市	7,193	53	大阪府	東大阪市	418
2	宮城県	仙台市	3,012	54	愛知県	豊田市	408
3	神奈川県	横浜市	2,786	55	群馬県	渋川市	390
4	愛知県	名古屋市	1,915	56	神奈川県	大和市	387
5	神奈川県	川崎市	1,870	57	富山県	富山市	383
6	埼玉県	さいたま市	1,828	58	滋賀県	大津市	382
7	福岡県	福岡市	1,582	59	栃木県	栃木市	377
8	熊本県	熊本市	1,555	60	福島県	喜多方市	375
9	千葉県	船橋市	1,548	61	茨城県	水戸市	372
10	東京都	世田谷区	1,518	62	群馬県	富岡市	372
11	北海道	札幌市	1,345	63	福岡県	北九州市	371
12	静岡県	浜松市	1,245	64	北海道	旭川市	369
13	神奈川県	相模原市	1,056	65	大阪府	豊中市	369
14	東京都	練馬区	1,048	66	千葉県	流山市	366
15	北海道	北見市	1,026	67	沖縄県	浦添市	366
16	東京都	品川区	1,026	68	高知県	高知市	361
17	京都府	京都市	922	69	埼玉県	川口市	348
18	兵庫県	神戸市	868	70	埼玉県	川越市	348
19	東京都	豊島区	832	71	東京都	目黒区	341
20	東京都	新宿区	780	72	愛媛県	松山市	340
21	千葉県	松戸市	715	73	新潟県	長岡市	338
22	広島県	広島市	702	74	沖縄県	名護市	321
23	新潟県	新潟市	678	75	東京都	中央区	320
24	千葉県	千葉市	671	76	新潟県	十日町市	320
25	東京都	江東区	668	77	沖縄県	石垣市	315
26	沖縄県	那覇市	661	78	群馬県	前橋市	315
27	東京都	港区	602	79	長崎県	長崎市	314
28	東京都	葛飾区	598	80	埼玉県	越谷市	311
29	東京都	杉並区	597	81	栃木県	真岡市	310
30	東京都	板橋区	587	82	沖縄県	沖縄市	310
31	東京都	中野区	576	83	栃木県	宇都宮市	306
32	千葉県	市川市	568	84	大分県	大分市	305
33	鹿児島県	鹿児島市	553	85	沖縄県	宜野湾市	304
34	島根県	出雲市	550	86	埼玉県	戸田市	299
35	兵庫県	加古川市	526	87	福島県	郡山市	297
36	徳島県	徳島市	521	88	埼玉県	蕨市	286
37	東京都	大田区	518	89	熊本県	菊池市	281
38	神奈川県	藤沢市	512	90	東京都	文京区	279
39	静岡県	静岡市	512	91	千葉県	浦安市	278
40	東京都	調布市	508	92	東京都	八王子市	275
41	山形県	山形市	504	93	愛知県	安城市	270
42	東京都	江戸川区	485	94	栃木県	那須塩原市	269
43	千葉県	柏市	485	95	埼玉県	草加市	269
44	広島県	東広島市	481	96	兵庫県	伊丹市	269
45	神奈川県	茅ヶ崎市	478	97	埼玉県	ふじみ野市	268
46	福島県	会津若松市	452	98	沖縄県	糸満市	266
47	東京都	足立区	452	99	東京都	府中市	262
48	大阪府	堺市	448	100	滋賀県	草津市	261
49	秋田県	秋田市	445	101	新潟県	南魚沼市	260
50	東京都	北区	444	102	千葉県	鴨川市	259
51	静岡県	富士宮市	430	103	大阪府	吹田市	259
52	兵庫県	尼崎市	424	104	神奈川県	厚木市	256

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年)
			人				人
105	佐賀県	佐賀市	256	161	東京都	狛江市	168
106	沖縄県	宮古島市	254	162	長野県	長野市	168
107	大阪府	枚方市	254	163	広島県	福山市	168
108	新潟県	新発田市	253	164	静岡県	藤枝市	166
109	福岡県	久留米市	252	165	埼玉県	加須市	161
110	栃木県	小山市	251	166	奈良県	生駒市	157
111	東京都	墨田区	250	167	兵庫県	姫路市	157
112	東京都	武蔵野市	250	168	東京都	東大和市	155
113	群馬県	高崎市	250	169	新潟県	村上市	155
114	宮城県	大崎市	248	170	熊本県	菊陽町	154
115	東京都	荒川区	246	171	神奈川県	平塚市	152
116	福岡県	朝倉市	245	172	大阪府	和泉市	151
117	石川県	金沢市	245	173	広島県	呉市	151
118	広島県	廿日市市	242	174	大阪府	門真市	150
119	香川県	まんのう町	234	175	埼玉県	鴻巣市	149
120	岩手県	盛岡市	233	176	和歌山県	紀の川市	148
121	沖縄県	八重瀬町	230	177	東京都	三鷹市	146
122	青森県	青森市	230	178	東京都	昭島市	146
123	香川県	丸亀市	225	179	愛媛県	宇和島市	145
124	千葉県	市原市	222	180	宮城県	南三陸町	143
125	東京都	小金井市	220	181	茨城県	守谷市	143
126	千葉県	八千代市	215	182	埼玉県	志木市	143
127	山梨県	都留市	212	183	埼玉県	久喜市	143
128	大阪府	大東市	212	184	千葉県	野田市	139
129	埼玉県	吉川市	210	185	宮城県	富谷町	138
130	神奈川県	海老名市	210	186	岐阜県	岐阜市	138
131	宮城県	石巻市	207	187	青森県	弘前市	137
132	山梨県	甲府市	205	188	岩手県	陸前高田市	137
133	沖縄県	うるま市	205	189	福島県	猪苗代町	137
134	新潟県	柏崎市	201	190	鹿児島県	鹿屋市	137
135	茨城県	つくばみらい市	200	191	長崎県	大村市	134
136	福岡県	那珂川町	200	192	東京都	立川市	133
137	埼玉県	和光市	199	193	神奈川県	秦野市	133
138	山形県	新庄市	197	194	大阪府	大阪狭山市	132
139	沖縄県	中城村	196	195	宮城県	登米市	130
140	岡山県	岡山市	192	196	茨城県	つくば市	130
141	大分県	中津市	190	197	鳥取県	鳥取市	130
142	大阪府	高槻市	190	198	東京都	西東京市	129
143	愛知県	清須市	188	199	東京都	八丈町	129
144	愛知県	田原市	187	200	徳島県	美馬市	129
145	沖縄県	南城市	185	201	東京都	小平市	128
146	福井県	坂井市	180	202	山口県	下松市	128
147	兵庫県	宝塚市	180	203	福島県	福島市	126
148	埼玉県	上尾市	179	204	東京都	町田市	126
149	静岡県	掛川市	179	205	長崎県	諫早市	125
150	埼玉県	熊谷市	178	206	長野県	伊那市	124
151	石川県	小松市	178	207	沖縄県	北谷町	124
152	大阪府	八尾市	175	208	北海道	恵庭市	123
153	北海道	帯広市	173	209	栃木県	足利市	122
154	埼玉県	所沢市	172	210	埼玉県	朝霞市	122
155	千葉県	印西市	170	211	静岡県	磐田市	122
156	東京都	台東区	169	212	北海道	美幌町	120
157	神奈川県	横須賀市	169	213	北海道	訓子府町	120
158	埼玉県	三郷市	168	214	埼玉県	富士見市	120
159	千葉県	習志野市	168	215	京都府	八幡市	120
160	東京都	渋谷区	168	216	福岡県	宇美町	120

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
217	福岡県	新宮町	120
218	千葉県	我孫子市	119
219	宮城県	亘理町	118
220	山形県	鶴岡市	118
221	千葉県	佐倉市	118
222	山梨県	南アルプス市	118
223	宮崎県	宮崎市	117
224	滋賀県	東近江市	116
225	山口県	下関市	116
226	大分県	九重町	115
227	兵庫県	西宮市	115
228	宮城県	多賀城市	114
229	福島県	伊達市	114
230	島根県	松江市	114
231	東京都	国分寺市	113
232	熊本県	合志市	113
233	山形県	天童市	112
234	静岡県	富士市	112
235	山口県	周南市	111
236	神奈川県	逗子市	110
237	福井県	越前市	110
238	福岡県	筑紫野市	110
239	埼玉県	白岡市	109
240	千葉県	鎌ヶ谷市	109
241	大阪府	交野市	109
242	沖縄県	南風原町	108
243	岩手県	奥州市	106
244	福岡県	福津市	106
245	青森県	十和田市	105
246	青森県	三沢市	105
247	茨城県	東海村	105
248	島根県	雲南市	105
249	北海道	千歳市	104
250	埼玉県	秩父市	103
251	大阪府	河内長野市	103
252	山口県	和木町	103
253	茨城県	土浦市	101
254	兵庫県	三木市	101
255	宮城県	東松島市	100
256	埼玉県	杉戸町	100
257	愛知県	稲沢市	100
258	三重県	亀山市	100
259	奈良県	橿原市	100
260	愛知県	岡崎市	100

## (資料1-2) 利用児童数が100人以上増加した地方自治体

(注)利用児童数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年) 人		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
1	神奈川県	横浜市	3,764	53	東京都	中央区	390
2	神奈川県	川崎市	1,989	54	東京都	北区	390
3	埼玉県	さいたま市	1,784	55	北海道	旭川市	384
4	愛知県	名古屋市	1,716	56	岐阜県	揖斐川町	381
5	北海道	札幌市	1,497	57	兵庫県	西宮市	374
6	宮城県	仙台市	1,477	58	東京都	江戸川区	372
7	東京都	世田谷区	1,320	59	愛知県	豊田市	368
8	福岡県	福岡市	1,284	60	千葉県	流山市	362
9	大阪府	大阪市	1,198	61	和歌山県	田辺市	361
10	富山県	富山市	1,182	62	栃木県	宇都宮市	357
11	熊本県	熊本市	1,168	63	石川県	金沢市	355
12	岩手県	滝沢市	1,147	64	東京都	調布市	352
13	広島県	広島市	1,137	65	埼玉県	越谷市	352
14	千葉県	船橋市	1,128	66	静岡県	富士宮市	337
15	東京都	練馬区	1,061	67	愛知県	春日井市	334
16	兵庫県	神戸市	889	68	沖縄県	宜野湾市	330
17	千葉県	松戸市	796	69	千葉県	浦安市	326
18	東京都	品川区	791	70	埼玉県	川越市	324
19	静岡県	浜松市	753	71	大阪府	東大阪市	324
20	千葉県	白井市	738	72	沖縄県	浦添市	322
21	秋田県	秋田市	734	73	東京都	目黒区	313
22	東京都	港区	726	74	東京都	荒川区	307
23	東京都	杉並区	699	75	大阪府	吹田市	304
24	東京都	江東区	695	76	東京都	墨田区	303
25	京都府	京都市	695	77	福島県	会津若松市	294
26	神奈川県	相模原市	639	78	茨城県	水戸市	288
27	東京都	板橋区	633	79	東京都	町田市	284
28	東京都	豊島区	570	80	東京都	文京区	283
29	沖縄県	那覇市	570	81	埼玉県	戸田市	282
30	千葉県	千葉市	549	82	栃木県	真岡市	273
31	千葉県	市川市	548	83	沖縄県	糸満市	273
32	東京都	大田区	528	84	高知県	高知市	267
33	新潟県	新潟市	527	85	沖縄県	石垣市	264
34	東京都	新宿区	510	86	福島県	郡山市	260
35	東京都	中野区	507	87	滋賀県	草津市	258
36	千葉県	柏市	505	88	福岡県	北九州市	258
37	東京都	葛飾区	493	89	茨城県	つくば市	256
38	神奈川県	藤沢市	491	90	東京都	武蔵野市	253
39	大分県	大分市	488	91	兵庫県	加古川市	253
40	福島県	いわき市	482	92	大阪府	枚方市	253
41	神奈川県	大和市	472	93	東京都	三鷹市	251
42	埼玉県	川口市	468	94	栃木県	栃木市	249
43	鹿児島県	鹿児島市	463	95	長崎県	長崎市	229
44	滋賀県	大津市	458	96	大阪府	八尾市	228
45	大阪府	豊中市	455	97	愛媛県	松山市	228
46	岡山県	岡山市	448	98	徳島県	徳島市	227
47	東京都	足立区	438	99	埼玉県	朝霞市	225
48	大阪府	堺市	427	100	山口県	山口市	222
49	山形県	山形市	421	101	新潟県	新発田市	221
50	静岡県	静岡市	411	102	大阪府	高槻市	219
51	兵庫県	尼崎市	404	103	熊本県	合志市	216
52	神奈川県	茅ヶ崎市	391	104	大阪府	茨木市	212



(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年)
			人				人
105	福岡県	柳川市	209	161	愛知県	岡崎市	134
106	千葉県	習志野市	207	162	島根県	出雲市	133
107	長崎県	佐世保市	207	163	茨城県	土浦市	132
108	東京都	小金井市	206	164	神奈川県	海老名市	132
109	山形県	新庄市	204	165	大阪府	寝屋川市	132
110	埼玉県	蕨市	204	166	群馬県	高崎市	132
111	神奈川県	厚木市	202	167	福岡県	大野城市	131
112	茨城県	日立市	199	168	福島県	喜多方市	130
113	埼玉県	草加市	199	169	埼玉県	吉川市	130
114	栃木県	那須塩原市	197	170	鳥取県	鳥取市	130
115	沖縄県	名護市	197	171	北海道	釧路市	128
116	沖縄県	うるま市	196	172	長野県	長野市	128
117	兵庫県	明石市	193	173	愛知県	安城市	127
118	東京都	八王子市	192	174	滋賀県	長浜市	126
119	東京都	府中市	191	175	奈良県	生駒市	124
120	神奈川県	秦野市	185	176	北海道	函館市	123
121	埼玉県	上尾市	183	177	福岡県	久留米市	123
122	埼玉県	ふじみ野市	183	178	山口県	下関市	122
123	東京都	台東区	182	179	愛知県	田原市	121
124	千葉県	市原市	181	180	滋賀県	東近江市	120
125	沖縄県	宮古島市	180	181	福岡県	粕屋町	120
126	埼玉県	三郷市	178	182	兵庫県	姫路市	120
127	千葉県	八千代市	178	183	三重県	四日市市	119
128	茨城県	つくばみらい市	176	184	滋賀県	近江八幡市	119
129	東京都	国分寺市	174	185	兵庫県	芦屋市	119
130	埼玉県	富士見市	168	186	広島県	東広島市	118
131	東京都	渋谷区	166	187	宮崎県	日南市	118
132	兵庫県	宝塚市	166	188	鳥取県	倉吉市	117
133	静岡県	掛川市	165	189	愛知県	刈谷市	116
134	宮城県	石巻市	162	190	茨城県	牛久市	114
135	埼玉県	久喜市	162	191	徳島県	美馬市	113
136	東京都	小平市	161	192	宮崎県	宮崎市	113
137	福島県	福島市	160	193	長野県	上田市	111
138	岐阜県	岐阜市	159	194	大阪府	門真市	111
139	埼玉県	新座市	158	195	岩手県	一関市	107
140	沖縄県	南城市	157	196	山形県	天童市	107
141	沖縄県	沖縄市	156	197	埼玉県	熊谷市	107
142	千葉県	鎌ヶ谷市	152	198	青森県	青森市	107
143	長崎県	諫早市	152	199	宮城県	多賀城市	106
144	東京都	狛江市	151	200	埼玉県	志木市	106
145	静岡県	藤枝市	151	201	埼玉県	蓮田市	105
146	神奈川県	横須賀市	151	202	東京都	昭島市	105
147	長崎県	大村市	148	203	石川県	白山市	105
148	千葉県	印西市	147	204	熊本県	宇城市	105
149	香川県	まんのう町	147	205	鹿児島県	始良市	105
150	岩手県	盛岡市	147	206	埼玉県	和光市	104
151	島根県	松江市	146	207	福岡県	八女市	104
152	東京都	西東京市	145	208	青森県	十和田市	102
153	岡山県	倉敷市	144	209	熊本県	益城町	102
154	青森県	八戸市	140	210	山形県	米沢市	101
155	福岡県	福津市	139	211	群馬県	太田市	101
156	大阪府	箕面市	138	212	千葉県	佐倉市	101
157	埼玉県	所沢市	135	213	青森県	弘前市	100
158	鹿児島県	鹿屋市	135	214	山形県	寒河江市	100
159	埼玉県	鴻巣市	134	215	東京都	東大和市	100
160	大分県	中津市	134				

(資料2-1) 市区町村別保育所等定員数の増減

(注) 定員：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(平成28年度－平成27年度)

都道府県	定員数が増加した市区町村での累計		定員数が減少した市区町村での累計		計	定員数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市		定員数の増加数	定員数の減少数	計						
	人	市区町村数	人	市区町村数			人	市区町村数				人	人				
1	北海道	2,231	28	▲ 289	10	1,942	138	48	札幌市	1,345	0	1,345					
2	青森県	556	13	▲ 309	10	247	16	49	仙台市	3,012	0	3,012					
3	岩手県	618	11	▲ 74	6	544	15	50	さいたま市	1,828	0	1,828					
4	宮城県	1,441	16	▲ 93	2	1,348	16	51	千葉市	671	0	671					
5	秋田県	460	9	▲ 78	3	382	12	52	横浜市	2,786	0	2,786					
6	山形県	1,414	15	▲ 120	3	1,294	17	53	川崎市	1,870	0	1,870					
7	福島県	1,409	15	▲ 264	5	1,145	37	54	相模原市	1,056	0	1,056					
8	茨城県	1,565	21	▲ 83	6	1,482	17	55	新潟市	678	0	678					
9	栃木県	1,776	16	▲ 60	2	1,716	6	56	静岡市	512	0	512					
10	群馬県	1,178	16	0	0	1,178	17	57	浜松市	1,245	0	1,245					
11	埼玉県	4,448	37	▲ 77	5	4,371	18	58	名古屋市	1,915	0	1,915					
12	千葉県	4,026	27	▲ 287	5	3,739	19	59	京都市	922	0	922					
13	東京都	15,664	47	0	0	15,664	14	60	大阪市	7,193	0	7,193					
14	神奈川県	2,705	19	0	0	2,705	10	61	堺市	448	0	448					
15	新潟県	2,030	16	▲ 414	6	1,616	7	62	神戸市	868	0	868					
16	富山県	219	3	▲ 262	4	▲ 43	7	63	岡山市	192	0	192					
17	石川県	488	9	▲ 56	1	432	8	64	広島市	702	0	702					
18	福井県	395	4	▲ 93	4	302	9	65	北九州市	371	0	371					
19	山梨県	877	14	▲ 55	2	822	11	66	福岡市	1,582	0	1,582					
20	長野県	421	10	▲ 295	6	126	60	67	熊本市	1,555	0	1,555					
21	岐阜県	324	10	▲ 770	11	▲ 446	20	政令指定都市計	30,751	0	30,751						
22	静岡県	1,285	17	▲ 16	2	1,269	14	68	旭川市	369	0	369					
23	愛知県	1,806	30	▲ 6	1	1,800	19	69	函館市	0	▲ 69	▲ 69					
24	三重県	425	9	▲ 250	5	175	15	70	青森市	230	0	230					
25	滋賀県	794	12	▲ 79	3	715	3	71	盛岡市	233	0	233					
26	京都府	410	8	▲ 125	2	285	15	72	秋田市	445	0	445					
27	大阪府	1,774	18	▲ 467	7	1,307	12	73	郡山市	297	0	297					
28	兵庫県	1,806	21	▲ 174	6	1,632	10	74	いわき市	1	0	1					
29	奈良県	520	10	▲ 133	2	387	26	75	宇都宮市	306	0	306					
30	和歌山県	388	6	▲ 103	3	285	20	76	前橋市	315	0	315					
31	鳥取県	199	3	▲ 73	4	126	12	77	高崎市	250	0	250					
32	島根県	815	8	▲ 58	3	757	8	78	川越市	348	0	348					
33	岡山県	336	7	▲ 221	3	115	15	79	越谷市	311	0	311					
34	広島県	879	7	▲ 196	7	683	6	80	船橋市	1,548	0	1,548					
35	山口県	568	10	▲ 33	1	535	7	81	柏市	485	0	485					
36	徳島県	670	4	▲ 130	3	540	17	82	八王子市	275	0	275					
37	香川県	662	11	▲ 20	1	642	4	83	横須賀市	169	0	169					
38	愛媛県	349	8	▲ 301	3	48	8	84	富山市	383	0	383					
39	高知県	229	6	▲ 94	5	135	22	85	金沢市	245	0	245					
40	福岡県	1,866	32	▲ 130	3	1,736	22	86	長野市	168	0	168					
41	佐賀県	387	6	▲ 161	4	226	10	87	岐阜市	138	0	138					
42	長崎県	521	10	▲ 138	4	383	5	88	豊橋市	50	0	50					
43	熊本県	1,182	20	▲ 238	10	944	14	89	豊田市	408	0	408					
44	大分県	445	7	▲ 135	6	310	4	90	岡崎市	100	0	100					
45	宮崎県	199	9	▲ 923	6	▲ 724	10	91	大津市	382	0	382					
46	鹿児島県	704	18	▲ 85	6	619	18	92	高槻市	190	0	190					
47	沖縄県	3,633	22	▲ 10	1	3,623	17	93	東大阪市	418	0	418					
都道府県計							67,097	675	▲ 7,978	192	59,119	807	94	豊中市	369	0	369
													95	枚方市	254	0	254
													96	姫路市	157	0	157
													97	西宮市	115	0	115
													98	尼崎市	424	0	424
													99	奈良市	68	0	68
													100	和歌山市	78	0	78
													101	倉敷市	91	0	91
													102	呉市	151	0	151
													103	福山市	168	0	168
													104	下関市	116	0	116
													105	高松市	35	0	35
													106	松山市	340	0	340
													107	高知市	361	0	361
													108	久留米市	252	0	252
													109	長崎市	314	0	314
													110	佐世保市	24	0	24
													111	大分市	305	0	305
													112	宮崎市	117	0	117
													113	鹿児島市	553	0	553
													114	那覇市	661	0	661
													中核市計		13,017	▲ 69	12,948
													合計		110,865	▲ 8,047	102,818

注1：都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2：市区町村の総数は1,741(平成28年4月1日現在)

(資料2-2) 市区町村別保育所等利用児童数の増減

(注)利用児童数：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成28年度－平成27年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の増減数		計
	人	市区町村数	人	市区町村数				人	人	
1 北海道	1,280	81	▲ 913	74	367	21	48 札幌市	1,497	0	1,497
2 青森県	578	16	▲ 288	21	290	2	49 仙台市	1,477	0	1,477
3 岩手県	1,784	17	▲ 101	14	1,683	1	50 さいたま市	1,784	0	1,784
4 宮城県	1,022	25	▲ 302	7	720	2	51 千葉市	549	0	549
5 秋田県	212	11	▲ 361	13	▲ 149	0	52 横浜市	3,764	0	3,764
6 山形県	1,266	22	▲ 164	12	1,102	1	53 川崎市	1,989	0	1,989
7 福島県	1,077	27	▲ 196	21	881	9	54 相模原市	639	0	639
8 茨城県	1,898	35	▲ 95	9	1,803	0	55 新潟市	527	0	527
9 栃木県	1,203	18	▲ 95	6	1,108	0	56 静岡市	411	0	411
10 群馬県	361	20	▲ 478	10	▲ 117	3	57 浜松市	753	0	753
11 埼玉県	4,177	44	▲ 225	15	3,952	1	58 名古屋市	1,716	0	1,716
12 千葉県	4,384	35	▲ 213	14	4,171	2	59 京都市	695	0	695
13 東京都	14,727	49	▲ 128	9	14,599	3	60 大阪市	1,198	0	1,198
14 神奈川県	2,447	24	▲ 104	5	2,343	0	61 堺市	427	0	427
15 新潟県	487	10	▲ 821	19	▲ 334	0	62 神戸市	889	0	889
16 富山県	91	3	▲ 338	11	▲ 247	0	63 岡山市	448	0	448
17 石川県	278	9	▲ 267	9	11	0	64 広島市	1,137	0	1,137
18 福井県	276	8	▲ 181	8	95	1	65 北九州市	258	0	258
19 山梨県	449	16	▲ 102	8	347	3	66 福岡市	1,284	0	1,284
20 長野県	563	34	▲ 455	38	108	4	67 熊本市	1,168	0	1,168
21 岐阜県	749	14	▲ 1,207	26	▲ 458	1	政令指定都市計	22,610	0	22,610
22 静岡県	1,502	26	▲ 90	7	1,412	0	68 旭川市	384	0	384
23 愛知県	1,986	33	▲ 546	17	1,440	0	69 函館市	123	0	123
24 三重県	398	11	▲ 513	18	▲ 115	0	70 青森市	107	0	107
25 滋賀県	1,029	15	▲ 86	3	943	0	71 盛岡市	147	0	147
26 京都府	594	17	▲ 66	7	528	1	72 秋田市	734	0	734
27 大阪府	2,169	31	▲ 49	6	2,120	0	73 郡山市	260	0	260
28 兵庫県	1,381	24	▲ 2,056	13	▲ 675	0	74 いわき市	482	0	482
29 奈良県	454	20	▲ 121	11	333	7	75 宇都宮市	357	0	357
30 和歌山県	566	12	▲ 234	12	332	5	76 前橋市	73	0	73
31 鳥取県	339	9	▲ 408	9	▲ 69	1	77 高崎市	132	0	132
32 島根県	470	13	▲ 86	6	384	0	78 川越市	324	0	324
33 岡山県	373	16	▲ 143	9	230	0	79 越谷市	352	0	352
34 広島県	467	14	▲ 74	6	393	0	80 船橋市	1,128	0	1,128
35 山口県	450	7	▲ 972	11	▲ 522	0	81 柏市	505	0	505
36 徳島県	588	14	▲ 104	10	484	0	82 八王子市	192	0	192
37 香川県	430	14	▲ 44	2	386	0	83 横須賀市	151	0	151
38 愛媛県	247	10	▲ 162	9	85	0	84 富山市	1,182	0	1,182
39 高知県	285	16	▲ 292	17	▲ 7	0	85 金沢市	355	0	355
40 福岡県	1,682	37	▲ 1,020	20	662	0	86 長野市	128	0	128
41 佐賀県	4,821	12	▲ 495	8	4,326	0	87 岐阜市	159	0	159
42 長崎県	702	13	▲ 117	6	585	0	88 豊橋市	0	▲ 135	▲ 135
43 熊本県	910	21	▲ 434	23	476	0	89 豊田市	368	0	368
44 大分県	306	8	▲ 238	9	68	0	90 岡崎市	134	0	134
45 宮崎県	348	7	▲ 686	16	▲ 338	2	91 大津市	458	0	458
46 鹿児島県	746	22	▲ 298	15	448	5	92 高槻市	219	0	219
47 沖縄県	2,790	27	▲ 34	5	2,756	8	93 東大阪市	324	0	324
都道府県計	65,342	967	▲ 16,402	624	48,940	83	94 豊中市	455	0	455
							95 枚方市	253	0	253
							96 姫路市	120	0	120
							97 西宮市	374	0	374
							98 尼崎市	404	0	404
							99 奈良市	76	0	76
							100 和歌山市	90	0	90
							101 倉敷市	144	0	144
							102 呉市	33	0	33
							103 福山市	0	▲ 44	▲ 44
							104 下関市	122	0	122
							105 高松市	85	0	85
							106 松山市	228	0	228
							107 高知市	267	0	267
							108 久留米市	123	0	123
							109 長崎市	229	0	229
							110 佐世保市	207	0	207
							111 大分市	488	0	488
							112 宮崎市	113	0	113
							113 鹿児島市	463	0	463
							114 那覇市	570	0	570
							中核市計	13,622	▲ 179	13,443
							合計	101,574	▲ 16,581	84,993

注1：都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2：市区町村の総数は1,741(平成28年4月1日現在)

(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 待機児童数 集約表

(平成28年4月1日現在)

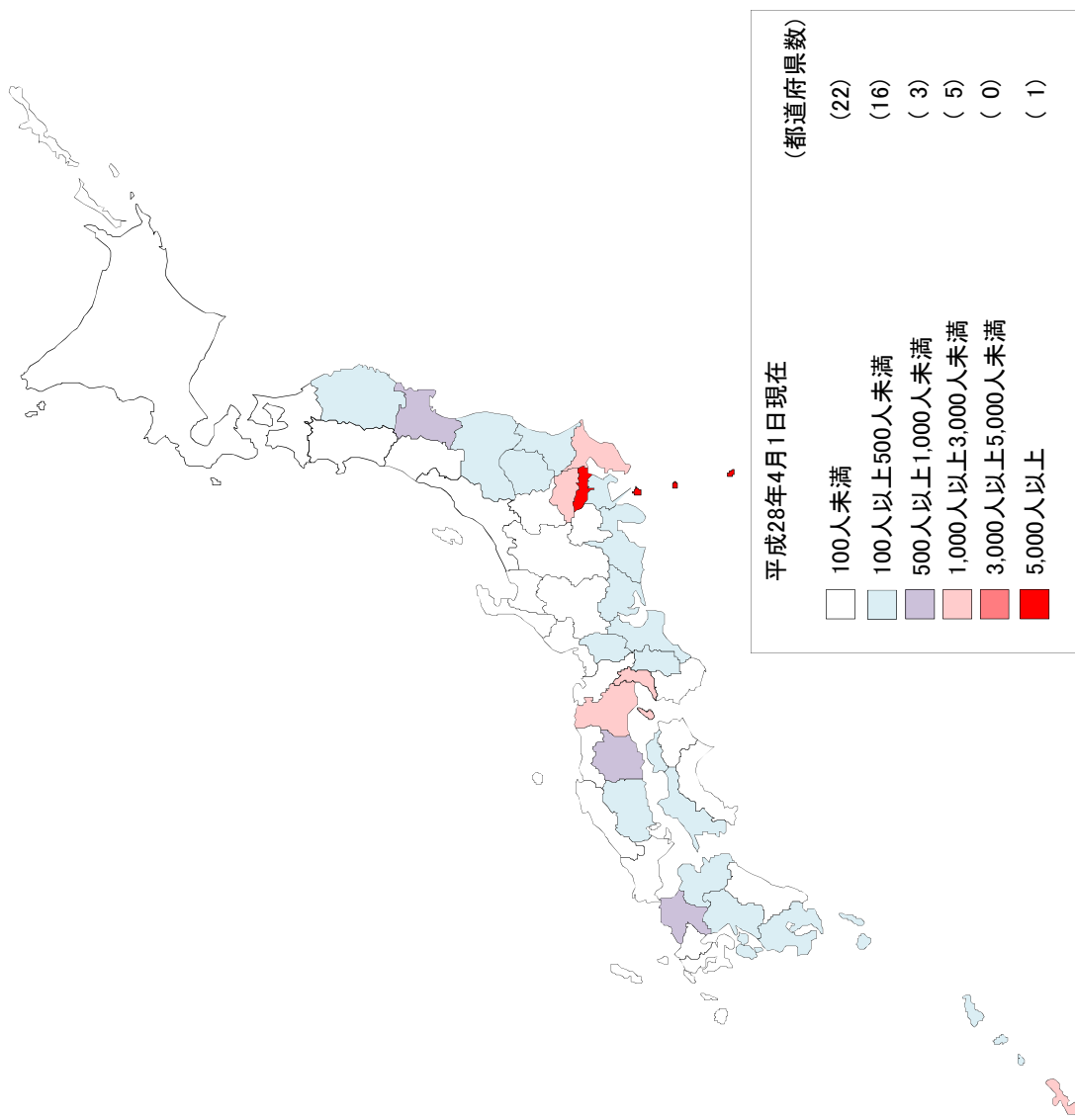
都道府県	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)	政令指定都市 中核市	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)
					地方単独 保育施策 人						地方単独 保育施策 人
1 北海道	610	43,460	36,005	46	9	48 札幌市	370	27,372	27,169	8	31
2 青森県	402	29,182	26,112	0	132	49 仙台市	290	18,323	16,971	213	132
3 岩手県	335	23,873	22,186	194	0	50 さいたま市	247	17,344	17,306	24	655
4 宮城県	325	21,038	19,579	425	13	51 千葉市	191	14,117	14,628	11	43
5 秋田県	238	19,995	17,046	33	3	52 横浜市	869	59,097	58,756	7	987
6 山形県	330	25,208	23,710	0	18	53 川崎市	348	24,739	25,022	6	1,410
7 福島県	278	21,108	19,343	398	0	54 相模原市	149	11,981	11,442	0	121
8 茨城県	671	57,539	52,290	382	145	55 新潟市	244	21,591	21,446	0	0
9 栃木県	364	30,827	26,681	126	0	56 静岡市	156	13,048	12,163	46	19
10 群馬県	309	30,294	29,187	5	0	57 浜松市	126	12,446	11,255	214	146
11 埼玉県	1,157	83,412	80,125	897	379	58 名古屋市	544	44,610	42,660	0	0
12 千葉県	786	66,587	62,184	1,246	319	59 京都市	353	29,161	30,404	0	0
13 東京都	3,055	230,935	225,017	8,327	10,167	60 大阪市	576	56,578	48,821	273	0
14 神奈川県	480	38,677	37,958	465	272	61 堺市	156	16,240	16,355	16	17
15 新潟県	526	47,082	39,791	0	0	62 神戸市	363	25,437	25,365	59	0
16 富山県	209	20,491	17,701	0	0	63 岡山市	130	16,391	14,966	729	0
17 石川県	248	26,224	22,313	0	0	64 広島市	228	26,635	25,513	161	0
18 福井県	284	27,611	25,152	0	0	65 北九州市	205	17,273	16,495	0	0
19 山梨県	252	25,081	19,993	0	0	66 福岡市	316	33,485	33,908	73	0
20 長野県	499	52,613	42,334	0	0	67 熊本市	236	19,661	19,511	0	0
21 岐阜県	394	41,044	33,590	23	0	政令指定都市計	6,097	505,529	490,156	1,840	3,561
22 静岡県	440	36,940	35,368	189	150	68 旭川市	79	5,240	5,524	40	40
23 愛知県	819	101,006	82,881	202	197	69 函館市	55	3,739	3,492	0	0
24 三重県	443	44,352	38,875	101	0	70 青森市	100	6,637	6,669	0	0
25 滋賀県	253	24,404	23,554	339	0	71 盛岡市	73	6,401	6,316	0	0
26 京都府	244	27,656	25,570	64	25	72 秋田市	89	6,634	6,342	0	1
27 大阪府	656	65,266	65,937	801	79	73 郡山市	46	3,506	3,630	52	0
28 兵庫県	532	46,188	44,298	715	262	74 いわき市	64	6,201	5,627	12	0
29 奈良県	170	19,987	18,330	175	0	75 宇都宮市	114	9,341	9,039	29	0
30 和歌山県	147	16,281	13,511	4	0	76 前橋市	80	7,322	6,717	0	0
31 鳥取県	214	18,831	17,260	0	0	77 高崎市	89	8,306	8,045	0	0
32 島根県	304	22,760	22,146	38	3	78 川崎市	64	4,298	4,207	67	28
33 岡山県	210	17,728	16,353	35	27	79 越谷市	80	4,858	4,641	38	0
34 広島県	291	24,546	20,227	0	171	80 船橋市	112	11,161	10,505	203	95
35 山口県	292	22,237	20,152	65	29	81 柏市	68	6,379	6,122	0	13
36 徳島県	215	17,251	15,490	60	0	82 八王子市	126	11,010	11,086	139	48
37 香川県	139	13,305	11,998	3	0	83 横須賀市	58	4,227	4,121	19	0
38 愛媛県	268	20,536	17,675	16	0	84 富山市	94	11,634	11,443	0	0
39 高知県	185	14,365	10,216	0	0	85 金沢市	115	12,069	12,156	0	0
40 福岡県	554	54,137	52,084	797	0	86 長野市	88	9,199	8,535	0	0
41 佐賀県	287	24,520	22,831	18	0	87 岐阜市	58	5,665	5,418	0	0
42 長崎県	323	21,049	20,299	4	0	88 豊橋市	57	9,450	8,538	0	0
43 熊本県	496	36,940	34,900	233	0	89 豊田市	73	10,804	7,152	0	0
44 大分県	243	16,545	15,324	20	0	90 岡崎市	53	7,940	7,342	0	0
45 宮崎県	321	22,758	20,884	0	0	91 大津市	92	7,463	7,431	0	0
46 鹿児島県	430	27,394	27,963	144	0	92 高槻市	74	5,697	6,017	0	36
47 沖縄県	430	35,251	36,547	1,977	36	93 東大阪市	88	7,856	8,185	127	0
都道府県計	20,658	1,754,514	1,608,970	18,567	12,436	94 豊中市	77	5,831	6,089	217	81
						95 枚方市	64	6,993	7,404	0	0
						96 姫路市	101	11,267	10,853	46	0
						97 西宮市	120	6,550	7,190	183	0
						98 尼崎市	107	7,357	7,354	47	0
						99 奈良市	56	6,407	5,660	85	0
						100 和歌山市	61	7,332	6,773	6	0
						101 倉敷市	108	11,372	11,027	111	0
						102 呉市	54	4,091	3,747	0	3
						103 福山市	126	12,873	12,324	0	0
						104 下関市	61	5,722	5,235	0	0
						105 高松市	86	9,555	8,924	321	0
						106 松山市	99	7,275	6,884	94	0
						107 高知市	117	12,954	10,425	42	3
						108 久留米市	83	8,922	8,845	78	0
						109 長崎市	121	9,880	9,466	66	0
						110 佐世保市	96	6,730	6,340	0	0
						111 大分市	106	9,004	8,957	350	0
						112 宮崎市	137	11,141	11,172	64	0
						113 鹿児島市	151	12,124	12,293	151	0
						114 那覇市	84	8,050	8,219	559	0
						中核市計	4,104	374,467	359,481	3,146	348
						合計	30,859	2,634,510	2,458,607	23,553	16,345

注1: 都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2: 保育所等数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

注3: (参考) 地方単独保育施策は、保育所の入所申込が提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策(いわゆる保育室)に入所しているため待機児童に含まれない児童数

(資料4) 平成28年4月1日 全国待機児童マップ (都道府県別)



注: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数 人
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

## (資料5) 待機児童数50人以上の市区町村

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	1,198	16	61	埼玉県	戸田市	106	72
2	岡山県	岡山市	729	595	62	東京都	葛飾区	106	▲146
3	沖縄県	那覇市	559	20	63	東京都	豊島区	105	▲104
4	千葉県	市川市	514	141	64	東京都	国分寺市	102	14
5	東京都	江戸川区	397	50	65	茨城県	つくば市	101	▲3
6	東京都	板橋区	376	▲2	100人以上 小計			15,108	1,199
7	沖縄県	沖縄市	360	64	66	埼玉県	川口市	98	▲123
8	大分県	大分市	350	▲134	67	東京都	文京区	98	29
9	香川県	高松市	321	192	68	福岡県	筑紫野市	95	32
10	東京都	渋谷区	315	63	69	愛媛県	松山市	94	▲1
11	東京都	足立区	306	▲16	70	千葉県	木更津市	92	27
12	東京都	目黒区	299	5	71	東京都	東久留米市	92	5
13	東京都	府中市	296	▲56	72	沖縄県	北中城村	92	48
14	兵庫県	明石市	295	139	73	福岡県	大野城市	91	45
15	東京都	調布市	289	▲7	74	神奈川県	茅ヶ崎市	89	▲26
16	東京都	江東区	277	110	75	沖縄県	中城村	86	64
17	大阪府	大阪市	273	56	76	奈良県	奈良市	85	6
18	東京都	三鷹市	264	55	77	東京都	国立市	81	▲18
19	東京都	中央区	263	144	78	熊本県	益城町	81	23
20	東京都	中野区	257	85	79	埼玉県	朝霞市	79	32
21	東京都	台東区	240	70	80	千葉県	浦安市	79	50
22	東京都	北区	232	72	81	東京都	多摩市	79	30
23	沖縄県	浦添市	231	74	82	沖縄県	読谷村	78	18
24	大阪府	吹田市	230	140	83	福岡県	久留米市	78	45
25	東京都	大田区	229	75	84	埼玉県	草加市	77	▲49
26	大阪府	豊中市	217	▲36	85	沖縄県	南城市	77	▲19
27	静岡県	浜松市	214	▲193	86	東京都	東村山市	76	44
28	宮城県	仙台市	213	▲206	87	千葉県	富里市	73	29
29	千葉県	船橋市	203	▲422	88	福岡県	福岡市	73	12
30	東京都	立川市	198	15	89	滋賀県	東近江市	72	33
31	沖縄県	南風原町	188	61	90	大阪府	池田市	71	71
32	東京都	日野市	183	19	91	埼玉県	新座市	70	20
33	兵庫県	西宮市	183	107	92	千葉県	習志野市	70	27
34	東京都	町田市	182	29	93	埼玉県	狭山市	69	48
35	東京都	品川区	178	▲37	94	埼玉県	川越市	67	▲7
36	沖縄県	宜野湾市	172	▲178	95	鹿児島県	出水市	66	▲1
37	東京都	小平市	167	▲11	96	長崎県	長崎市	66	30
38	東京都	練馬区	166	▲10	97	福島県	南相馬市	65	31
39	東京都	荒川区	164	116	98	山口県	山口市	65	▲3
40	広島県	広島市	161	95	99	東京都	港区	64	34
41	東京都	小金井市	154	▲10	100	三重県	四日市市	64	5
42	東京都	西東京市	154	11	101	宮城県	宮崎市	64	64
43	鹿児島県	鹿児島市	151	127	102	滋賀県	彦根市	63	12
44	大阪府	茨木市	147	▲39	103	宮城県	石巻市	62	17
45	沖縄県	石垣市	147	▲59	104	沖縄県	宮古島市	61	13
46	千葉県	流山市	146	97	105	沖縄県	嘉手納町	60	0
47	東京都	狛江市	142	▲33	106	兵庫県	神戸市	59	46
48	兵庫県	加古川市	140	▲112	107	福島県	田村市	58	32
49	東京都	八王子市	139	▲5	108	東京都	新宿区	58	▲110
50	東京都	杉並区	136	94	109	兵庫県	太子町	58	32
51	東京都	墨田区	134	58	110	沖縄県	糸満市	58	▲69
52	沖縄県	うるま市	131	16	111	福岡県	粕屋町	57	35
53	大阪府	東大阪市	127	▲79	112	滋賀県	近江八幡市	56	11
54	福島県	福島市	125	29	113	神奈川県	藤沢市	55	▲28
55	福岡県	須恵町	125	▲3	114	千葉県	八千代市	53	11
56	福岡県	太宰府市	124	64	115	福島県	郡山市	52	26
57	茨城県	水戸市	123	▲35	116	岩手県	一関市	51	17
58	東京都	武蔵野市	122	▲5	50～99人 小計			3,677	700
59	福岡県	春日市	121	19	50人以上 合計			18,785	1,899
60	岡山県	倉敷市	111	▲69					

## (資料6) 待機児童数が100人以上増減のあった地方自治体

### 1. 待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H28.4.1 待機児童数	H27.4.1 待機児童数	減少
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104

### 2. 待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H28.4.1 待機児童数	H27.4.1 待機児童数	増加
1	岡山県	岡山市	729	134	595
2	香川県	高松市	321	129	192
3	東京都	中央区	263	119	144
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	大阪府	吹田市	230	90	140
6	兵庫県	明石市	295	156	139
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127
8	東京都	荒川区	164	48	116
9	東京都	江東区	277	167	110
10	兵庫県	西宮市	183	76	107

## (資料7)待機児童数と保育所等整備の状況

\* 待機児童数が平成27年及び平成28年ともにゼロの市区町村は除く

\* 定員: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

### 1. 待機児童数が減少した市区町村における保育所等整備の状況

\* 待機児童数が減少した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
1	千葉県	船橋市	625	203	▲ 422	9,613	11,161	1,548
2	熊本県	熊本市	397	0	▲ 397	18,106	19,661	1,555
3	宮城県	仙台市	419	213	▲ 206	15,311	18,323	3,012
4	静岡県	浜松市	407	214	▲ 193	11,201	12,446	1,245
5	沖縄県	宜野湾市	350	172	▲ 178	2,310	2,614	304
6	東京都	葛飾区	252	106	▲ 146	9,438	10,036	598
7	大分県	大分市	484	350	▲ 134	8,699	9,004	305
8	埼玉県	川口市	221	98	▲ 123	7,732	8,080	348
9	兵庫県	加古川市	252	140	▲ 112	3,780	4,306	526
10	東京都	新宿区	168	58	▲ 110	4,984	5,764	780
11	栃木県	宇都宮市	136	29	▲ 107	9,035	9,341	306
12	東京都	豊島区	209	105	▲ 104	3,931	4,763	832
13	兵庫県	伊丹市	132	33	▲ 99	2,605	2,874	269
14	静岡県	静岡市	141	46	▲ 95	12,536	13,048	512
15	福岡県	那珂川町	87	0	▲ 87	903	1,103	200
16	熊本県	菊陽町	94	10	▲ 84	1,410	1,564	154
17	大阪府	東大阪市	206	127	▲ 79	7,438	7,856	418
18	埼玉県	さいたま市	95	24	▲ 71	15,516	17,344	1,828
19	千葉県	市原市	84	14	▲ 70	2,861	3,083	222
20	沖縄県	糸満市	127	58	▲ 69	1,967	2,233	266
21	岡山県	倉敷市	180	111	▲ 69	11,281	11,372	91
22	北海道	札幌市	69	8	▲ 61	26,027	27,372	1,345
23	沖縄県	石垣市	206	147	▲ 59	1,202	1,517	315
24	東京都	府中市	352	296	▲ 56	4,550	4,812	262
25	静岡県	掛川市	56	0	▲ 56	1,892	2,071	179
26	大分県	中津市	52	0	▲ 52	2,341	2,531	190
27	神奈川県	秦野市	51	0	▲ 51	1,905	2,038	133
28	滋賀県	長浜市	68	18	▲ 50	2,723	2,714	▲ 9
29	埼玉県	草加市	126	77	▲ 49	3,003	3,272	269
30	千葉県	松戸市	48	0	▲ 48	5,874	6,589	715
31	奈良県	橿原市	92	45	▲ 47	2,053	2,153	100
32	宮城県	東松島市	39	0	▲ 39	569	669	100
33	大阪府	茨木市	186	147	▲ 39	4,867	4,957	90
34	沖縄県	西原町	74	35	▲ 39	990	1,072	82
35	大阪府	堺市	54	16	▲ 38	15,792	16,240	448
36	東京都	品川区	215	178	▲ 37	6,845	7,871	1,026
37	大阪府	豊中市	253	217	▲ 36	5,462	5,831	369
38	大阪府	枚方市	36	0	▲ 36	6,739	6,993	254
39	茨城県	水戸市	158	123	▲ 35	4,655	5,027	372
40	埼玉県	八潮市	33	0	▲ 33	970	1,057	87
41	東京都	狛江市	175	142	▲ 33	1,217	1,385	168
42	滋賀県	草津市	33	0	▲ 33	2,861	3,122	261
43	宮城県	大崎市	35	3	▲ 32	2,874	3,122	248
44	宮城県	富谷町	79	47	▲ 32	865	1,003	138
45	神奈川県	葉山町	40	9	▲ 31	204	294	90
46	岡山県	総社市	58	27	▲ 31	1,365	1,406	41
47	沖縄県	八重瀬町	31	0	▲ 31	1,335	1,565	230
48	埼玉県	蕨市	33	3	▲ 30	948	1,234	286
49	東京都	昭島市	51	21	▲ 30	2,637	2,783	146



	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
50	島根県	出雲市	37	7	▲ 30	4,965	5,515	550
51	福島県	会津坂下町	31	3	▲ 28	150	164	14
52	千葉県	四街道市	72	44	▲ 28	935	1,032	97
53	神奈川県	藤沢市	83	55	▲ 28	5,706	6,218	512
54	宮城県	多賀城市	38	11	▲ 27	1,084	1,198	114
55	茨城県	下妻市	26	0	▲ 26	745	798	53
56	栃木県	小山市	53	27	▲ 26	2,285	2,536	251
57	神奈川県	茅ヶ崎市	115	89	▲ 26	2,999	3,477	478
58	大阪府	大阪狭山市	36	10	▲ 26	801	933	132
59	兵庫県	川西市	58	32	▲ 26	1,776	1,825	49
60	千葉県	白井市	25	0	▲ 25	945	873	▲ 72
61	神奈川県	大和市	25	0	▲ 25	2,722	3,109	387
62	鹿児島県	薩摩川内市	31	6	▲ 25	2,414	2,395	▲ 19
63	宮城県	亘理町	47	23	▲ 24	515	633	118
64	愛媛県	伊予市	24	0	▲ 24	840	889	49
65	岩手県	釜石市	28	5	▲ 23	608	689	81
66	埼玉県	和光市	59	36	▲ 23	1,344	1,543	199
67	福島県	相馬市	27	5	▲ 22	500	519	19
68	大阪府	四條畷市	28	7	▲ 21	1,137	1,152	15
69	兵庫県	姫路市	67	46	▲ 21	11,110	11,267	157
70	兵庫県	尼崎市	68	47	▲ 21	6,933	7,357	424
71	茨城県	日立市	19	0	▲ 19	2,036	2,046	10
72	千葉県	成田市	55	36	▲ 19	2,283	2,362	79
73	沖縄県	南城市	96	77	▲ 19	1,228	1,413	185
74	沖縄県	本部町	27	8	▲ 19	478	478	0
75	茨城県	東海村	25	7	▲ 18	680	785	105
76	東京都	国立市	99	81	▲ 18	1,222	1,317	95
77	愛知県	瀬戸市	34	16	▲ 18	2,256	2,336	80
78	福岡県	小郡市	18	0	▲ 18	1,070	1,116	46
79	大阪府	泉大津市	25	8	▲ 17	1,483	1,483	0
80	徳島県	徳島市	36	19	▲ 17	5,495	6,016	521
81	北海道	旭川市	57	40	▲ 17	4,871	5,240	369
82	岩手県	宮古市	27	11	▲ 16	1,076	1,075	▲ 1
83	秋田県	大館市	18	2	▲ 16	1,675	1,767	92
84	埼玉県	三郷市	62	46	▲ 16	1,854	2,022	168
85	東京都	足立区	322	306	▲ 16	11,122	11,574	452
86	沖縄県	金武町	26	10	▲ 16	284	366	82
87	埼玉県	志木市	37	22	▲ 15	1,120	1,263	143
88	滋賀県	竜王町	15	0	▲ 15	170	190	20
89	滋賀県	愛荘町	14	0	▲ 14	430	460	30
90	和歌山県	岩出市	14	0	▲ 14	1,468	1,503	35
91	福島県	猪苗代町	13	0	▲ 13	205	342	137
92	栃木県	栃木市	23	10	▲ 13	2,659	3,036	377
93	三重県	明和町	13	0	▲ 13	642	667	25
94	大阪府	摂津市	37	24	▲ 13	1,965	2,017	52
95	岡山県	早島町	21	8	▲ 13	300	300	0
96	沖縄県	北谷町	54	41	▲ 13	758	882	124
97	静岡県	清水町	12	0	▲ 12	530	568	38
98	熊本県	宇土市	27	15	▲ 12	1,080	1,140	60
99	宮城県	利府町	31	20	▲ 11	605	628	23
100	東京都	小平市	178	167	▲ 11	3,075	3,203	128
101	東京都	武蔵村山市	11	0	▲ 11	1,972	1,972	0
102	大阪府	岸和田市	42	31	▲ 11	4,010	3,911	▲ 99
103	大阪府	守口市	28	17	▲ 11	2,752	2,700	▲ 52
104	鹿児島県	南九州市	11	0	▲ 11	830	894	64
105	千葉県	野田市	10	0	▲ 10	1,970	2,109	139
106	東京都	練馬区	176	166	▲ 10	12,284	13,332	1,048
107	東京都	小金井市	164	154	▲ 10	1,708	1,928	220

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
108	神奈川県	二宮町	10	0	▲ 10	330	350	20
109	神奈川県	愛川町	14	4	▲ 10	627	646	19
110	愛知県	尾張旭市	34	24	▲ 10	1,585	1,624	39
111	愛知県	長久手市	27	17	▲ 10	1,408	1,447	39
112	北海道	豊浦町	9	0	▲ 9	90	100	10
113	静岡県	沼津市	26	17	▲ 9	2,815	2,819	4
114	三重県	鈴鹿市	9	0	▲ 9	4,835	4,835	0
115	岩手県	盛岡市	9	0	▲ 9	6,168	6,401	233
116	福島県	いわき市	21	12	▲ 9	6,200	6,201	1
117	埼玉県	所沢市	19	11	▲ 8	5,411	5,583	172
118	神奈川県	海老名市	35	27	▲ 8	1,589	1,799	210
119	北海道	伊達市	9	2	▲ 7	540	540	0
120	東京都	調布市	296	289	▲ 7	3,872	4,380	508
121	神奈川県	厚木市	17	10	▲ 7	2,750	3,006	256
122	大阪府	柏原市	7	0	▲ 7	1,396	1,402	6
123	埼玉県	川越市	74	67	▲ 7	3,950	4,298	348
124	岩手県	八幡平市	6	0	▲ 6	722	722	0
125	福島県	西郷村	25	19	▲ 6	434	453	19
126	埼玉県	嵐山町	21	15	▲ 6	236	241	5
127	東京都	福生市	6	0	▲ 6	1,359	1,359	0
128	神奈川県	鎌倉市	50	44	▲ 6	2,269	2,351	82
129	静岡県	長泉町	24	18	▲ 6	690	728	38
130	宮城県	名取市	42	37	▲ 5	829	915	86
131	東京都	武蔵野市	127	122	▲ 5	1,815	2,065	250
132	静岡県	袋井市	30	25	▲ 5	1,260	1,261	1
133	愛知県	知立市	5	0	▲ 5	2,020	2,077	57
134	福岡県	福津市	14	9	▲ 5	1,008	1,114	106
135	福岡県	新宮町	20	15	▲ 5	567	687	120
136	東京都	八王子市	144	139	▲ 5	10,735	11,010	275
137	北海道	斜里町	4	0	▲ 4	200	250	50
138	岩手県	平泉町	4	0	▲ 4	180	180	0
139	栃木県	野木町	4	0	▲ 4	396	446	50
140	埼玉県	熊谷市	4	0	▲ 4	3,303	3,481	178
141	千葉県	東金市	6	2	▲ 4	722	779	57
142	千葉県	大網白里市	12	8	▲ 4	588	682	94
143	愛知県	小牧市	31	27	▲ 4	2,953	3,011	58
144	愛知県	岩倉市	4	0	▲ 4	956	965	9
145	滋賀県	野洲市	9	5	▲ 4	890	980	90
146	高知県	香美市	4	0	▲ 4	845	831	▲ 14
147	福岡県	志免町	49	45	▲ 4	997	1,001	4
148	鹿児島県	始良市	29	25	▲ 4	1,637	1,704	67
149	北海道	網走市	3	0	▲ 3	372	372	0
150	北海道	倶知安町	11	8	▲ 3	310	310	0
151	岩手県	大槌町	7	4	▲ 3	260	295	35
152	宮城県	蔵王町	3	0	▲ 3	150	165	15
153	茨城県	つくば市	104	101	▲ 3	5,735	5,865	130
154	栃木県	真岡市	12	9	▲ 3	1,726	2,036	310
155	三重県	亀山市	9	6	▲ 3	1,115	1,215	100
156	滋賀県	湖南市	32	29	▲ 3	1,280	1,310	30
157	山口県	山口市	68	65	▲ 3	3,012	3,102	90
158	山口県	下松市	3	0	▲ 3	780	908	128
159	徳島県	石井町	9	6	▲ 3	485	485	0
160	福岡県	須恵町	128	125	▲ 3	481	481	0
161	長崎県	時津町	3	0	▲ 3	602	632	30
162	北海道	名寄市	8	6	▲ 2	330	330	0
163	宮城県	大河原町	17	15	▲ 2	515	527	12
164	秋田県	仙北市	2	0	▲ 2	764	822	58
165	茨城県	守谷市	4	2	▲ 2	1,139	1,282	143

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
166	埼玉県	坂戸市	2	0	▲ 2	1,386	1,398	12
167	埼玉県	三芳町	6	4	▲ 2	560	627	67
168	東京都	板橋区	378	376	▲ 2	10,102	10,689	587
169	大阪府	藤井寺市	9	7	▲ 2	1,115	1,156	41
170	奈良県	生駒市	38	36	▲ 2	2,044	2,201	157
171	熊本県	荒尾市	3	1	▲ 2	1,546	1,640	94
172	沖縄県	与那原町	47	45	▲ 2	615	711	96
173	神奈川県	横須賀市	21	19	▲ 2	4,058	4,227	169
174	岩手県	久慈市	1	0	▲ 1	1,120	1,200	80
175	福島県	二本松市	49	48	▲ 1	979	1,004	25
176	福島県	三春町	1	0	▲ 1	289	289	0
177	茨城県	笠間市	1	0	▲ 1	1,211	1,239	28
178	茨城県	稲敷市	1	0	▲ 1	670	670	0
179	栃木県	下野市	1	0	▲ 1	1,015	1,111	96
180	埼玉県	深谷市	1	0	▲ 1	3,181	3,246	65
181	埼玉県	幸手市	3	2	▲ 1	370	463	93
182	埼玉県	伊奈町	1	0	▲ 1	637	717	80
183	千葉県	茂原市	20	19	▲ 1	1,649	1,668	19
184	東京都	清瀬市	45	44	▲ 1	1,334	1,403	69
185	神奈川県	綾瀬市	45	44	▲ 1	760	849	89
186	神奈川県	清川村	1	0	▲ 1	30	30	0
187	静岡県	伊豆市	1	0	▲ 1	655	684	29
188	兵庫県	三田市	48	47	▲ 1	1,292	1,349	57
189	鹿児島県	出水市	67	66	▲ 1	1,390	1,407	17
190	沖縄県	伊是名村	1	0	▲ 1	80	70	▲ 10
191	神奈川県	横浜市	8	7	▲ 1	56,311	59,097	2,786
192	愛媛県	松山市	95	94	▲ 1	6,935	7,275	340
193	高知県	高知市	43	42	▲ 1	12,593	12,954	361

2. 待機児童数が増加(変化なしを含む)した市区町村における保育所等整備の状況

\* 待機児童数が増加した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
1	岡山県	岡山市	134	729	595	16,199	16,391	192
2	香川県	高松市	129	321	192	9,520	9,555	35
3	東京都	中央区	119	263	144	3,321	3,641	320
4	千葉県	市川市	373	514	141	6,732	7,300	568
5	大阪府	吹田市	90	230	140	5,362	5,621	259
6	兵庫県	明石市	156	295	139	4,328	4,410	82
7	鹿児島県	鹿児島市	24	151	127	11,571	12,124	553
8	東京都	荒川区	48	164	116	4,430	4,676	246
9	東京都	江東区	167	277	110	9,965	10,633	668
10	兵庫県	西宮市	76	183	107	6,435	6,550	115
11	千葉県	流山市	49	146	97	3,725	4,091	366
12	広島県	広島市	66	161	95	25,933	26,635	702
13	東京都	杉並区	42	136	94	6,873	7,470	597
14	東京都	中野区	172	257	85	4,314	4,890	576
15	東京都	大田区	154	229	75	10,702	11,220	518
16	沖縄県	浦添市	157	231	74	3,091	3,457	366
17	埼玉県	戸田市	34	106	72	2,469	2,768	299
18	東京都	北区	160	232	72	6,356	6,800	444
19	大阪府	池田市	0	71	71	1,391	1,425	34
20	東京都	台東区	170	240	70	2,458	2,627	169
21	福岡県	太宰府市	60	124	64	1,238	1,268	30
22	沖縄県	沖縄市	296	360	64	3,300	3,610	310
23	沖縄県	中城村	22	86	64	511	707	196
24	宮崎県	宮崎市	0	64	64	11,024	11,141	117
25	東京都	渋谷区	252	315	63	3,204	3,372	168
26	沖縄県	南風原町	127	188	61	1,310	1,418	108
27	東京都	墨田区	76	134	58	5,239	5,489	250
28	大阪府	大阪市	217	273	56	49,385	56,578	7,193
29	東京都	三鷹市	209	264	55	2,868	3,014	146
30	千葉県	浦安市	29	79	50	2,879	3,157	278
31	東京都	江戸川区	347	397	50	10,307	10,792	485
32	埼玉県	狭山市	21	69	48	2,120	2,120	0
33	沖縄県	北中城村	44	92	48	469	488	19
34	兵庫県	神戸市	13	59	46	24,569	25,437	868
35	福岡県	大野城市	46	91	45	1,943	2,041	98
36	福岡県	久留米市	33	78	45	8,670	8,922	252
37	東京都	東村山市	32	76	44	2,219	2,309	90
38	京都府	長岡京市	6	46	40	1,387	1,472	85
39	神奈川県	伊勢原市	9	47	38	1,597	1,625	28
40	奈良県	香芝市	6	44	38	1,547	1,597	50
41	愛知県	みよし市	0	37	37	1,440	1,440	0
42	滋賀県	守山市	14	49	35	1,839	1,904	65
43	福岡県	粕屋町	22	57	35	1,215	1,215	0
44	東京都	港区	30	64	34	4,125	4,727	602
45	茨城県	古河市	8	41	33	2,410	2,480	70
46	滋賀県	東近江市	39	72	33	1,913	2,029	116
47	大阪府	門真市	0	33	33	1,934	2,084	150
48	岩手県	奥州市	3	35	32	2,977	3,083	106
49	福島県	田村市	26	58	32	565	565	0
50	埼玉県	朝霞市	47	79	32	2,488	2,610	122
51	兵庫県	太子町	26	58	32	380	475	95
52	福岡県	筑紫野市	63	95	32	2,007	2,117	110
53	福島県	南相馬市	34	65	31	633	632	▲ 1
54	東京都	多摩市	49	79	30	2,731	2,776	45

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
55	長崎県	長崎市	36	66	30	9,566	9,880	314
56	岩手県	花巻市	0	29	29	2,239	2,239	0
57	福島県	福島市	96	125	29	3,949	4,075	126
58	千葉県	富里市	44	73	29	550	550	0
59	東京都	文京区	69	98	29	3,492	3,771	279
60	東京都	町田市	153	182	29	6,993	7,119	126
61	大阪府	八尾市	19	47	28	4,643	4,818	175
62	茨城県	那珂市	0	27	27	785	797	12
63	千葉県	木更津市	65	92	27	1,615	1,659	44
64	千葉県	習志野市	43	70	27	2,028	2,196	168
65	兵庫県	宝塚市	7	34	27	3,030	3,210	180
66	埼玉県	東松山市	12	38	26	1,023	1,073	50
67	埼玉県	富士見市	10	36	26	1,701	1,821	120
68	福島県	郡山市	26	52	26	3,209	3,506	297
69	栃木県	佐野市	0	24	24	2,307	2,341	34
70	熊本県	益城町	58	81	23	1,054	1,130	76
71	大阪府	島本町	19	41	22	620	620	0
72	島根県	松江市	0	22	22	6,375	6,489	114
73	三重県	名張市	8	29	21	1,490	1,548	58
74	埼玉県	上尾市	15	35	20	3,005	3,184	179
75	埼玉県	入間市	4	24	20	2,454	2,493	39
76	埼玉県	新座市	50	70	20	2,774	2,819	45
77	千葉県	八街市	4	24	20	981	981	0
78	愛知県	東海市	15	35	20	2,905	2,945	40
79	滋賀県	栗東市	12	32	20	1,695	1,695	0
80	大分県	佐伯市	0	20	20	1,058	1,077	19
81	沖縄県	那覇市	539	559	20	7,389	8,050	661
82	岩手県	紫波町	5	24	19	606	591	▲ 15
83	東京都	日野市	164	183	19	3,033	3,132	99
84	福岡県	春日市	102	121	19	1,740	1,790	50
85	熊本県	玉名市	2	21	19	1,674	1,700	26
86	福島県	大玉村	0	18	18	140	150	10
87	大阪府	交野市	29	47	18	1,183	1,292	109
88	沖縄県	読谷村	60	78	18	810	810	0
89	岩手県	一関市	34	51	17	2,642	2,672	30
90	宮城県	石巻市	45	62	17	2,309	2,516	207
91	栃木県	那須塩原市	19	36	17	2,384	2,653	269
92	千葉県	印西市	0	17	17	1,561	1,731	170
93	大阪府	和泉市	27	44	17	3,321	3,472	151
94	鹿児島県	奄美市	15	32	17	1,005	1,097	92
95	東京都	世田谷区	1,182	1,198	16	11,377	12,895	1,518
96	岐阜県	瑞穂市	7	23	16	1,615	1,680	65
97	兵庫県	芦屋市	22	38	16	1,122	1,211	89
98	兵庫県	豊岡市	0	16	16	1,910	1,923	13
99	徳島県	北島町	7	23	16	535	535	0
100	愛媛県	砥部町	0	16	16	276	276	0
101	沖縄県	うるま市	115	131	16	2,795	3,000	205
102	岩手県	滝沢市	1	16	15	1,270	1,275	5
103	茨城県	阿見町	0	15	15	970	970	0
104	東京都	立川市	183	198	15	3,420	3,553	133
105	神奈川県	逗子市	4	19	15	688	798	110
106	福岡県	広川町	0	15	15	560	560	0
107	秋田県	潟上市	17	31	14	825	875	50
108	東京都	国分寺市	88	102	14	2,219	2,332	113
109	静岡県	三島市	0	14	14	1,700	1,719	19
110	愛知県	日進市	0	14	14	1,952	2,040	88
111	宮城県	大衡村	1	14	13	130	130	0
112	宮城県	涌谷町	0	13	13	220	220	0

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
113	茨城県	土浦市	0	13	13	2,244	2,345	101
114	茨城県	牛久市	0	13	13	2,014	2,014	0
115	埼玉県	久喜市	0	13	13	1,842	1,985	143
116	静岡県	島田市	11	24	13	1,720	1,743	23
117	沖縄県	宮古島市	48	61	13	1,795	2,049	254
118	宮城県	登米市	0	12	12	1,537	1,667	130
119	滋賀県	彦根市	51	63	12	2,415	2,469	54
120	京都府	亀岡市	0	12	12	2,451	2,451	0
121	福岡県	大刀洗町	0	12	12	495	540	45
122	福岡県	福岡市	61	73	12	31,903	33,485	1,582
123	千葉県	八千代市	42	53	11	2,195	2,410	215
124	東京都	西東京市	143	154	11	2,931	3,060	129
125	滋賀県	近江八幡市	45	56	11	1,609	1,672	63
126	大阪府	大東市	3	14	11	2,208	2,420	212
127	千葉県	千葉市	0	11	11	13,446	14,117	671
128	埼玉県	越谷市	28	38	10	4,547	4,858	311
129	埼玉県	飯能市	4	13	9	1,137	1,137	0
130	神奈川県	南足柄市	9	18	9	570	584	14
131	愛知県	東郷町	6	15	9	1,255	1,306	51
132	奈良県	大和郡山市	11	20	9	1,604	1,654	50
133	福岡県	宇美町	36	45	9	689	809	120
134	熊本県	大津町	38	47	9	1,025	1,032	7
135	鹿児島県	徳之島町	5	14	9	260	260	0
136	宮城県	大和町	37	45	8	435	443	8
137	静岡県	伊東市	25	33	8	960	960	0
138	熊本県	合志市	33	41	8	2,090	2,203	113
139	岩手県	田野畑村	0	7	7	50	50	0
140	宮城県	岩沼市	24	31	7	780	780	0
141	埼玉県	蓮田市	17	24	7	655	727	72
142	埼玉県	ふじみ野市	14	21	7	1,716	1,984	268
143	千葉県	佐倉市	34	41	7	1,988	2,106	118
144	徳島県	藍住町	5	12	7	514	514	0
145	岩手県	金ヶ崎町	2	8	6	330	350	20
146	宮城県	加美町	0	6	6	498	583	85
147	宮城県	美里町	10	16	6	198	198	0
148	栃木県	大田原市	0	6	6	1,333	1,362	29
149	栃木県	さくら市	0	6	6	1,168	1,260	92
150	栃木県	壬生町	1	7	6	1,060	1,099	39
151	千葉県	君津市	6	12	6	1,290	1,260	▲ 30
152	東京都	あきる野市	12	18	6	1,829	1,829	0
153	神奈川県	小田原市	16	22	6	3,233	3,245	12
154	京都府	向日市	0	6	6	1,050	1,079	29
155	大阪府	富田林市	0	6	6	1,696	1,696	0
156	福岡県	篠栗町	4	10	6	677	717	40
157	福岡県	水巻町	0	6	6	470	470	0
158	熊本県	宇城市	2	8	6	2,001	2,041	40
159	沖縄県	今帰仁村	0	6	6	280	299	19
160	神奈川県	川崎市	0	6	6	22,869	24,739	1,870
161	奈良県	奈良市	79	85	6	6,339	6,407	68
162	北海道	中標津町	0	5	5	180	180	0
163	宮城県	白石市	0	5	5	500	500	0
164	群馬県	邑楽町	0	5	5	370	390	20
165	埼玉県	白岡市	13	18	5	343	452	109
166	東京都	目黒区	294	299	5	3,563	3,904	341
167	東京都	青梅市	20	25	5	3,233	3,272	39
168	東京都	東久留米市	87	92	5	1,976	2,014	38
169	東京都	瑞穂町	20	25	5	659	678	19
170	静岡県	焼津市	10	15	5	1,620	1,640	20

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
171	三重県	四日市市	59	64	5	5,441	5,492	51
172	佐賀県	佐賀市	8	13	5	5,616	5,872	256
173	北海道	上ノ国町	0	4	4	165	165	0
174	茨城県	取手市	4	8	4	1,766	1,789	23
175	東京都	八丈町	0	4	4	302	431	129
176	神奈川県	座間市	39	43	4	1,362	1,411	49
177	愛知県	高浜市	0	4	4	1,125	1,145	20
178	兵庫県	稲美町	11	15	4	420	420	0
179	福岡県	宗像市	4	8	4	1,530	1,615	85
180	熊本県	嘉島町	5	9	4	300	390	90
181	沖縄県	名護市	17	21	4	2,416	2,737	321
182	北海道	浦臼町	0	3	3	0	0	0
183	北海道	東神楽町	0	3	3	210	220	10
184	岩手県	北上市	1	4	3	1,851	1,910	59
185	宮城県	山元町	0	3	3	160	160	0
186	福島県	喜多方市	31	34	3	981	1,356	375
187	茨城県	神栖市	11	14	3	2,808	2,848	40
188	茨城県	つくばみらい市	8	11	3	1,244	1,444	200
189	東京都	東大和市	4	7	3	2,028	2,183	155
190	大阪府	箕面市	14	17	3	2,097	2,132	35
191	奈良県	田原本町	6	9	3	500	500	0
192	香川県	宇多津町	0	3	3	610	590	▲ 20
193	福岡県	久山町	0	3	3	120	120	0
194	和歌山県	和歌山市	3	6	3	7,254	7,332	78
195	宮城県	気仙沼市	7	9	2	689	696	7
196	福島県	塙町	9	11	2	70	70	0
197	茨城県	常総市	4	6	2	1,188	1,217	29
198	埼玉県	吉川市	28	30	2	884	1,094	210
199	埼玉県	上里町	0	2	2	580	610	30
200	埼玉県	宮代町	0	2	2	340	340	0
201	東京都	日の出町	0	2	2	556	556	0
202	静岡県	富士市	32	34	2	4,225	4,337	112
203	静岡県	森町	0	2	2	220	239	19
204	愛知県	豊明市	0	2	2	1,542	1,547	5
205	三重県	熊野市	0	2	2	470	470	0
206	福岡県	岡垣町	10	12	2	220	246	26
207	佐賀県	鳥栖市	3	5	2	1,746	1,681	▲ 65
208	沖縄県	恩納村	26	28	2	206	211	5
209	北海道	室蘭市	0	1	1	950	950	0
210	北海道	稚内市	12	13	1	410	410	0
211	北海道	興部町	0	1	1	90	90	0
212	宮城県	大郷町	0	1	1	90	90	0
213	茨城県	常陸太田市	0	1	1	700	735	35
214	千葉県	袖ヶ浦市	0	1	1	1,000	1,024	24
215	千葉県	栄町	0	1	1	220	230	10
216	東京都	羽村市	0	1	1	1,371	1,372	1
217	東京都	三宅村	0	1	1	60	60	0
218	神奈川県	大井町	0	1	1	170	190	20
219	静岡県	熱海市	0	1	1	430	430	0
220	静岡県	菊川市	0	1	1	1,010	1,010	0
221	愛知県	刈谷市	8	9	1	2,067	2,162	95
222	愛知県	幸田町	0	1	1	1,315	1,351	36
223	滋賀県	豊郷町	1	2	1	155	155	0
224	兵庫県	播磨町	6	7	1	620	620	0
225	和歌山県	白浜町	0	1	1	560	560	0
226	和歌山県	上富田町	0	1	1	390	409	19
227	和歌山県	串本町	1	2	1	300	300	0
228	福岡県	みやま市	0	1	1	984	1,056	72

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
229	福岡県	桂川町	0	1	1	330	350	20
230	長崎県	壱岐市	3	4	1	607	607	0
231	鹿児島県	伊仙町	0	1	1	180	180	0
232	沖縄県	豊見城市	41	42	1	1,993	2,071	78
233	宮城県	栗原市	23	23	0	947	881	▲ 66
234	宮城県	村田町	4	4	0	90	90	0
235	宮城県	柴田町	24	24	0	457	464	7
236	宮城県	南三陸町	1	1	0	180	323	143
237	福島県	棚倉町	12	12	0	140	140	0
238	栃木県	上三川町	1	1	0	520	522	2
239	埼玉県	春日部市	3	3	0	2,851	2,845	▲ 6
240	神奈川県	寒川町	10	10	0	630	630	0
241	神奈川県	大磯町	18	18	0	218	262	44
242	神奈川県	開成町	5	5	0	280	280	0
243	静岡県	藤枝市	5	5	0	1,705	1,871	166
244	愛知県	扶桑町	1	1	0	860	860	0
245	滋賀県	日野町	13	13	0	385	415	30
246	奈良県	天理市	21	21	0	1,430	1,439	9
247	島根県	雲南市	9	9	0	1,060	1,165	105
248	福岡県	苅田町	2	2	0	780	780	0
249	沖縄県	嘉手納町	60	60	0	260	298	38



## 2 はじめに

は特定の学問分野の基礎的な知識、さらには IT 機器の活用能力など、初年度の科目群をしっかりと履修する事が重要です。そして、そのうえで専攻する特定の学問分野を体系的に理解し、自己と歴史・社会・自然との関連付けを探ることへと進んでいきます。そうした学びの過程で、私たちは自分で考える主体的な能力を養い、課題を発見しそれを解決する、いわゆる考え抜く力が身につけていきます。

二番目の姿勢は、真理への謙虚さです。「学問」の「学」は「学ぶ」ということですが、これは「まねぶ」すなわち「まねる」という意味を含んでいます。優れた教えや態度を吸収するという意味合いがあります。そのためには「優れたものに対する謙虚さ」が必要です。「私はもう足りています、十分です」と思ったら「学び」はストップしてしまいます。

「真理に対する謙虚さ」は人格を「陶冶」(bildung)する、即ち、道徳性を培うと言われてきました。これは19世紀のドイツの哲学者フンボルトの教えですが、今の時代に言いかえると、大学での学びを通して私たちは自己完結の人生観から解放されて、他者の立場に身を置く共感の姿勢を獲得するという事です。国際社会に生きる私たちは、異文化を持つさまざまな人たちと相互の理解を深めていかねばなりません。更に、学ぶことは自分自身の為だけではなく、隣人や社会の為であるとする本学のモットー「学而事人」(学んで人に仕える)を体現する、そのような人になってほしいと願っています。

こうした学びのために、本学では2005年から学群制を導入し、隣接する科目を広く学ぶ事が出来るようにしています。芸術文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群、グローバル・コミュニケーション学群の4つの学群には、専門性の高い実践的な技能習得を目的として科目をそろえ、それぞれの教育目標に合わせて学ぶべき科目を履修出来るようにしています。またリベラルアーツ学群は、人文/社会/自然/学際・統合科学の学問領域を設定し、33の多彩な専攻プログラムから専門を選択するシステムを整えています。これらの学群の科目を通じて多様な価値観を理解し、自主的で幅広い思考力を養い、国際的な視野を持つことを目指してください。

4年間の学生生活は長いようで短いものです。貴重なこの時期ですから、学生生活のなかで多くの仲間と出会い友情を育て、また学業を通じて教員と信頼関係を築き、いろいろなことを学び取ってください。分からないことは積極的に問い、教員の知識や経験を媒介に一人ひとりが、自分の人間性を豊かに育ててください。

最後に、自由に伸び伸びと大学生活を過ごすことを期待しています。なぜなら、「真理はあなた方を自由にする」からです。

## 4. 「チャペル・アワー」について

本学には「チャペル・アワー」が設けられていますが、「チャペル」とは「学校・病院等、教会以外の施設にある礼拝堂」を指しています。本学のチャペル・アワーとは「大学で行われるキリスト教の礼拝の時間」を表しています。キリスト教の礼拝自体が教育的側面を持っていますが、特に、高等教育機関である大学の礼拝はそれが強く前面に出されています。「普遍的な真理」「究極的な存在」との出会いを通し、諸学問へのアプローチの土台が形成されると共に、自己を相対化し、真実なる自己との出会いが可能となります。その意味において、大学というアカデミックな機関における「チャペル・アワー」は大変重要な役割をもっています。大学の先生方や近隣の牧師の方など、それぞれの学問的領域や現場からの豊かな「メッセージ」を通し、多くの啓発を得ることが出来ます。自由参加のプログラムですが、自己探求、真理探求のための貴重な機会として受け止め、積極的に出席することを期待します。

チャペル・アワーの開催日時等は、明々館エントランス・太平館レクチャーホール前・崇貞館2階エレベーター前・栄光館2階教職センター前・サレンバーガー館1階ロビー・理化学館1階ロビー・徳望館1階エントランス・学而館1階エントランスロビー・一粒館1階インフォメーションセンター・PFC エントランスホール・其中館掲示コーナーおよび荊冠堂チャペル前掲示板、以上学内12ヶ所の案内ポスターをご覧ください。

## 5. アドバイザーについて

本学には、教員がアドバイザーとして学生一人ひとりを担当し、教学指導・学生指導を行う制度が設けられています。アドバイザーは、学生の履修登録と成績をモニターし、1学期に最低1回は学生に指導や助言を行います。

学生は学群長に対して、アドバイザーの変更を願い出ることが出来ます。芸術文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群の学生が「専攻演習」を履修した場合は、その担当教員をアドバイザーにすることが出来ます。

## (1) アドバイザーとの連絡の取り方

アドバイザーは授業の他に、オフィスアワーという時間を設けています。これは学生との相談に当てられる時間です。時間帯は e-Campus 及び教育支援課に掲示してあります。

オフィスアワーには基本的にアドバイザーが教員オフィスに在室していますが、学内の急用で席を外す場合もあります。アドバイザーとのすれ違いを無くすため、学生は可能な限り Eメール等でアドバイザーと面会時間の約束をしてください。

## (2) アドバイザーとの関係について

## ① プライバシーの保護

相談や指導に際して、アドバイザーは必要に応じて家庭や個人的な事情にふれる場合があります。ただし、プライバシーに関わる事項の回答については、各学生の意志に任されます。

## ② 不服の申し立て

アドバイザーの指導について不服があるときは、学群長に申し出てください。学群長は、公平な立場で問題の解決にあたります。

桜美林大学は、公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を2012（平成24）年度に受審し、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。」という評価をいただきました。

そのなかで、特に『学士課程のすべての科目に「レベル」を設定し、段階的かつ系統的な学修が可能となる措置が講じられていることは高く評価できる。』『専任教員が「アドバイザー」として学生一人ひとりを担当していることや教職員及び上級生が学びについての相談に応じる「コーナーストーン・センター」を設置していることなど、学生に対する学修及び授業支援の体制が充実している点は高く評価できる。』として、「優れている点」として評価もされています。